大治町地域防災計画

―風水害等災害対策計画―

（令和５年３月修正）

目次

第１編　総　　則 1

第１章　計画の目的 1
第１節　計画の目的 1
第２節　計画の性格 1
第３節　計画の構成 2
第４節　用語の定義 2
第５節　災害の想定 3
第６節　地域防災計画の作成又は修正 8
第２章　基本理念及び重点を置くべき事項 9
第１節　防災の基本理念 9
第２節　重点を置くべき事項 10
第３章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 12
第１節　実施責任 12
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 13
第３節　町民等の基本的責務 23

第２編　災害予防 24

第１章　防災協働社会の形成推進 24
第１節　防災協働社会の形成推進 25
第２節　防災組織の整備計画 25
第３節　自主防災組織・ボランティアとの連携 26
第４節　企業防災の促進 30
第２章　水害予防対策 33
第１節　河川防災対策 34
第２節　雨水出水対策 35
第３節　浸水想定区域における対策 36
第４節　農地防災対策 38
第５節　地盤沈下の防止 38
第３章　事故・火災等予防対策 40
第１節　道路災害対策 41
第２節　危険物及び毒物劇物等科学薬品類保安対策 41
第３節　高圧ガス保安対策 42
第４章　建築物等の安全化 44
第１節　交通関係施設対策 44

第２節　ライフライン関係施設対策 45
第３節　文化財保護対策 49
第４節　防災建造物整備対策 50
第５章　都市の防災性の向上 52
第１節　都市計画マスタープラン等の策定 52
第２節　防災上重要な都市施設の整備 53
第３節　建築物の不燃化の促進 53
第４節　市街地の面的な整備・改善 54
第６章　応急対策活動のための施設、資機材、体制等の整備 55
第１節　防災施設・設備及び災害用資機材の整備 55
第７章　避難行動の促進対策 62
第１節　気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備 62
第２節　緊急避難場所及び避難路の指定等 63
第３節　避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成 65
第４節　避難誘導等に係る計画の策定 66
第５節　避難に関する意識啓発 67
第８章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 70
第１節　避難所の指定・整備等 71
第２節　要配慮者支援対策 74
第３節　帰宅困難者対策 79
第９章　広域応援・受援体制の整備 80
第１節　広域応援・受援体制の整備 80
第２節　応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備 81
第３節　支援物資の円滑な受援供給体制の整備 82
第４節　防災活動拠点の確保等 82
第１０章　防災訓練及び防災意識の向上 83
第１節　防災訓練の実施 84
第２節　防災のための意識啓発・広報 86
第３節　防災のための教育 88
第１１章　防災に関する調査研究の推進 91
第１節　防災に関する調査研究の推進 91

第３編　災害応急対策 93

第１章　活動態勢（組織の動員配備） 93
第１節　災害対策本部及び警戒班の設置・運営 93
第２節　職員の派遣要請 103
第２章　避難行動 105
第１節　気象警報等の発表、伝達 106

第２節　避難情報……123
第３節　住民等の避難誘導等……127
第４節　広域避難……128
第３章　災害情報の収集・伝達・広報……130
第１節　被害状況等の収集・伝達……131
第２節　通信手段の確保……146
第３節　広報……149
第４章　応援協力・派遣要請……152
第１節　応援協力……153
第２節　応援部隊等による広域応援等……154
第３節　自衛隊の災害派遣……156
第４節　海上保安庁の応援要請の依頼……162
第５節　ボランティアの受入……162
第６節　防災活動拠点の確保等……164
第５章　救出・救助対策……167
第１節　救出・救助活動……167
第２節　航空機の活用……168
第６章　医療救護・防疫・保健衛生対策……170
第１節　医療救護……171
第２節　防疫・保健衛生……174
第７章　交通の確保・緊急輸送対策……177
第１節　道路交通規制等……178
第２節　道路施設対策……182
第３節　緊急輸送手段の確保……183
第８章　水害防除対策……188
第１節　水防……189
第２節　防災営農……191
第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策……194
第１節　避難所の開設・運営……195
第２節　要配慮者支援対策……200
第３節　帰宅困難者対策……201
第１０章　水・食品・生活必需品等の供給……202
第１節　給水……202
第２節　食品の供給……204
第３節　生活必需品の供給……207
第１１章　環境汚染防止及び地域安全対策……210
第１節　環境汚染防止対策……210
第２節　地域安全対策……211

第１２章　遺体の取扱い 212
第１節　遺体の捜索 213
第２節　遺体の処理 214
第３節　遺体の埋火葬 216
第１３章　ライフライン施設等の応急対策 218
第１節　電力施設対策 220
第２節　ガス施設対策 220
第３節　上水道施設対策 222
第４節　下水道施設対策 223
第５節　通信施設の応急措置 223
第６節　郵便業務の応急措置 228
第７節　ライフライン施設の応急復旧 229
第１４章　航空災害対策 230
第１節　中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通 230
第１５章　道路災害対策 234
第１節　道路災害対策 234
第１６章　危険物等災害対策 237
第１節　石油類及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 237
第１７章　高圧ガス災害対策 239
第１節　高圧ガス施設 239
第２節　高圧ガス積載車両 239
第１８章　大規模な火事災害対策 240
第１節　大規模な火事災害対策 240
第１９章　住宅対策 244
第１節　被災宅地の危険度判定 245
第２節　被災住宅等の調査 246
第３節　応急仮設住宅の設置及び管理運営 246
第４節　住宅の応急修理 248
第５節　障害物の除去 249
第２０章　学校における対策 251
第１節　気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置 252
第２節　教育施設及び教職員の確保 252
第３節　応急な教育活動についての広報 254
第４節　教科書・学用品等の給与 254
第５節　児童生徒等に対する支援 255

第４編　災害復旧・復興 256

第１章　復興体制 256

第１節　町復興計画等の策定.....256
第２節　職員派遣要請.....256
第２章　公共施設等災害復旧対策.....258
第１節　公共施設災害復旧事業.....258
第２節　激甚災害の指定.....259
第３節　暴力団等への対策.....261
第３章　災害廃棄物処理対策.....262
第１節　災害廃棄物処理対策.....262
第４章　被災者等の生活再建等の支援.....264
第１節　罹災証明書の交付等.....265
第２節　被災者への経済的支援等.....265
第３節　被災者等の生活再建等の支援.....267
第５章　商工業・農林水産業の再建支援.....270
第１節　商工業の再建支援.....270
第２節　農林水産業の再建支援.....270

風水害等災害対策計画　関連法令

災害対策基本法、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、水防法、災害救助法
被災者生活再建支援法、消防組織法、特定都市河川浸水被害対策法、高圧ガス保安法
消防法、建築基準法、警察法、地方自治法、気象業務法、警察官職務執行法
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、感染症法、道路交通法、道路法、気象業務法
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
生活保護法、大規模災害からの復興に関する法律
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
公立学校施設災害復旧費国庫負担法
公営住宅法、土地区画整理法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
予防接種法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
中小企業信用保険法、小規模企業者等設備導入資金助成法、母子及び父子並びに寡婦福祉法
雇用保険法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律
被災者生活再建支援法

第１編　　総　　則

第１章　　計画の目的

第１節　　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、大治町防災会議が大治町の地域にかかる防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、もって町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめ、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第２節　　計画の性格

１ 地域防災計画―風水害等災害対策計画―

⑴　この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき作成されている「大治町地域防災計画」の「風水害等災害対策計画」編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

⑵　町民の生命、身体及び財産を守るため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

２ 大治町国土強靱化地域計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、町が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る町の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、大治町国土強靱化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

⑴　町民の生命を最大限守る

⑵　地域及び社会の重要な機能を維持する

⑶　町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害を最小化する

⑷　迅速な復旧・復興を可能とする

３ 他の計画との関係

この計画の実施に際しては、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「大治町総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画及び原子力災害対策計画）」とも十分な調整を図るものとし、計画の内容は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。

第３節　　計画の構成

災害対策の基本は「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この３本の柱で本計画を構成する。この計画の構成と主な内容は次のとおりである。

構成		主な内容
第１編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱　等
第２編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策　等
第３編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策　等
第４編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策　等

第４節　　用語の定義

１ 指定行政機関

次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

⑴　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関

⑵　内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関

⑶　内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関

⑷　内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関

２ 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

３ 指定公共機関

独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本郵便株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

４ 指定地方公共機関

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の港務局、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 1 項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

第５節　　災害の想定

この計画の作成に当たっては、大治町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害の発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

１ 想定した主な災害

この計画の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

⑴　台風による災害

大治町においては、昭和 34 年 9 月に伊勢湾台風により大きな被害を受けており、これと同規模の災害が想定される。

⑵　集中豪雨等異常気象による災害

大治町においては、昭和 51 年 9 月に台風 17 号の停滞による集中豪雨及び平成 12 年 9 月の東海豪雨により大きな被害を受けており、これと同規模以上の災害が想定される。

⑶　大規模な火災による災害

大治町においては、過去、大規模な火災が発生していないが、市街化の状況を踏まえ、異常乾燥や強風等の気象条件における大規模な建物火災が想定される。

⑷　危険物の爆発等による災害

大治町においては、石油類等の大量保有事業所があり、火災等による爆発の危険性が想定される。

⑸　可燃性ガスの拡散

大治町においては、東邦瓦斯から都市ガスの供給を受けており、風水害によるガス導管の破損により、可燃性ガスが拡散する危険性が想定される。

⑹　有毒性ガスの拡散

大治町においては、劇物を取り扱う事業所があり、火災、爆発等により、有毒性ガスが拡散する危険性が想定される。

⑺　航空機事故による災害

大治町には、空港施設はないが、飛行中の航空機の墜落炎上等による災害が想定される。

⑻　その他の特殊災害

２ 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3 に基づき指定された各浸水想定区域を参考とする。

３ 大治町の概要

⑴　自然的条件

ア　位置

大治町は、東経 136 度 49 分 23 秒、北緯 35 度 9 分 51 秒で、愛知県西部にある海部郡の東端に位置し、東は名古屋市中村区に、南は名古屋市中川区に、西はあま市七宝町に、北

はあま市甚目寺にそれぞれ接している。東西 2.4㎞、南北 3.0㎞、面積は 6.59㎢ で、県下 54 市町村中 2 番目に小さい行政区域である。名古屋市に隣接しているため、名古屋市のベッドタウンとして住宅建設が増加する傾向にある。

イ　地勢及び地質

大治町は、濃尾平野南西部のデルタ地帯にあり、木曽川水系及び庄内川水系によって形成された第四紀沖積層となっている。沖積層が厚く地盤が軟弱なため、地震発生時には、地震動が増幅され被害の拡大も予想される。

町域全体が、土地の起伏がほとんどない平坦地であり、高い所でも標高 1.5ｍにすぎず、その過半数以上がいわゆる海抜ゼロメートル地帯で、満潮時には全域が海面下に没する状況にあり、近年の地盤沈下現象の影響もあって、現在は排水機により常時機械排水を行っている。

河川は、庄内川、新川、福田川が北から南に、西條小切戸川、円楽寺川、小糠田川が東から西に、それぞれ緩やかに流れており、その整備改修が進められているが、集中豪雨時には降水量が排水能力を上回ることも予想され、内水氾濫により、住家の浸水、農地の湛水等が生じやすくなっている。

河川の種類	水系名	河川名	延　　長（m）	管理者
一級河川	庄内川	庄　内　川	約1,300（52.7km）	国土交通大臣
		新　　川	約2,500（24.3km）	県知事
二級河川	日光川	福　田　川	約2,300（15.9km）	県知事
		西條小切戸川	約800	
準用河川	日光川	小 切 戸 川	約350	町長
		円 楽 寺 川	約2,000	
		小 糠 田 川	約1,500	

（注）（ ）は河川の総延長

また、町内を流下していないが、大雨による浸水等で町内に影響を及ぼす可能性のある河川として五条川、木曽川がある。

ウ　気象

気候は、おおむね温暖多雨の太平洋岸式気候を示し、夏季には集中豪雨を伴い、台風常襲地帯でもあるが、冬季には空気が乾燥しやすく、季節風も強くなる傾向がある。

⑵　社会的条件

ア　人口及び世帯数

昭和 40 年代以降、大治町は名古屋市のベッドタウンとして開発され、それに伴い、商工業が発展し,人口も着実に増加してきた。

大治町の人口は、昭和 40 年に 10,317 人と初めて 1 万人を突破し、町制が施行された昭和 50 年には 17,467 人となり、昭和 56 年には 20,007 人と 2 万人を突破するに至った。人口は、その後も着実に増加の一途をたどっており、令和 3 年には 33,167 人となっている。

大治町の人口動態を、社会増加（転入と転出の差）と自然増加（出生と死亡の差）でみ

ると、社会増加については、昭和 47 年を境にそれまでの大幅な社会増から小幅な社会増になり、昭和 59 年には転出人口が転入人口を上回るという社会減の状態をきたした。

しかし、昭和 60 年には再び社会増加に転じ、平成 3 年、12 年、17 年、22 年以外の年は、社会増の状態が続いている。

一方、自然増加については、出生は第 2 次ベビーブーム（昭和 46 年～50 年）を過ぎると次第に減少し、昭和 63 年には過去最低の 98 人まで落ち込んでしまった。しかし、近年、出生は再び増加傾向にある。

また、死亡については横ばいの状態が続いており、死亡率（人口 1,000 人当たりの死亡数）は 5 人前後で推移している。

世帯数については、昭和 62 年に 6,083 世帯であったが、令和 3 年には 14,191 世帯となり、高い増加率を示している。

平均世帯人員についてみると、昭和 62 年 3.52 人、平成 10 年 2.97 人、平成 20 年 2.63 人、令和 3 年 2.34 人と年々減少しており、出生率の低下や単身者世帯の増加による核家族化等の影響が顕著に表れている。

【資料 7―7】大治町の人口及び世帯数

イ　産業

（ア）　農業

大治町の農業は、大消費地である名古屋市に隣接するという地の利を活かし露地野菜（ホウレン草、小松菜、モロヘイヤ、赤シソ）を中心に生産性の高い野菜を出荷するという、都市近郊型農業の確立を目指している。

（イ）　商業

大治町の商業は、主要地方道名古屋津島線を中心に発展してきたが集約された商店街がなく、また、近年消費者ニーズの個性化・多様化により購買力の大半が近隣都市の大型店に流れており、商業の集積と活性化がみられないのが現状である。

（ウ）　工業

大治町の工業は、西北部を中心に、鉄鋼・金属製品・機械製品・木工・プラスチック等幅広い分野の業種が各地に分散し生産活動をしている。

ウ　交通

大治町には、名古屋市の広小路通りの延長である主要地方道名古屋津島線と名古屋市中村区本陣通りの延長である主要地方道あま愛西線の２大幹線が東西に延びており、名古屋市の中心街である栄及び名古屋駅まで直線的に通ずる最重要道となっている。

さらに、東名阪自動車道（現 名古屋第二環状自動車道）が昭和 63 年 3 月に開通し、名古屋市の外周部を通る国道 302 号が町の中央部を南北に走っている。

町内の道路は幅員の狭い箇所が多く、屈曲しているところも多数あり、災害時の防災活動や避難路としては問題がある。

また、大治町には、鉄道がなく、公共交通機関としての路線バスが日常生活に必要不可

欠なものとなっている。大治町は、名古屋駅まで約 5㎞、栄の中心まで約 10㎞と近く、路線バスで名古屋駅まで 20 分、栄まで 30 分の距離にある。

４ 災害の記録

大治町における過去の災害のうち、明治期以降の主な風水害の記録及び昭和 34 年の伊勢湾台風時の浸水被害分布図は次表のとおりである。

過去の主な風水害（明治期以降）

区分	災　害　の　内　容
明治 18 年 気象災害	明治 18 年 7 月 1 日、紀伊半島の南岸に上陸した台風の中心が大治町を通過したため暴風雨となり、翌 2 日午前 2 時に庄内川が八ツ屋・鎌須賀方面で 2 か所、778.4 メートルにわたり決壊した。
明治 29 年 気象災害	明治 29 年 8 月 30 日夜、台風が紀伊半島潮岬付近に上陸し、近畿地方を縦走し若狭湾から日本海へ抜けたが、この台風によって持ち込まれた太平洋岸の大量の雨雲が岐阜県山岳地方から尾張平野一円に停滞して、9 月 3 日より悪化し、9 月 4 日から 1 週間にわたり豪雨が降り続き、尾張部の平野はほとんど浸水地となり、大治町も例外ではなかった。 大治町では、庄内川が鎌須賀で切れ、死者は 10 人前後に及んだと伝えられ、福田川も西條の伏せ越し付近で破堤した。
大正 14 年 水害	大正 14 年 8 月 14 日、15 日に集中豪雨におそわれ、翌 16 日、17 日に台風が紀伊水道から舞鶴付近を通過し、大治町では大治橋の東半が流出し、その流材により砂子橋は全部流出した。
昭和 34 年 伊勢湾台風	昭和 34 年 9 月 26 日、紀伊半島に上陸し、鈴鹿山脈の上空を進み、富山湾東部から日本海へ抜けた伊勢湾台風は、記録的な豪雨と高潮をもたらし、海部地方南部は海岸堤防がいたるところで決壊し、海水が浸入し、海と化した。 大治町は幸いにして、海水の浸入を受けなかったが、その被害状況は重軽傷者 15 人、全壊 35 戸、半壊 336 戸、浸水家庭 1200 世帯に及ぶ、公共施設、農業の被害も含め、甚大なものであった。
昭和 36 年 梅雨前線の豪雨	昭和 36 年 6 月 24 日頃より、梅雨前線が本州に横たわり、太平洋上にあった熱帯性低気圧の刺激を受けて活発化し、26 日、27 日に激しい豪雨となった。
昭和 51 年 台風 17 号の影響	昭和 51 年 9 月、台風 17 号の停滞により南方から湿った空気が日本列島に流れ込み、9 月 4 日から 11 日までの 8 日間降り続く豪雨となった。この台風は、海部地方に大きな爪跡を残し、日光川支流の目比川右岸の破堤などもあって、大治町を含む 1 市 6 町に災害救助法が適用された。 大治町でも、重傷者 3 人、軽傷者 11 人、家屋の全半壊、浸水、田畑の冠水などの被害があった。
平成 12 年 東海豪雨	平成 12 年 9 月 11 日未明から 12 日にかけて東海地方を襲った集中豪雨は、愛知県全体に大きな被害をもたらし、県内では、大治町を含む 21 市町に災害救助法が適用された。 この東海豪雨により大治町では、時間最大雨量 79.5㎜、総雨量 355㎜を観測し、床上浸水 257 棟、床下浸水 751 棟、道路冠水 430 箇所、河川の越水 3 箇所の被害があった。

浸水被害分布図（伊勢湾台風　昭和34年９月26日）

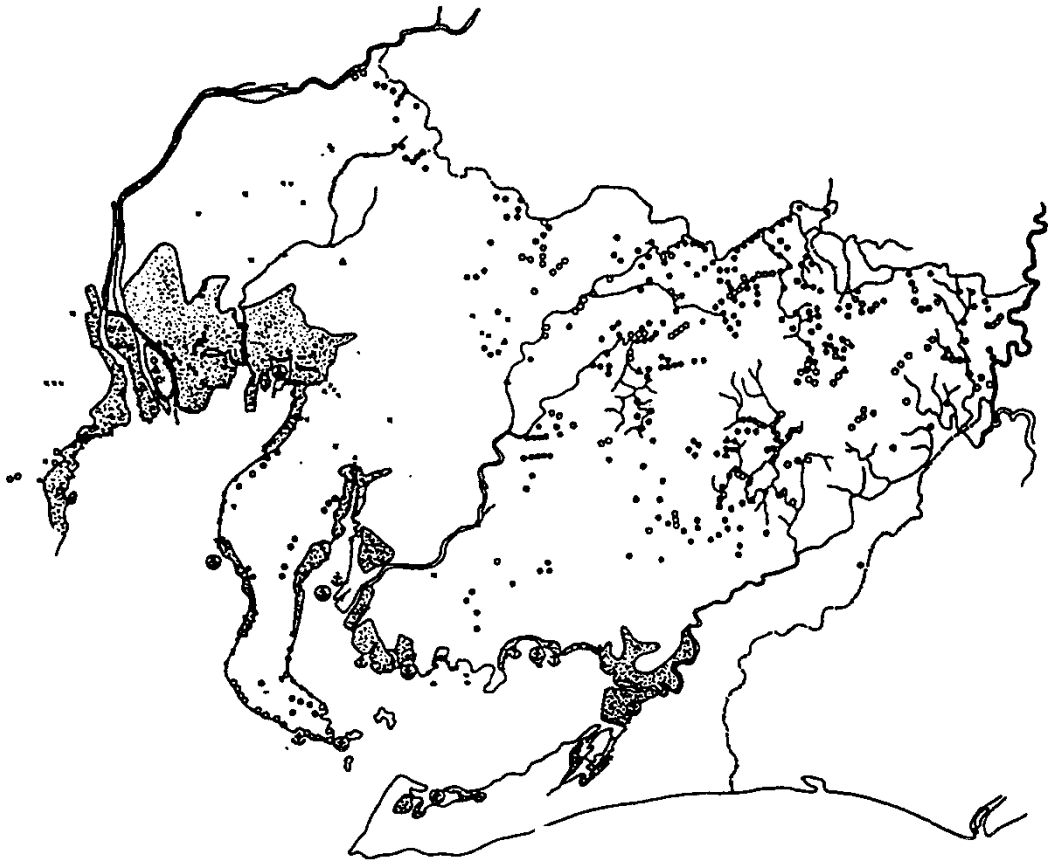

凡例	
浸水区域	
×　堤防決潰	
○　道路決潰	
△　橋梁流失	
●　治山砂防被害	
港湾被害	
漁港被害	

（出典　愛知県災害誌）

第６節　　地域防災計画の作成又は修正

大治町防災会議は、大治町地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、「愛知県地域防災計画」を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、町が地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第２章　　基本理念及び重点を置くべき事項

第１節　　防災の基本理念

「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本県において、防災とは、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

町及び県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

１ 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

２ 災害応急対策段階

⑴　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

⑵　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

３ 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整

しつつ、計画的に復興を進める。

第２節　　重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本町の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

１ 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、町及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

２ 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

３ 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報等」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

４ 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の交付体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

５ 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置づけなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

６ 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、町と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第３章　　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　　実施責任

１ 大治町

町は、災対法の基本理念にのっとり町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２ 県

県は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

３ 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり町の区域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４ 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

５ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２節　　処理すべき事務又は業務の大綱

１ 町

機関名	内　　容
町	⑴　災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 ⑵　災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ⑶　災害広報を行う。 ⑷　避難の指示を行う。 ⑸　被災者の救助を行う。 ⑹　災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 ⑺　消防活動、水防活動を行う。 ⑻　被災児童・生徒に対する応急教育を行う。 ⑼　公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 ⑽　農作物及び家畜に対する応急措置を行う。 ⑾　水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 ⑿　危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 ⒀　交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。 ⒁　自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 ⒂　防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 ⒃　洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

２ 県

機関名	内　　容
県	⑴　災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 ⑵　新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。 ⑶　名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）を発表する。 ⑷　災害広報を行う。 ⑸　避難の指示を代行することができる。 ⑹　市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 ⑺　災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 ⑻　災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 ⑼　水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。

	⑽　被災児童・生徒等に対する応急教育を行う。 ⑾　公共土木施設、農業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 ⑿　農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 ⒀　緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。 ⒁　水防、消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 ⒂　救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくは斡旋を行う。 ⒃　危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 ⒄　地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。 ⒅　自衛隊の災害派遣要請を行う。 ⒆　有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 ⒇　自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 ㉑　防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 ㉒　防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 ㉓　被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 ㉔　愛知県名古屋飛行場の防災対策を実施する。 ㉕　県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。
津島警察署	⑴　災害時における警備対策等及び交通対策の企画、調整及び推進に関することを行う。 ⑵　災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 ⑶　被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 ⑷　災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 ⑸　避難の指示又は警告及び誘導を行う。 ⑹　人命救助を行う。 ⑺　行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 ⑻　災害時における交通秩序の保持を行う。 ⑼　警察広報を行う。 ⑽　災害時における各種犯罪の取締りを行う。 ⑾　他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。 ⑿　緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止、制限する。 ⒀　緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

３ 指定地方行政機関

機関名	内　　容
東海農政局	⑴　農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 ⑵　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。 ⑶　被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。 ⑷　被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置について指導を行う。 ⑸　農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 ⑹　直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。 ⑺　地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。 ⑻　被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。 ⑼　食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 ⑽　食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
中部経済産業局	⑴　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 ⑵　電力及びガスの安定供給の確保に関すること。 ⑶　災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。 ⑷　中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。 ⑸　必要に応じて災害対策本等への職員の派遣を行う。
中部運輸局	⑴　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 ⑵　バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 ⑶　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 ⑷　陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 ⑸　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 ⑹　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令

	を発する。 ⑺　情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。
名古屋地方気象台	⑴　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 ⑵　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表伝達及び解説を行う。 ⑶　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ⑷　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・協力を行う。 ⑸　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
愛知労働局	⑴　被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。 ⑵　化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
中部地方環境事務所	⑴　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。 ⑵　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。
中部地方整備局	⑴　災害予防 ア　降雨、河川水位等について観測する。 イ　木曽川・庄内川（矢田川含む）に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川・庄内川）氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報［洪水］)、氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報［洪水］)、氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報［洪水］)、氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］)〕を発表し、関係機関に連絡する。 ウ　木曽川、庄内川の水防警報を行う。 エ　災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。 オ　防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。 カ　大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。 ⑵　初動対応 ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ　情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

	を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ⑶　応急復旧 ア　災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。 イ　災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。 ウ　災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。 エ　災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
近畿中部防衛局 **東海防衛支局**	⑴　所管財産の使用に関する連絡調整を行う。 ⑵　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。 ⑶　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
国土地理院 **中部地方測量部**	⑴　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 ⑵　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ⑶　災害予防・災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 ⑷　被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第 36 条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

４ 自衛隊

機関名	内　　容
自衛隊	自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。 なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。 ⑴　被害状況の把握を行う。 ⑵　避難の援助を行う。 ⑶　遭難者等の捜索救助を行う。 ⑷　水防活動を行う。 ⑸　消防活動を行う。

	⑹　道路又は水路の啓開を行う。 ⑺　応急医療、救護及び防疫を行う。 ⑻　人員及び物資の緊急輸送を行う。 ⑼　給食炊飯及び給水を行う。 ⑽　入浴支援を行う。 ⑾　救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 ⑿　危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 ⒀　その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

５ 指定公共機関

機関名	内　　容
独立行政法人地域医療機能推進機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。
独立行政法人都市再生機構	⑴　関係機関からの情報収集や密接な連携 ⑵　国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのＵＲ賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
日本赤十字社愛知県支部	⑴　必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 ⑵　避難所の設置に係る支援を行う。 ⑶　医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 ⑷　血液製剤の確保と供給を行う。 ⑸　日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。 （配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。） ⑹　義援金等の受付と配分を行う。 （配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速・公正な配分に努める。）
日本放送協会名古屋放送局	⑴　気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。 ⑵　平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 ⑶　放送施設の保守を行う。
中日本高速道路株式会社	高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
日本郵便株式会社（大治郵便局、	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

大治西条郵便局）	また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 ⑴　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 ⑵　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 ⑶　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 ⑷　被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 ⑸　被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、予め当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
中部電力株式会社中村営業所（※1）、株式会社ＪＥＲＡ、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社(※3)	⑴　電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 ⑵　電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。 （※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。） （※2）関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。） （※3）電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）
東邦瓦斯株式会社(※)	⑴　ガス施設の災害予防措置を講ずる。 ⑵　発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※)東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
西日本電信電話株式会社名古屋支店	⑴　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 ⑵　災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 ⑶　防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 ⑷　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 ⑸　災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

	⑹　気象等警報を町へ連絡する。 ⑺　電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
エヌ･ティ･ティ･コミュニケーションズ株式会社	⑴　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 ⑵　災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 ⑶　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 ⑷　災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ⑸　電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
ＫＤＤＩ株式会社（中部総支社）	⑴　災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。 ⑵　災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ⑶　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
株式会社ＮＴＴドコモ（東海支社）	⑴　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 ⑵　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。 ⑶　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 ⑷　災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ⑸　携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
ソフトバンク株式会社	⑴　災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 ⑵　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 ⑶　災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	⑴　災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 ⑵　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 ⑶　災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
一般社団法人日本建設業連合会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
株式会社イトー	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な

ヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン－イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	物資の調達又は供給等を行う。

６ 指定地方公共機関

機関名	内　　容
一般社団法人愛知県ＬＰガス協会	⑴　ＬＰガス設備の災害予防措置を講ずる。 ⑵　発災後は、ＬＰガス設備の災害復旧を行う。
一般社団法人愛知県薬剤師会	⑴　医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。 ⑵　医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。
一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

７ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内　　容
海部地区水防事務組合	⑴　水防施設、資機材の整備と管理を図る。 ⑵　水防計画の策定及びその推進を図る。
海部東部消防組合 （海部東部消防署、海部東部消防署北分署及び南分署）	⑴　災害に関する情報の収集伝達を行う。 ⑵　避難の指示の伝達及び誘導を行う。 ⑶　水防活動及び消防活動を行う。 ⑷　救助活動、救急医療活動を行う。 ⑸　行方不明者等の捜索を行う。 ⑹　消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 ⑺　危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 ⑻　火気使用設備器具の防火指導を行う。

	⑼　消防計画の策定及びその推進を行う。 ⑽　必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
一般社団法人海部医師会	⑴　医療活動及び助産活動に協力する。 ⑵　防疫その他保健衛生活動に協力する。 ⑶　会員のうち、いずれかの施設を臨時救護所又は委託助産機関として活用する。
海部歯科医師会	⑴　歯科保健医療活動に協力する。 ⑵　身元確認活動に協力する。
宮田用水土地改良区、福田悪水土地改良区及び小切戸用悪水土地改良区	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
海部地区環境事務組合	⑴　ごみ処理施設の維持管理 ⑵　し尿処理施設の維持管理 ⑶　災害の発生後は、被災施設の復旧を図るとともに、町の防災活動に協力する。
産業経済団体	農業協同組合及び商工会等は、組合員又は会員の被害調査を行い、対策指導並びに必要資機材並びに融資の斡旋について協力する。
文化、厚生、社会団体	大治町赤十字奉仕団、大治町婦人会、大治町女性消防クラブ、大治町社会福祉協議会等は被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。
企業等	企業（毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取り扱う者を含む。）は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上重要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資機材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan）（業務継続計画（BCP））の策定に努める等、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施し、町、県その他防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。
建築関係団体	(一財)愛知県建築住宅センター、(公社)愛知建築士会、(公社)愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

【資料１―１】防災関係機関及び窓口

第３節　　町民等の基本的責務

１ 住民の責務

⑴　「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

⑵　いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

⑶　災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

第２編　　災害予防

第１章　防災協働社会の形成推進

■　基本方針

○　自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、町民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
○　大規模災害が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されるおそれが予想されるが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から町民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
○　企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という。）の策定に取り組む等、予防対策を進める必要がある。
○　行政、町民、自主防災組織などが対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。
○　自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと考えられる

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災協働社会の形成推進	町、県	1(1)　地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2)　災害被害の軽減に向けた取組み
第３節 自主防災組織・ボランティアとの連携	町、県	1(1)　自主防災組織の推進 1(2)　防災ボランティア活動の支援 1(3)　連携体制の確保
	町	2　防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導
	自主防災組織	3　地域の実情に応じた防災活動の実施
第４節 企業防災の促進	企業	2(2)　ＢＣＰの策定・運用 2(3)　生命の安全確保 2(4)　二次災害の防止 2(5)　地域との共生と貢献
	町、県、商工団体等	3(1)　ＢＣＰの策定促進 3(2)　相談体制の整備

第１節　　防災協働社会の形成推進

１ 町及び県（防災安全局、各局）における措置

⑴　地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

町及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、町民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や町民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

⑵　災害被害の軽減に向けた取組み

町及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

第２節　　防災組織の整備計画

１ 大治町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心とし町の区域内の公共的機関その他関係機関の業務を包含する総合的かつ計画的な運営を図るため、災対法第 16 条第 1 項の規定により町長の付属機関として大治町防災会議を設置する。

大治町防災会議は、町長を会長とし、大治町防災会議条例（昭和 38 年条例第 11 号）第 3 条第 5 項に規定する委員をもって組織する。

大治町防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

⑴　大治町地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

⑵　大治町の地域に係る災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集する。

⑶　大治町の地域に係る防災関係機関相互間の連絡調整をする。

⑷　その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行う。

【資料１―２】大治町防災会議条例
【資料１―３】大治町防災会議要綱
【資料１―４】大治町防災会議委員名簿

２ 大治町災害対策本部

町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、災対法第 23 条の 2 第 1 項及び大治町災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 12 号）の規定により大治町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）を設置し、町における防災活動を強力に推進する。

なお、組織及び活動計画については第 3 編第 1 章第 1 節「災害対策本部及び警戒班の設置・運営」で定める。

【資料１―５】大治町災害対策本部条例

３ 消防及び水防機関

消防及び水防は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に定めるところにより、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を水火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを目的とし、消防力及び水防力の強化・整備を図るものとする。

⑴　海部東部消防組合

昭和 46 年に、常備消防として、あま市と大治町で海部東部消防組合が設立された。現在 1 本部、1 署、2 分署で職員の資質向上等の教育訓練、消防施設・設備等の整備及び消防力の強化を図り、地域住民の生命、財産を守ることに努めている。また、消防組織法に基づき、愛知県内広域消防相互応援協定、海部地方消防相互応援協定、愛知県下高速道路における消防相互応援協定を結び、緊急時の出動も行っている。

⑵　海部地区水防事務組合

昭和 48 年に、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村の河川及び海岸の水防に関する事務を処理するために設立された。水防に必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送等の事項を具体的に定め、水防力の強化に努めている。

⑶　大治町消防団

非常備消防としての消防団は、7 分団、243 名の団員で構成されている。消防業務はもとより水防業務も兼ね、災害の警戒、救難、救護及び消防器具の保全を行っている。

現在、実働可能な団員の確保が難しくなってきているので、団員の確保と組織の強化を図る必要がある。

【資料２―１】大治町消防団の現勢

第３節　　自主防災組織・ボランティアとの連携

１ 町及び県（防災安全局、関係局）における措置

⑴　自主防災組織の推進

ア　自主防災組織の設置・育成

町は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和 49 年愛知県防災会議決定）に基づき、自主防災組織の設置・育成に努め、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うことにより、災害に対する地域連帯の強化を図るものとするとともに、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

（ア）設置推進機関

災対法第 5 条第 2 項の規定に基づき、町が推進するものとする。

なお、防災関係機関は、相互に有機的連携のもとに町の推進活動に積極的に協力するものとする。

（イ）　設置推進する自主防災組織

①　地域住民の自主防災組織

地域住民による自発的な防災組織

②　施設の自主防災組織

大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

イ　地域の自主防災組織の設置

全町的な自主防災組織の設置を町民に対して働きかけ、災害に強いまちづくりを目指すものとする。

ウ　施設の自主防災組織の設置

多数の従業員がいる事務所で組織的に防災活動を行うことが望ましい施設を指す。ただし、法令により防火管理者等をおき、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備するものとする。

⑵　防災ボランティア活動の支援

ア　ボランティアコーディネーターの確保

町及び県は、行政、町民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保し、受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

イ　防災ボランティア活動の環境整備

町及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びＮＰＯ・ボランティア等（以下「ＮＰＯ・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

⑶　連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町及び県は平常時から自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のＮＰＯ等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

２ 町における措置

町は、自主防災組織がＮＰＯ・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、町など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

３ 自主防災組織における措置

⑴　自主防災組織の設置推進活動

ア　広報活動

自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

イ　防災教育

地域住民等を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の高揚を図るための防災教育を実施する。

⑵　自主防災組織に対する指導援助

自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行うものとする。

⑶　自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うように努めるものとする。

ア　平常時の活動

（ア）　情報の収集伝達体制の確立

（イ）　防災知識の普及及び防災訓練の実施

（ウ）　火気使用設備器具等の点検

（エ）　防災用資機材等の備蓄及び管理

（オ）　地域内の要配慮者の把握

イ　災害発生時の活動

（ア）　初期消火の実施

（イ）　地域内の被害状況等の情報の収集

（ウ）　救出・救護の実施及び協力

（エ）　住民に対する避難命令の伝達

（オ）　集団避難の実施

（カ）　炊き出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会・自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう、周知啓発に努めるものとする。

４ 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

⑴　防災リーダーの養成及び活用

町及び県は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する正しい知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

⑵　防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、町及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、町は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

⑶　自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

町は、自主防災組織が防災に関するＮＰＯ、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボ

ランティア団体、町など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

５ ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

⑴　ボランティアの受入体制の整備

町及び県は、予め平常時において定期的に次のアからウの災害発生時の対応や連絡体制について、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

ア　町及び県は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は、広域ボランティア支援本部、町は災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターは、総合福祉センターに設置する。

イ　町及び県は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するＮＰＯ・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

ウ　県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、町の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターはボランティアの受入れを行う。

⑵　町は、防災訓練等において、協力団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

⑶　予想されるボランティア団体等

・防災ボランティアおおはる
・大治町赤十字奉仕団
・大治町婦人会
・大治町女性消防クラブ
・日本赤十字社奉仕団
・愛知県防災ボランティアグループ
・各種団体
・その他有志者

⑷　コーディネーター養成講座の開催

町及び県は、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、町及び県は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を開催する。

なお、町は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

⑸　ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携

町及び県は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からＮＰＯ・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構

築・強化を図る。

県は、災害時にＮＰＯ・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、町においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携に努める。

⑹　防災ボランティアの活動の普及・啓発

町及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

６ 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、予め被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとしている。

町は、町民や住民グループ等に対し、広報紙等を通じて当該制度の周知を図り、愛知県防災ボランティアグループへの登録を促す。

第４節　　企業防災の促進

１ 企業の重要性

企業の事業継続・早期再建は町民の生活再建や町の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業の継続あるいは早期に復旧させるためのＢＣＰ等の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

２ 企業における措置

⑴　企業防災の促進

町、県及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十

分に実施できるよう、ＢＣＰ等の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

⑵　ＢＣＰの策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰ等を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

⑶　生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社等の役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑷　二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止等、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

⑸　地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

⑹　洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、必要な措置をとるよう努めるものとする。

３ 町、県（経済産業局、防災安全局）及び商工団体等における措置

町、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図ると

ともに、ＢＣＰ等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

⑴　ＢＣＰ等の策定促進

ア　普及啓発活動

町、県及び商工団体等は、企業防災の重要性やＢＣＰ等の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ　情報の提供

企業がＢＣＰ等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町及び県はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

⑵　相談体制等の整備

町、県及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、町及び県は、予め商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第２章　水害予防対策

■　基本方針

○　水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
○　住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 河川防災対策	町	1(1)　河川対策 1(2)　総合治水対策 1(3)　流域治水プロジェクト 1(4)　河川情報等の提供等 1(5)　予想される水災の危険の周知等 1(6)　水災害連携の連絡会・協議会
第２節 雨水出水対策	町	1(1)　都市排水対策
第３節 浸水想定区域における対策	町、県	1　洪水浸水想定区域の指定 2　雨水出水浸水想定区域の指定（町における措置） 3　高潮浸水想定区域の指定 4　浸水想定区域のある区域における措置 4(3)　町長の指示等
	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	5(1)　計画の作成 5(2)　訓練の実施 5(3)　自衛水防組織の設置
	大規模工場等の所有者又は管理者	6(1)　計画の作成 6(2)　訓練の実施 6(3)　自衛水防組織の設置
第４節 農地防災対策	町	1　排水管理等の新設又は改修等
第５節 地盤沈下の防止	町	1(1)　地下水採取規制 1(2)　代替水源の整備 1(3)　排水対策 1(4)　危険地域からの移転対策

第１節　　河川防災対策

１ 町、中部地方整備局及び県（建設局）における措置

⑴　河川対策

大治町には、一級河川である庄内川、新川、二級河川である福田川、西條小切戸川、準用河川である小切戸川、円楽寺川、小糠田川が流れているが、急激な都市化、農地の宅地化、舗装等により、保水、遊水能力が低下し、河川や排水路への流出が多くなり、河川の改修未整備区間が残存していることもあって、集中豪雨等による被害が予想される。

そこで、一級、二級河川の未整備区間については、堤防、護岸、根固、水制等の整備及び堆積土砂の除去、しゅんせつ、狭窄部の拡幅等を管理者である国、県に要請するものとする。また、準用河川の未整備区間については、同様の整備を町において実施するものとする。

河川の既整備区間については、平常から巡視を行い、河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは、速やかに補修するとともに、その原因を究明し、洪水の被害を最小限度に止めるように努める。

さらに、校庭、公園等の公共施設の敷地を利用し、種々の貯留施設や、歩道の透水性舗装を行うなどして、河川流域の保水、遊水機能を維持、増進して、洪水の抑制を図るものとする。

また、排水機場を改修するなどして、内水排除河川としての整備もあわせて実施する。

【資料２―６】重要水防箇所
【資料２―７】水防上重要な排水機場

⑵　総合治水対策

新川流域については、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。

なお、東海豪雨などを契機に、平成 18 年に新川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定している。

⑶　流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、町・県・国、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

⑷　河川情報等の提供等

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき浸水想定区域を指定するとともに、浸水想定等の情報を提供することにより、町のハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

また、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を町等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報発信を行う。

⑸　予想される水災の危険の周知等

町長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる

河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知しなければならない。

⑹　水災害連携の連絡会・協議会

ア　洪水予報連絡会

流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、気象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。

イ　大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第 15 条の 9 及び 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ　流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

第２節　　雨水出水対策

１ 町における措置

⑴　都市排水対策

大治町においては、都市化に伴い保水、遊水機能が低下し、また、海抜もゼロメートルと低く、浸水被害が発生しやすい状況にある。そのため、排水機場、排水路の改修を行い、被害を未然に防止するよう努める。

また、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、排水機場の改修、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

２ 関連調整事項

⑴　過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。

⑵　側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。

⑶　下水道管理者（町及び県（建設局））は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

⑷　海抜ゼロメートル地帯では、排水不良化の傾向が顕著であるので、排水機等を完備するよう考慮する。

⑸　排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第３節　　浸水想定区域における対策

１ 洪水浸水想定区域の指定

中部地方整備局及び県により、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表される。町は公表された情報を活用し、洪水ハザードマップを作成するなど、住民の防災意識啓発に努めるものとする。

○　洪水予報を行う河川

国土交通大臣指定	木曽川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路
愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（5 河川）

○　洪水に係る水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川（上流）、五条川（下流）、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23 河川）

２ 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設局）、町における措置）

県は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

町は、雨水出水浸水想定区域を指定したときは、住民の防災意識啓発に努めるものとする。

３ 高潮浸水想定区域の指定

⑴　区域の指定

県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、町長に通知する。

⑵　町への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、町に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、町の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○水位情報を周知する海岸

愛知県知事指定	三河湾・伊勢湾沿岸(田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで)

４ 浸水想定区域のある区域における措置

⑴　町地域防災計画に定める事項

町防災会議は、県より洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア　洪水予報等の伝達方法

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　災対法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、（イ）の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

（ア）　要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

（イ）　大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ　エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

⑵　ハザードマップ（防災マップ）の配布

町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

⑶　町長の指示等

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、

正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

⑷　町長の助言・勧告

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

⑸　浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

⑹　ライフライン関係施設

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

５ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、第８章第２節「要配慮者支援対策」に定める必要な措置をとるよう努めるものとする。

６ 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、必要な措置をとるよう努めるものとする。

第４節　　農地防災対策

１ 町における措置

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、樋門、排水路、排水管理施設等の新設又は改修を行う。また、自然的社会的状況の変化、施設の脆弱化等により、農地、河川堤防、公共施設等に被害が生ずるのを防ぐため、頭首工、樋門、水路等の改修を行う。

第５節　　地盤沈下の防止

１ 町における措置

地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制し、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置をとる。

⑴　地下水採取規制

大治町は、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年条例第 7 号）による地下水採取の第 1 規制区域に指定され、また工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）による揚水規制区域にも指定されている。したがって、地盤沈下への影響を防ぐため、地下水採取の規制を実施する。

⑵　代替水源の整備

地下水採取の規制に伴い、工業用水や農業用水の代替水源として、上水道及び用水路等の整備を図り、給水事業を促進する。

⑶　排水対策

ア　警戒水位感知機の設置

警戒水位機を幹線排水路に設置し、深夜の増水にも敏速に対応できる体制づくりに努める。

イ　自動排水ポンプの設置

警戒水位機の設置と連動させ、自動的に排水を開始することができるよう排水機の改善を行う。

【資料５―１】主要な水準点の変動状況（尾張地域昭和 36 年～平成 30 年）
【資料５―２】累積沈下量の状況（昭和 36 年 2 月～平成 30 年 11 月）
【資料５―３】工業用水法に基づく揚水規制区域
【資料５―４】県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域図

⑷　危険地域からの移転対策

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、町民の居住に不適当な区域にある住居に対して移転の助成を行い集団的移転の促進を図る。

２ 関連調整事項

⑴　地盤沈下についての実態調査を積極的に推進するよう考慮する。

⑵　地盤沈下の原因である地下水の過剰汲み上げについては、地下水削減計画を推進するとともに、地下水の採取の規制、代替水源の確保、代替水の供給、水使用の合理化等の対策を講ずるよう考慮する。

⑶　現に地盤沈下の起っている地域においては、暫定的に堤防のかさ上げ等の防災対策をすすめるよう考慮する。

第３章　事故・火災等予防対策

■　基本方針

○　関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 道路災害対策	道路管理者（町、中部地方整備局、県、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）	1(1)　道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 1(2)　道路の防災対策
	町、道路管理者、警察署	2(1)　実践的な訓練の実施 2(2)　情報通信手段の確保及び運用・管理
	町、県、警察署	3(1)　救急救助用資機材の整備 3(2)　道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備
第２節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	海部東部消防組合	1(1)　実態把握調査の実施 1(2)　危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化 1(3)　化学消防力の強化促進
	危険物等施設の所有者・管理者・占有者	2(1)　事業所の自主点検体制の確立 2(2)　必要資機材の備蓄
	町、県、危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部	3　　災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発
第３節 高圧ガス保安対策	中部近畿産業保安監督部、県	1(1)　保安思想の啓発 1(2)　規制の強化 1(3)　自主保安体制の整備
	消防、高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県	3　　災害防止技術の向上

第１節　　道路災害対策

１ 道路管理者（町、中部地方整備局、県（建設局）、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）における措置

⑴　道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

⑵　道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第 4 章第 1 節「交通関係施設対策」により実施する。

⑶　道路管理者は、幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。

また、浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図るとともに、占用者に対して必要な指導を実施し、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

２ 町（消防機関）、道路管理者及び県警察における措置

⑴　実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

⑵　情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

３ 町、県（建設局、防災安全局）及び県警察における措置

⑴　救急救助用資機材の整備

町、県及び県警察は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努め、防災体制の強化を図る。

⑵　道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

町、県及び県警察は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第２節　　危険物及び毒物劇物等科学薬品類保安対策

１ 海部東部消防組合における措置

危険物、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大等を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

⑴　実態把握調査の実施

海部東部消防組合消防本部は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに、屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

⑵　危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

海部東部消防組合消防本部は、危険物等施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

⑶　化学消防力の強化促進

海部東部消防組合消防本部は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

２ 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

⑴　事業所の自主点検体制の確立

危険物等施設の所有者・管理者・占有者は、消防法に基づく安全管理のための定期点検等、以下の項目について措置を講ずる。

ア　日常の点検事項及び点検方法等予め具体的に定めておくものとする。

イ　自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ　隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

⑵　必要資機材の備蓄

事業所は、防災資機材、危険物排出防止資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄に努める。

⑶　安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

３ 町、及び県（防災安全局、保健医療局）、危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

４ 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の情報交換に努めるものとする。

【資料２―８】危険物製造所等数・少量危険物貯蔵取扱所等数

第３節　　高圧ガス保安対策

海部東部消防組合消防本部（予防課）は、中部近畿産業保安監督部、県及び名古屋市が実施する、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点とした災害予防対策に協力する。

１ 中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）及び名古屋市における措置

⑴　保安思想の啓発

ア　高圧ガス保安法の周知徹底

イ　各種の講習会、研修会の開催

ウ　高圧ガスの取扱指導

エ　保安活動促進週間の実施

⑵　規制の強化

ア　製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ　各事業所における実情把握と各種保安指導の推進

ウ　関係行政機関との緊密な連携

⑶　自主保安体制の整備

ア　自主保安教育の実施

イ　定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ　地域防災協議会の育成

２ 高圧ガス施設における措置

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。

３ 海部東部消防組合消防本部（予防課）、高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部及び県（防災安全局）における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

４ 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第４章　　建築物等の安全化

■　基本方針

○　災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 交通関係施設対策	施設管理者	1　施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第２節 ライフライン関係施設対策	施設管理者	1　浸水防止対策等災害に対する安全性の確保及び代替性の確保
第３節 文化財保護対策	町、県	1⑴　防災思想の普及 1⑵　管理者に対する指導・助言 1⑷　連絡・協力体制の確立 1⑸　適切な修理の実施 1⑹　防火・消防施設等の設置 1⑺　文化財及び周辺の環境整備
第４節 防災建造物整備対策	町、県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社	1⑴　公共建築物の不燃化 1⑵　優良建築物等整備事業の推進
	町、県	3⑴　防災上重要な施設の耐水性能の確保 3⑵　公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
	町、県	4⑴　文教施設の耐震・耐火性能の保持 4⑵　文教施設・設備等の点検及び整備 4⑶　危険物の災害予防

第１節　　交通関係施設対策

１ 施設管理者における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

２ 道路

町、中部地方整備局、県、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社及び道路占用者は、次の対策を実施又は推進する。

⑴　道路の交通機能の拡充及び防災構造化

道路管理者は、国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

第２節　　ライフライン関係施設対策

１ 施設管理者、町及び県（防災安全局、建設局）における措置

⑴　施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

⑵　早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

２ 電力施設

中部電力株式会社は、住民の日常生活及び産業活動上欠くことのできない電力の供給を確保するため、災害時における被害の発生を防止し、又は軽減を図るため、防災対策を実施する。

⑴　発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

⑵　送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

⑶　配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨等による対策として、建設ルートの選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮に努める。

⑷　保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

⑸　資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア　応急復旧用資機材及び車両

イ　食糧その他の物資

⑹　電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

３ ガス施設

東邦瓦斯株式会社は、住民の日常生活に欠くことのできない都市ガス等の供給を確保するため、災害時における被害を最小限にくい止め、二次災害の防止のための防災対策の整備に努めるものとする。

⑴　風水害対策

ア　ガス製造設備

（ア）　浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

（イ）　風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

（ウ）　風水害の発生が予想される場合は、予め定めるところにより巡回点検する。

イ　ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

⑵　ガス事故対策

ア　ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ　ガス供給設備

（ア）　大規模なガス漏洩等のガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

（イ）　供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

⑶　防災業務設備の整備

ア　検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ　設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ　防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ　漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ　緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ　連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ　自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

⑷　災害対策用資機材等の確保及び整備

ア　災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リスト整備に努めるとともに調達先等を事前に調査しておく。

イ　車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ　代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

⑸　協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

４ 上水道

名古屋市上下水道局は、災害時に安定供給できるよう、次の対策を実施する。

⑴　主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

⑵　河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

⑶　浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げする等、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

⑷　緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

⑸　洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

⑹　濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

５ 町（下水道課）

下水道課は、次の対策を実施する。

⑴　主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

⑵　災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

⑶　自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

⑷　協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結等に努める。

６ 一般通信施設

通信事業者は、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため、電気通信施設等の災害予防対策を実施する。

⑴　施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高める等防災構造化をすすめる。

⑵　重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び町民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

⑶　施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

⑷　定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

⑸　応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、予め応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第３節　　文化財保護対策

１ 町及び県（県民文化局）における措置

文化財を各種災害から保護するため次のような対策を講ずるものとする。なお、本町における文化財の現況は別表のとおりである。

⑴　防災思想の普及

文化財に対する町民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

⑵　管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

⑶　連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

⑷　適切な修理の実施

文化財の破損、腐朽箇所の適時、適切な修理を速やかに行い、又は所有者、管理責任者に修理の手続、方法等について適切な指導を行う。

また、適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

⑸　防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路、避雷設備等の施設の設置を促進する。

⑹　文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

⑺　消防訓練の実施等により災害予防体制を整える。

⑻　大治町文化財保護条例(昭和 63 年条例第 8 号)の規定に基づき、町指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない等の事情がある場合には、町は予算の範囲内で補助金を交付する。

⑼　応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

⑽　災害時の対応

ア　被害状況の把握と報告

イ　事後措置の指示・伝達

⑾　応急協力体制

県は、町の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など、文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

２ 平常時からの対策

⑴　国、県及び町指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア　所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ　所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ　防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ　所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

⑵　文化財レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

⑶　所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。

⑷　自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

⑸　文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施の上報告を受ける。

第４節　　防災建造物整備対策

１ 町、県（建築局）、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置

⑴　公共建築物の不燃化

公営住宅、公団住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。また、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進する。

⑵　優良建築物等整備事業の推進

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

２ 独立行政法人住宅金融支援機構及び日本政策投資銀行における措置

中高層耐火建築物を建設する中小企業者の組織及び市街地再開発事業を施行する組合に対して融資を行い、耐火建築物の建設を促進する。

３ 町及び県（建築局）における措置

⑴　防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点等防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じる等必要な浸水対策等を促進する。

⑵　公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

４ 町及び県（教育委員会）における措置

⑴　文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐

震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

⑵　文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、予め必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

⑶　危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第５章　　都市の防災性の向上

■　基本方針

○　都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

　また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 都市計画マスタープラン等の策定	町、県	1⑴　都市計画マスタープランの策定 1⑵　防災街区整備方針の策定
第２節 防災上重要な都市施設の整備	町、県	1⑴　都市における道路の整備 1⑵　都市における公園、防災公園等の整備
第３節 建築物の不燃化の促進	町、県	1⑴　防火・準防火地域の指定 1⑵　建築物の不燃対策
第４節 市街地の面的な整備・改善	町、県 土地区画整理組合	1⑴　市街地開発事業等の推進

第１節　　都市計画マスタープラン等の策定

１ 町及び県（都市・交通局、建築局）における措置

⑴　都市計画マスタープランの策定

　県都市計画区域マスタープラン及び町都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を進める。

⑵　防災街区整備方針の策定

　地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第２節　　防災上重要な都市施設の整備

１ 町及び県（都市・交通局）における措置

⑴　都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯等の都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

⑵　都市における公園、防災公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。オープンスペースは応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予め活用方法について調整しておく。

町は、緑の基本計画に基づき、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡充そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになるから、その整備を積極的に行っていく。

第３節　　建築物の不燃化の促進

１ 町及び県（建築局）における措置

⑴　防火・準防火地域の指定

町は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

⑵　建築物の不燃対策

町及び県は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

（建築基準法の防火規制）

ア　不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が 3 以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物は準耐火建築物とする。

イ　不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が 3 以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物は、避難階段を設ける等、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ　イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第４節　　市街地の面的な整備・改善

１ 町、県（都市・交通局、建築局）、土地区画整理組合等における措置

⑴　市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業等の面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第６章　応急対策活動のための施設、資機材、体制等の整備

■　基本方針

○　風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備	町、県、防災関係機関	1⑴　防災施設等の整備 1⑵　防災用拠点施設の整備促進 1⑶　公的機関の業務継続性の確保 1⑷　応急活動のためのマニュアルの作成等 1⑸　人材の育成等 1⑹　防災中枢機能の充実 1⑺　浸水対策用資機材の整備強化 1⑻　気象観測施設、設備等
	消防機関	2　有事の際の即応体制の確立
	水防機関	3　水防倉庫の整備改善及び点検

第１節　防災施設・設備及び災害用資機材の整備

１ 町、県（防災安全局、建設局、関係局）及び防災関係機関における措置

⑴　防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

⑵　防災用拠点施設の整備促進

防災施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、予め体制・資機材を整備する。とくに、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

⑶　公的機関の業務継続性の確保

ア　町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、「大治町業務継続計画」（平成 29 年 3 月策定）を策定し、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを継続的に行う。

イ　町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこと

となることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、次の事項について定めておくものとする。

（ア）　町長不在時の代行順位の明確化による意思決定の迅速化。職員の参集体制の確認による初動体制の検討。

（イ）　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎は公民館又はスポーツセンターとする。

（ウ）　停電後 72 時間自家発電できる燃料の常時確保を目指す。水・食料等の調達先の確保を進める。

（エ）　すでに整備した公共ネットワーク内の WiFi 網及び衛星電話・移動系無線（MCA）等、災害時にもつながりやすい多様な通信手段を確保する。

（オ）　日頃から重要な行政データのバックアップを励行する。

（カ）　非常時優先業務の着手目標時期と実施方法を整理する。

⑷　応急活動のためのマニュアルの作成等

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、町及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

⑸　人材の育成等

ア　町及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、町、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ　町及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

⑹　防災中枢機能の充実

ア　町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等

非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ　町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有する事が出来る体制の整備をはかり、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

⑺　防災関係機関相互の連携

ア　町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ　町、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ　町、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

⑻　浸水対策用資機材の整備強化

町及び県は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

⑼　気象観測施設、設備等

気象、水象等の自然現象の観測に必要な雨量観測、風向・風速観測、水位観測等の施設、設備を整備し、予報、警報等を速やかに町民及び関係機関へ連絡できるように、通信施設、設備等の整備と合わせて行うこととする。また、これらの施設、設備については、定期的に点検を行う。

現在、役場内に高度情報通信ネットワークシステムが整備されており、必要な気象情報について随時確認ができる。また、雨量観測所、風向・風速観測所が、海部東部消防組合消防本部（予防課）に設置され、新川に水位観測所が設置されている。

施設名	水系名	河川名	観測所名	設置場所	管理者
雨量観測所	－	－	海部東部消防組合	あま市七宝町遠島十坪 119 番 1（海部東部消防組合消防本部（予防課））	海部東部消防組合
水位観測所	庄内川	新川	大治	大治町大字八ツ屋字東田面 50 番地先	愛知県
風向・風速観測所	－	－	海部東部消防組合	あま市七宝町遠島十坪 119 番 1（海部東部消防組合消防本部（予防課））	海部東部消防組合

（注）水位観測所については、愛知県建設局の所管する水防テレメーター水位観測所局である。

（注）気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に

合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

２ 消防施設、設備等

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消火機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善並びに性能調査を実施することにより、災害発生への即応体制の確立を期する。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプを重点とする。また、消防施設、設備等を定期的に点検し、災害の発生に備える。

【資料２―２】海部東部消防組合保有の消防力
【資料２―３】消防水利の現況

３ 名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県（建設局）における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観側体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

（注）気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合は、検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合は、これを気象庁へ届けることを義務付けている。

４ 情報の収集・連絡体制の整備等

⑴　情報の収集・連絡体制

町及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進する。

⑵　通信手段の確保

ア　通信施設の防災構造化等

町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ　通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所（風水害に置いては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する

⑶　ヘリコプターテレビ電送システムの整備

県は、被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

⑷　被災者等への情報伝達

通信事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

【資料３―１】大治町防災行政無線局一覧
【資料３―３】非常通信用無線局一覧

５ 水防等に係る施設設備等

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善する。また、出水期前に水防資機材を点検し、出水に備える。

【資料２―４】町の水防倉庫及び備蓄資機材一覧

６ 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、発電機、担架、救命胴衣等の救命用資機材について災害発生時にその機能等が有効、適切に運用できるよう、整備改善並びに点検する。

また、町及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し，又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

【資料２―５】海部東部消防組合所有の救出用資機材一覧

７ 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い車両の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとするとともに、予め輸送ルートの確保計画を検討する。

【資料４―１】指定緊急避難場所一覧・指定避難所一覧・救護所
【資料４―２】避難所位置図

８ 物資の備蓄、調達供給体制の確保

⑴　町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について予め備蓄・

調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、予め、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又、地域の協力を得ながら、地区集会所等に町の備蓄資機材を分散備蓄していく。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

⑵　町は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。また町の備蓄品を地域におくことにより、家庭の備蓄における意識の醸成を諮る。

⑶　町及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、海部東農業協同組合等、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、予め石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

９ 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、予め住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水等の災害の危険性に配慮する。

１０ 災害廃棄物処理に係る事前対策

⑴　町災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年３月改定：環境省）に基づき、町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

⑵　広域連携、民間連携の促進

町、中部地方環境事務所及び県（環境局）は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、町は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

さらに、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、町の廃棄物担当部局、災害ボランティ

アセンターを運営する社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

１１ 罹災証明書の発行体制の整備

⑴　町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

⑵　町は、効率的な罹災証明書の交付のため、被災者支援システムを導入し、訓練等を通じて円滑な被災者支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

第７章　　避難行動の促進対策

■　基本方針

○　町長は、予め指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
○　避難情報は、空振りを恐れず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
○　防災情報を災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
○　災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
○　必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時（一次）避難場所を選定する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	町	1　情報伝達手段の多重化・多様化の確保
第２節 緊急避難場所及び避難路の指定等	町	1(1)　緊急避難場所の指定 2(1)　避難路の選定
第３節 避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成	町	1(1)　マニュアルの作成 1(2)　判断基準の設定等に係る助言 1(3)　事前準備
第４節 避難誘導等に係る計画の策定	町、防災上重要な施設の管理者	1(1)　町の避難計画 1(2)　防災上重要な施設の管理者の留意事項
第５節 避難に関する意識啓発	町、県、名古屋地方気象台	1(1)　緊急避難場所等の広報 1(2)　避難のための知識の普及

第１節　　気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

１ 町における措置

町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマ

ップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、移動系無線（ＭＣＡ）、コミュニティＦＭ放送、携帯電話（緊急速報メール機能及びＳＮＳを含む。）、固定電話、ＦＡＸ、町内 Wi-Fi ネットワーク、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

災害時においては、多種多様な情報の伝達手段の確保ができるよう、町内全域に整備したデジタル防災行政無線のほか、防災行政無線と連携する全国瞬時警報システム（Ｊアラート）自動起動システムにより、住民への情報伝達手段の拡充拡大を図るものとする。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について予め検討しておく。

２ 町、県（防災安全局）及びライフライン事業者における措置

町、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Ｌアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第２節　　緊急避難場所及び避難路の指定等

１ 町における措置

⑴　緊急避難場所の指定

町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者を予め定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時（一次）避難場所を選定する。

ア　広域避難場所

町長は、町民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

（ア）　広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グランド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

（イ）　広域避難場所における避難者１人当たりの必要面積は、おおむね２㎡以上とする。

（ウ）　広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

（エ）　広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

（オ）　広域避難場所は、浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積さ

れていないところとする。

（カ）　広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m 以上、建ぺい率 5%程度疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れているところとする。

（キ）　地区分けをする場合においては、大字単位を原則とするが主要道路、河川等を境界とし、町民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

（ク）　町は町民の生命・身体の安全を確保するため、上記基準の要件を長期避難も考慮し、避難所が備えるべき設備を保管・備蓄する倉庫及び設備を満たした防災公園の整備に努めるものとする。

イ　一時（一次）避難場所

町は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時（一次）的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時（一次）避難場所として選定し、確保する。また、新たに「砂子防災公園」の整備を進め、一時（一次）避難場所の確保をしていく。

なお、避難者 1 人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

ウ　砂子防災公園

(ア)面積　約 1.2ha

(イ)平常時の機能

広場、駐車場等を有する公園

(ウ)災害時の機能

・想定最大浸水深以上の地盤高さを確保している一時（一次）避難場所
・公園に降った雨水の流出を一定量に保つ雨水貯留施設
・救出救助や応急対応に必要な資機材や物品備蓄する防災倉庫
・避難者が利用できるマンホールトイレ
・避難場所の管理機能や救急対応に利用可能な四阿

２ 避難路の選定

⑴　避難路の選定

緊急避難場所を指定した場合、町は市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア　避難路はおおむね 6m～8m の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと

イ　地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと

ウ　避難路は、相互に交差しないこと

エ　浸水等の危険の少ない道路

オ　自動車の交通量がなるべく少ないこと

第３節　　避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成

１ 町における措置

⑴　マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア　豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること

イ　収集できる情報として次の情報を踏まえること

（ア）　気象予警報及び気象情報

（イ）　河川の水位情報、指定河川洪水予報

（ウ）　海岸の水位情報

ウ　「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ　区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること

（ア）　河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

（イ）　高潮氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)

オ　情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて 5 段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ　洪水及び高潮等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル 5]）において、未だ避難が完了していない場合には、例えば洪水時等には少しでも高い場所へ移動するなど、より安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること

キ　避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容で予め設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。

［警戒レベル 4］避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

［警戒レベル 5］緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報

は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

⑵　判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

⑶　事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第４節　　避難誘導等に係る計画の策定

１ 町及び防災上重要な施設の管理者における措置

町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう予め避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

⑴　町の避難計画

町の避難計画には、原則として次の事項を記載し、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

ア　避難情報を行う基準及び伝達方法

イ　緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、予め受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ　緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ　緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）　給水措置

（イ）　給食措置

（ウ）　毛布、寝具等の支給

（エ）　衣料、日用必需品の支給

（オ）　負傷者に対する応急救護

オ　緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

（ア）　緊急避難場所や避難所の秩序保持

（イ）　避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ） 避難者に対する各種相談業務

カ　災害時における広報

（ア） 広報車による周知

（イ） 避難誘導員による現地広報

（ウ） 住民組織を通ずる広報

⑵ 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア　学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ　義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び町教育委員会においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ　病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

２ 浸水想定区域のある町における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）の指定を受けたときは、町地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

町地域防災計画で具体的に定める内容については、第２章第３節「浸水想定区域における対策」に定めるところによる。

３ 避難行動要支援者の避難対策

第８章第２節「要配慮者支援対策　⑶　避難行動要支援者対策」参照

第５節　　避難に関する意識啓発

１ 町、県（防災安全局、建設局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置

町は、町民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所や災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・ＰＲ紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

⑴ 緊急避難場所等の広報

町は、緊急避難場所や避難所の指定を行った場合、次の事項につき、地域住民に対する周

知徹底に努めるものとする。

ア　緊急避難場所、避難所の名称

イ　緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ　避難地区分け

エ　緊急避難場所、避難所への経路

オ　緊急避難場所、避難所の区分

カ　その他必要な事項

・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

・指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること

⑵　避難のための知識の普及

町、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき町民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア　平常時における避難のための知識

イ　避難時における知識

・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）。

・洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

・町長から［警戒レベル 5］緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、例えば洪水時等には少しでも高い場所へ移動するなど、より安全である場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ　緊急避難場所、避難所滞在中の心得

⑶　その他

ア　防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ　町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避

難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ　町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第８章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■　基本方針

○　災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、町及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

○　災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、町長は、予め指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における住民の生活環境の確保に努めるものとする。

○　町及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成 6 年愛知県条例第 33 号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

○　町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

　また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を活用するものとする。

○　社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

○　令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

○　帰宅困難者対策として、町及び県は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 避難所の指定・整備	町	1(1)　避難所等の整備 1(2)　指定避難所の指定 1(3)　避難所としての適切な施設 1(4)　避難所が備えるべき設備の整備

		1⑸　避難所の破損等への備え 1⑺　避難所の運営体制の整備
第２節 要配慮者支援対策	町、県、社会福祉施設等管理者	1⑴　社会福祉施設等における対策 1⑵　在宅の要配慮者対策 1⑶　避難行動要支援者対策 1⑷　避難支援等関係者となる者 1⑸　避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 1⑹　名簿情報漏えい防止のための措置 1⑺　避難支援等関係者の安全確保 1⑻　外国人等に対する対策 1⑼　浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策
第３節 帰宅困難者対策	町、県	1　　帰宅困難者対策

第１節　　避難所の指定・整備等

１ 町における措置

⑴　避難所等の整備

町は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等収容施設の整備を図る。町は、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町字界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

⑵　指定避難所の指定

ア　町は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定する必要がある。指定に際しては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上問題のないことなどを検討しておくものとする。

イ　上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ　町は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、指定避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1 ㎡／人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 ㎡／人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 ㎡／人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※　介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は
1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する）。

エ　指定避難所となる施設において、予め、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ　必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避 難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

カ　指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ　町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、予め避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

⑶　避難所としての適切な施設

避難所として適切な施設は公立学校、公民館等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な避難用テント等の資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

⑷　避難所が備えるべき設備の整備

指定避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

災害時の電源確保のため、町内の指定避難所(12 ヶ所)及び救護所には自家発電機の整備を目指し、防災機能の強化を図るとともに、いかなる災害にも対応することができるよう複合的かつ総合的に装備の充実を図るものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備し、避難所機能の確保に努めるものとする。

ア　情報受発信手段の整備：防災行政無線、移動系無線（ＭＣＡ）、簡易無線機、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

※簡易無線機については、消防団を中心とする地域住民が避難誘導、避難行動を円滑に行うための設備として整備するものとする。

イ　運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ　バックアップ設備の整備:投光器､再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備、ポータブル発電機、コードリール、蓄電池等

※避難所開設時に幅広く電力を供給できるよう、発電機については固定式発電機と移動可能なポータブル発電機を整備するものとする。

⑸　避難所の破損等への備え

町は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

⑹　ペットの飼育場所の確保

グラウンド等を有する避難所については、屋外に被災したペットの飼育場所を確保するものとする。

飼育場所の設置については、鳴き声や臭い等に配慮するよう努めるものとする。

⑺　避難所の運営体制の整備

ア　指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は、「大治町避難所運営マニュアル」や、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、避難所ごとに実情を踏まえた指定避難所運営体制の整備を図るものとする。

イ　町は、「大治町避難所運営マニュアル」の改訂、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ　指定避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ　町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ　町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、予め受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め､県が作成した｢避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第２節　　要配慮者支援対策

１ 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置

⑴　社会福祉施設等における対策

ア　組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、予め自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ　緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、風水害等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ　防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ　防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ　非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

⑵　在宅の要配慮者対策

ア　要配慮者等の状況把握

町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。

また、予め自主防災組織や、地域の福祉関係者などと連携して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

イ　緊急警報システム等の整備

町は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立に努めるものとする。

ウ　応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

エ　防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自ら対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

⑶　避難行動要支援者対策

ア　町は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な

避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ　避難行動要支援者名簿の整備等

（ア）　要配慮者の把握

町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

（イ）　避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、町内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

（ウ）　避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

（エ）　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を、⑷避難支援等関係者となる者で定めるほか、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画で予め定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、町の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く

避難支援関係者に提供することについて周知を行う。

ウ　個別避難計画の作成等

（ア）　個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

（イ）　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、町の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

（ウ）　個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ　町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努める。

⑷　避難支援等関係者となる者

ア　避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて避難支援計画の策定等の支援活動を行う者

（ア）　自主防災組織

（イ）　民生委員・児童委員

（ウ）　社会福祉協議会

イ　災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者

上記アに加え、消防機関、警察その他公的機関から派遣されて救助活動を行う者

⑸　避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

ア　在宅ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で要介護認定３以上の方

イ　身体障害（児）者（身体障害者手帳２級以上）

ウ　知的障害（児）者（療育手帳Ａ判定）

エ　精神障害者（精神障害者保健福祉手帳１級）

オ　難病患者

カ　上記以外で支援の必要があり、避難行動要支援者名簿へ登録を希望する方

⑹　名簿情報漏えい防止のための措置

ア　名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置

（ア）　名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で名簿台帳を活用してはならない。

（イ）　名簿の提供を受けた者は、名簿台帳に記載された個人情報及び支援上に知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

（ウ）　名簿の提供を受けた者は、名簿台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。

（エ）　名簿の提供を受けた者が名簿台帳を紛失した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

イ　名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために町が講ずる措置

（ア）　町は、避難支援等関係者に名簿台帳を提供する際に、名簿の提供を受けた者は法律上の守秘義務を負うことや個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿台帳の管理について適宜指導を行う。

（イ）　町が避難支援等関係者に名簿を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の名簿情報のみを提供する。

（ウ）　災害時に緊急的に外部提供した名簿情報については、支援活動後にその情報の返還を求めるものとする。

⑺　避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の個別支援計画を策定するに当たっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要性があることも踏まえて計画を策定する。

⑻　外国人等に対する対策

町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人町民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア　避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いる等簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ　外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ　多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ　外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ　災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

⑼　浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策

ア　浸水想定区域内の施設の公表

町内の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、水防法第 15 条第 4 項に基づき町が指定する施設の名称及び所在地等については要配慮者利用施設一覧【資料７－６】のとおりであり、町地域防災計画に定めるとともに、町民に周知を図る。

なお、町は、要配慮者利用施設の指定について、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努めるものとする。

イ　洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

町は、町地域防災計画において、要配慮者利用施設一覧に定められた当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、町民への周知を図る。

なお、情報伝達方法については、第 3 編第 3 章第 3 節「災害情報の収集・伝達・広報」に別で定める。

ウ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する情報の提供

町は、要配慮者利用施設の管理者等が、事前に周囲に所在する避難場所及びそれに至るまでの経路の確認に併せ、施設立地環境による災害危険性を把握することができるよう、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について情報の提供を行うものとする。なお、町が指定する避難所及び避難場所については、【資料４－１】指定緊急避難場所一覧・指定避難所一覧・救護所のとおりである。また、避難路に関する事項は、第 7 章第 2 節「緊急避難場所及び避難路の指定等」で規定する。

要配慮者利用施設の管理者等は、直面する災害規模に応じて、町域に拘ることなく適切な避難場所の選定に努め、避難行動の際は周囲の安全を十分に確認した上で、当該要配慮者利用施設を利用している者の避難誘導をするものとする。

エ　要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

（ア）　計画の作成等（水防法第 15 条の 3）

町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。

（イ）　施設管理者等に対する防災知識の普及

町は、町地域防災計画に定めた要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

（ウ）　施設管理者等に対する支援

町及び県の関係局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難

訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

（エ）　町長の指示等（水防法第 15 条の 3）

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

（オ）　町長の助言・勧告

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第３節　　帰宅困難者対策

１ 町及び県（防災安全局）における措置

町及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、次の対策を実施する。

⑴　帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

⑵　事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

２ 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護等について、支援体制の構築を図っていくものとする。

第９章　　広域応援・受援体制の整備

■　基本方針

○　町及び県等の各機関は、大規模な災害等が発生した場合において、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災対法第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 広域応援・受援体制の整備	町、県	1⑴　応援要請手続きの整備 1⑵　応援協定の締結等 1⑶　受援体制の整備
第２節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	海部東部消防組合、県	1⑴　緊急消防援助隊 1⑵　広域航空消防応援 1⑶　県内の広域消防相互応援
	県警察	2　　警察署災害派遣部隊等
	中部地方整備局	3　　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等
第３節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	町、県	1　災害時の円滑な物流に向けた体制の検討
第４節 防災活動拠点の確保等	町、県	防災活動拠点の確保等

第１節　　広域応援・受援体制の整備

１ 町及び県（防災安全局、各局）における措置

⑴　応援要請手続きの整備

町は、県、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えるものとする。

また、発生時に、迅速に応援要請ができるよう、防災訓練等を通じて、それぞれの協定内容、応援要請方法、応援要請時の明示事項等を平素から職員に習熟させるものとする。

⑵　応援協定の締結等

ア　相互応援協定の締結

町及び県は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ　技術職員の確保

町及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ　民間団体等との協定の締結等

町及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、予め、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

⑶　受援体制の整備

町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第２節　　応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

１ 海部東部消防組合における措置

⑴　緊急消防援助隊

町及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

また、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（総務省消防庁）に基づく迅速出動を的確に実施できるように、その準備に努めるものとする。

⑵　広域航空消防応援

町及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

⑶　県内の広域消防相互応援

町は愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の

整備に努めるものとする。

２ 県警察における措置

⑴　津島警察署は、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、都道府県警察の相互支援を行う警察署災害派遣部隊等の災害警備能力の向上に努めるものとする。

⑵　津島警察署は、警察法第 60 条の規定に基づき広域緊急援助隊等の応援を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

⑶　津島警察署は、救出救助用資機材の整備を推進するものとする。

３ 中部地方整備局における措置

中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。

第３節　　支援物資の円滑な受援供給体制の整備

１ 町、県（防災安全局、各局）における措置

災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第４節　　防災活動拠点の確保等

１ 町、県（防災安全局、各局）における措置

町及び県は、大規模な災害が発生し国等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点及び授援体制について、関係機関との調整のうえ、確保、整備に努めるものとする。

また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校(仮称)と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第１０章 防災訓練及び防災意識の向上

■　基本方針

○　町、県及び国は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

○　町地域防災計画は、災害時において十分活用され、防災活動が的確に遂行されなければならない。そのため、町が中心となり、防災関係機関の協力を得て、防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、予防並びに応急措置に関する技術の向上と活動の効率化を図り、あわせて町民の防災意識の高揚を図るものとする。

○　防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。したがって、防災関係機関（町、消防団、学校等）は毎年、独自の訓練計画をたて、公共的団体、民間協力団体及び地域住民等の協力を得て、科学的かつ計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。

○　防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

○　防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施し、様々な複合災害を想定した図上訓練等、各種対策や計画の見直しに努める。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災訓練の実施	町、県	1(1)　基礎訓練 1(2)　総合訓練 1(5)　広域応援訓練 1(6)　防災訓練の指導協力 1(7)　図上訓練等
	各学校管理者	2(1)　計画の策定及び周知徹底 2(2)　訓練の実施 2(3)　訓練の反省
第２節 防災のための意識啓発・広報	町	1(1)　町民に対する防災教育 1(2)　防災に関する知識の普及 1(3)　家庭内備蓄等の推進

第３節 防災のための教育	町、県	1⑴　児童生徒等に対する防災教育 1⑵　関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上 1⑶　防災思想の普及 1⑷　登下校（登降園）の安全確保
	町	2　　職員に対する防災教育
	防災関係機関	3　　防災教育の実施

第１節　　防災訓練の実施

１ 町及び県（防災安全局）における措置

訓練内容としては、次のものが考えられるが、当該機関の性格に応じ、適宜選択する。

⑴　基礎訓練

ア　水防（水防工法）訓練

「海部地区水防事務組合水防計画」に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合する等防災関係機関が合同して実施するものとする。

（ア）　実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

（イ）　実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

イ　消防訓練

消防活動が円滑に実施できるよう、消防に関する訓練を実施する。必要に応じ大火災を想定し、町及び県等が合同して実施するものとする。

ウ　避難・救助訓練

町及び防災関係機関は、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。また、砂子防災公園の供用開始時期に合わせて、一時（一次）避難場所の対象地域等において、同様の訓練の実施を検討するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所等にあっては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行うとともに、要配慮者の避難誘導を含む避難誘導訓練や安全確保訓練を行う。

エ　通信訓練

町及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、東海地方非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ　非常招集訓練

町及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団、水防団等の円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ非常招集訓練を実施する。

キ　各種救助訓練

倒壊家屋、自動車等からの救出訓練等、必要に応じて実施する。

⑵　総合訓練

上記の各種基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関及び町民が合同又は連携して、同一想定に基づき総合防災訓練を実施し、町地域防災計画の内容を習熟するとともに町及び防災関係機関相互の協力体制の緊密化を図る。さらに、ボランティア団体にも総合訓練への参加を求める。

⑶　風水害想定

「海部地区水防事務組合水防計画」に基づき、おおむね次の内容により実施される木曽三川連合水防演習（国土交通省と東海３県の共催）及び海部地方総合防災訓練（海部地区水防事務組合と海部地方防災連絡会議の共催）に参加する。

ア　観測（水位、雨量、風速）

イ　情報の収集、伝達（電話、無線、伝達）

ウ　動員（水防団、消防団、居住者の応援、ボランティア）

エ　輸送（資材、機材、人員）

オ　工法（各水防工法）

カ　避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）

⑷　火災想定

おおむね次の内容により実施される海部東部消防連合演習（大治町消防団、あま市消防団及び海部東部消防組合による消防訓練）に参加する。

ア　消防機関の出動

イ　機械器具点検

ウ　放水訓練

エ　特別訓練

⑸　広域応援訓練

町及び県は、町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

⑹　防災訓練の指導協力

町は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

⑺　図上訓練等

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員等に対し、実践的図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実

施するものとする。

２ 町立各学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

⑴　計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画を予め定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、町防災危機管理課や県（防災安全局）の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

⑵　訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

⑶　訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第２節　　防災のための意識啓発・広報

１ 町における措置

⑴　町民に対する防災教育

町民の防災意識を高揚させるため、別表の「平常時の心得に関する事項」、「平常時から備えておく防災グッズ」、「災害発生時の心得に関する事項」等の防災に関する記事等を掲載した広報紙、パンフレット、ちらし等を配布し、災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、地域住民の防災に関する認識を高揚させる。また、これらの教育は、必要に応じ、国、県等の機関と協力して実施する。

町及び県は、町民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

町民に対する防災教育は、次の項目について行う。

ア　災害に関する基礎知識
イ　正確な情報の入手
ウ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
エ　地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
オ　警報等や避難情報の意味と内容
カ　警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

キ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

ク　避難生活に関する知識

ケ　家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、予め決めておくこと）。

コ　応急手当方法の紹介、平素から町民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

サ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

別表

●　平常時の心得に関する事項

①　ラジオ、テレビ等の気象情報や防災上の注意事項をよく聞く。

②　災害時に、隣近所の人と協力して避難等ができるよう事前に話し合っておく。

③　停電に備えて、懐中電灯、携帯ラジオ等を用意しておく。

④　付近の地形からみて、どんな災害が起きやすいかよく知り、災害が起こった場合の安全な避難路を確かめておく。

⑤　避難するときの携行品を非常袋に入れ、準備しておく。

⑥　家や塀、商店の看板等を補修し、溝や下水は流れをよくしておく。

⑦　電灯の引込線がたるんでいたり、破損していると、屋板や雨どい等に触れて、漏電やスパークを起こし、火事になったり感電の危険性があるので、事前に電力会社に知らせて修理しておく。

⑧　風で折れたり、電線に触れたりするおそれのある木の枝は、切り落しておく。

⑨　プロパンガスのボンベは、倒れたり、浸水のとき流されたりしないよう安全に留めておく。

●　平常時から備えておく防災グッズ

各家庭の状況に応じて、水、非常食のほか、印鑑、現金、貯金通帳、救急箱、常備薬、お薬手帳のコピー、懐中電灯、ライター、缶きり、ローソク、ナイフ、衣類、手袋、ほ乳びん、インスタントラーメン、ラジオ、電池、ハブラシ、携帯電話、体温計等を平常時から備えておくことが大切です。

●　災害発生時の心得に関する事項

①　ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。

②　外出や旅行はできる限り見合せる。

③　窓や雨戸等は、針金で留めるか板を当てるなどをして、早めに補強しておく。

④　風当りの強い場所のガラス窓は、ビニールテープ等を貼り補強しておく。

⑤　煙突、看板、塀等を針金で十分補強しておく。

⑥　浸水のおそれのあるところでは、家財道具を台の上や２階へ移す。

⑦　川の近くに住んでいる人は、川の水かさに注意する。

⑧　増水等の危険を知らせるサイレン、警報に気を付け、隣近所に知らせ合いましょう。

⑨　切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対に触れないようにする。

⑵　防災に関する知識の普及

町及び県は、防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

⑶　家庭内備蓄等の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、常備薬、お薬手帳のコピー、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

第３節　　防災のための教育

１ 町、県（教育委員会）における措置

幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

⑴　児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

⑵　関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害

及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上を図る。

⑶　防災思想の普及

ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

⑷　登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、予め登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア　通学路の設定

（ア）　通学路については、警察署、建設事務所、海部東部消防組合等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

（イ）　平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する等しておく。

（ウ）　異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

（エ）　児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

（オ）　幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

イ　登下校の安全指導

（ア）　異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

（イ）　通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

（ウ）　登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 職員に対する防災教育

防災の事務又は業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用をはじめ関係法令、実務等に関する研修会、研究会、映画会等を実施するものとする。

また、町は、地域の防災力の充実を図る観点から、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携を図るなど、防災に関して専門的な知識や行動力を有する人材を育成するための仕組みの構築に努める。

職員に対する防災教育は、町の地域防災計画の内容を周知徹底させることを基本とし、次の項目について教育する。

⑴　気象、災害についての一般的知識

⑵　災対法を中心とした法令等の知識

⑶　災害対策本部の組織及び任務分担

⑷　非常配備の基準及び連絡方法

⑸　被害の調査方法及び報告要領

３ 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

４ その他の教育

自動車運転者に対する防災教育は、県公安委員会の定めるところによる。

第１１章 防災に関する調査研究の推進

■　基本方針

○　災害は広範な分野にわたる複雑な現象であり、かつその実態は地域的特性を有するので、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連係を図るとともに、地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災に関する調査研究の推進	町、県	1⑴　危険地域の把握 1⑵　危険地区の被害想定
	町	2⑴　調査研究成果の活用 2⑵　防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 2⑶　地籍調査

第１節　　防災に関する調査研究の推進

１ 町及び県（防災安全局）における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

⑴　危険地域の把握

次の事項について広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

ア　浸水危険区域

イ　河川注意箇所

ウ　道路注意箇所

エ　液状化危険地域

オ　火災延焼危険地域

⑵　危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

２ 調査研究成果の活用

⑴　調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収集して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

⑵　防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

町は、地域の水害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地

域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（地区単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

⑶　地籍調査

町は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。なお、町が管理する公共施設においては、「災害時の応急対策の協力に関する基本協定書」に基づき、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に協力を要請する。

第３編　　災害応急対策

第１章　　活動態勢（組織の動員配備）

■　基本方針

○　町長は、災対法第 23 条の 2 の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
○　各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
○　要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町	○町災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○国又は他市町村職員の派遣要請	
防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営	町	1⑴　町災害対策本部の組織 1⑵　災害対策本部の設置場所
第２節 職員の派遣要請	町	1⑴　国の職員の派遣要請 1⑵　他市町村の職員の派遣要請 1⑶　職員派遣斡旋要求 1⑷　被災市町村への市職員の派遣

第１節　　災害対策本部及び警戒班の設置・運営

１ 町における措置

⑴　町災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部長、副本部長並びに総務部（災害対策本部事務局、総務班、広報班、調査班、協力班）、福祉部（民生班、救護班、住民班）、建設部（都市整備班、下水道班、産業環境班）、教育部（学校教育班、社会教育班）及び消防部（消防班）をもって構成し、町長を

本部長とし、副本部長に副町長及び教育長をあてる。

災害対策本部に本部員会議を置き、災害応急対策の基本的事項について協議、決定する。

⑵　災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、大治町役場に設置する。役場庁舎が被災した場合は、速やかに代替施設を指定し、職員及び町民に周知するものとする。

ア　代替施設の想定

（ア）　大治町立公民館

（イ）　大治町スポーツセンター

イ　大治町災害対策本部組織図

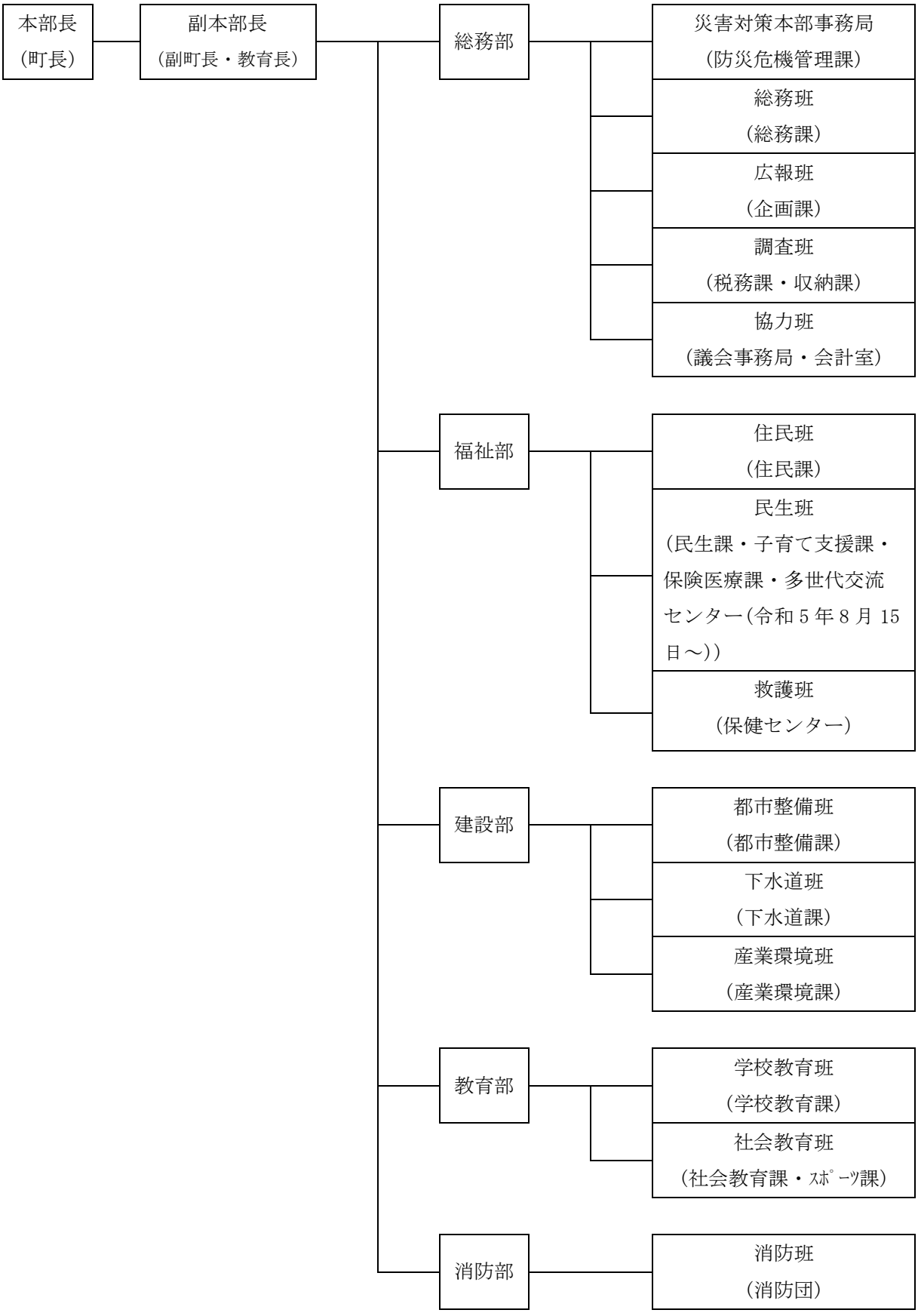

⑶　本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員（部長、班長）をもって組織し、災害応急対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示をうける。

ア　本部員会議の開催

本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

イ　本部員会議は、特別の指示がない限り、役場内で開催する。

ウ　本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

エ　本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

オ　本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務部長にその旨を申し出るものとする。

カ　本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

⑷　本部員会議の協議（指示）事項

ア　本部の配置体制の切替え及び廃止に関すること。

イ　災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ　罹災調査の方法及び基準に関すること。

エ　救護物資等給与の基準に関すること。

オ　避難の指示等に関すること。

カ　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。

キ　国、県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に関する応援の要請に関すること。

ク　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

ケ　その他災害対策に関する重要な事項

⑸　決定又は指示事項の周知

会議の決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項については、各部長は速やかにその徹底を図るものとする。

２ 部の任務分担

各部の部長は、本部長の命を受けて、部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。班長は、部長の命を受けて、班の事務又は業務を掌握する。

なお、各部は、大治町災害対策本部を設置する原因となった災害の種類、規模等を踏まえ、実施すべき災害応急対策の内容、程度等に応じて、臨機応変に相互応援協力するものとする。各部及び各班の任務分担は、別表のとおりである。

３ 伝達（通知）

災害対策本部が設置又は廃止された場合、町長は、次の機関にその旨を伝達（通知）する。

伝　達　（通　知）　先	方　法
海部県民事務所（県災害対策本部海部方面本部）	県防災行政無線、電話
津島警察署	電話
海部東部消防組合消防本部（予防課）	県防災行政無線、電話、専用回線、ＭＣＡ
海部地区水防事務組合	電話
大治町消防団	町防災行政無線、電話、メールサービス

４ 標識等

⑴　災害対策本部の標識

災害対策本部が設置されたときは、その設置を示す標示板を役場正面玄関に掲げるものとする。

⑵　標 旗

災害応急対策に使用する車両及び舟艇には、指定の標旗をつけるものとする。

⑶　服 装

災害応急対策に従事する職員の服装は、防災服（水防服、消防服を含む。）とするが、状況により活動に適した服装を着用することができる。

⑷　腕 章

災害対策本部が設置されたときは、本部長、副本部長、部長、班長並びに部員は、それぞれ指定の腕章を着用するものとする。

５ 設置及び廃止

大治町災害対策本部条例の規定に基づき、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、次の基準により設置するものとする。

⑴　次の予警報等のいずれかが大治町に発表され、町長が必要と認めるとき。

ア	大雨特別警報	カ	大雨警報	サ	木曽川氾濫警戒情報
イ	暴風特別警報	キ	暴風警報	シ	庄内川氾濫警戒情報
ウ	暴風雪特別警報	ク	洪水警報	ス	新川氾濫警戒情報
エ	大雪特別警報	ケ	暴風雪警報	セ	五条川氾濫警戒場情報
オ	高潮特別警報	コ	高潮警報	ソ	福田川氾濫警戒情報

⑵　大治町に震度５弱以上の地震が発生したとき。

⑶　上記以外で、地域内に相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。

災害対策本部の廃止の基準は、次のとおりとする。

町長は、災害発生のおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときに廃止する。

６ 災害救助法の適用

⑴　町における措置（災害救助法第 13 条）

ア　救助の実施

町長は、町の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

イ　県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

⑵　日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第 15、16 条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

ア　避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。

イ　医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

別表

大治町災害対策本部の組織及び任務分担

本部長：町長
副本部長：副町長、教育長

部　名 （部長）	班　名 （班長）	任　務　分　担
総務部 （総務部長）	災害対策本部事務局 （防災危機管理課長）	1　防災の総合的企画、調整及び推進に関すること。 2　防災会議に関すること。 3　災害対策本部の設置及び本部の庶務に関すること。 4　本部員会議に関すること。 5　気象予警報の収集及び伝達に関すること。 6　防災行政無線に関すること。 7　避難指示等に関すること。 8　各班からの被害状況のとりまとめに関すること。 9　県、他市町村への応援要請に関すること。 10　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 11　消防団の招集、配備に関すること。 12　避難所開設及び運営に関すること。 13　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 14　被災者支援システムに関すること。
	総務班 （総務課長）	1　職員の動員に関すること。 2　各部各班の連絡調整に関すること。 3　庁舎等所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4　受援体制の総合的な管理に関すること。
	広報班 （企画課長）	1　広報資料の収集及び発表に関すること。 2　報道機関との連絡に関すること。 3　町民等への情報伝達、災害広報に関すること。 4　災害記録写真等の撮影及び保存に関すること。 5　ＯＡ機器類の点検、安全確保対策に関すること。 6　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	調査班 （税務課長） （収納課長）	1　住家被害の調査に関すること。 2　罹災証明書の発行に関すること。 3　災害による町税等の軽減若しくは免税又は徴収猶予に関すること。 4　災害による町税等の減収見込みに関すること。
	協力班 （会計管理者） （会計室長） （議会事務局長）	1　災害援助に要する経費の経理に関すること。 2　救助用物資の出納に関すること。 3　義援金に関すること。 4　災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関すること。 5　町議会との連絡及び見舞者との応接に関すること。 6　災害対策会議、各種会議の運営に関すること。

福祉部 （福祉部長）	民生班 （民生課長） （保険医療課長） （子育て支援課長） （多世代交流センター所長）	1　民生対策の総合的企画、調整及び援助の実施の総括に関すること。 2　所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3　高齢者、障害者等要配慮者の救助救援及び安否確認に関すること。 4　避難所（西公民館を含む。）の開設及び運営に関すること。 5　ボランティア・ＮＰＯの受け入れに関すること。 6　日本赤十字社愛知県支部との連絡調整に関すること。 7　炊き出しに関すること。 8　食料の配分、供給に関すること。 9　生活必需品等の調達に関すること。 10　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 11　災害救助法の適用に関すること。
	救護班 （保健センター所長）	1　救護所の設置に関すること。 2　医療機関との連絡調整に関すること。 3　医療品の確保及び配分に関すること。 4　医療助産活動に関すること。
	住民班 （住民課長）	1　遺体の処理及び埋火葬に関すること。 2　遺体安置所の設置に関すること。 3　行方不明者の問い合わせに関すること。 4　死亡者の戸籍処理に関すること。
建設部 （建設部長）	都市整備班 （都市整備課長） （都市整備課主幹）	1　土木対策の総合的企画、調整及び推進に関すること。 2　応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達及び供給に関すること。 3　障害物の除去に関すること。 4　応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急処理に関すること。 5　道路情報の収集、伝達に関すること。 6　道路交通に関すること。 7　緊急輸送に関すること。 8　河川に係る被害調査及び復旧に関すること。 9　公園及び緑地の被害調査に関すること。 10　排水施設の維持管理に関すること。 11　被災建築物の応急危険度判定に関すること。
	下水道班 （下水道課長）	1　下水道施設の災害対策に関すること。 2　下水道施設の被害状況調査、報告及び復旧に関すること。
	産業環境班 （産業環境課長）	1　商工対策の総合的企画、調整及び推進に関すること。 2　農地、農作物及び農業施設の被害調査及び復旧に関すること。 3　排水施設の運転に関すること。 4　食料の調達、確保に関すること。 5　家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 6　死亡獣畜の処理に関すること。 7　商工者の災害復旧融資対策に関すること。 8　災害時における廃棄物及びし尿の処理に関すること。 9　清掃及び環境衛生に関すること。 10　防疫に関すること。 11　応急給水に関すること。 12　水道施設の被害状況の調査に関すること。 13　名古屋市上下水道局との連絡調整に関すること。

教育部 （教育部長）	学校教育班 （学校教育課長）	1　児童生徒の避難及び救護に関すること。 2　小中学校の応急教育に関すること。 3　学校教職員の災害時における対応に関すること。 4　学校施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 5　児童生徒及び教職員の被害状況の取りまとめに関すること。 6　被災児童生徒の教科書及び学用品等の支給に関すること。 7　避難所の開設に関すること。 8　児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。
	社会教育班 （公民館長） （社会教育課長） （スポーツ課長）	1　所管施設の被害調査、応急対策に関すること。 2　文化財の被害調査、応急対策に関すること。 3　所管施設における避難所（西公民館を除く。）の開設及び運営に関すること。
消防部 （消防団長）	消防班 （消防副団長）	1　消防に関すること。 2　水防に関すること。 3　町民の避難誘導に関すること。 4　被災者の救出に関すること。 5　遺体及び不明者の捜索に関すること。

7 職員の非常配備

⑴　非常配備の区分

非常配備は、次の 3 段階に区分する。

区分	参集基準
第 1 非常配備	災害が発生するおそれがあり、災害の規模、状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときなどに必要最小限の組織による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 （例えば大治町に震度 4 を観測した地震が発生したとき等）
第 2 非常配備	相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに各部班の所要の組織による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 （例えば大治町に震度 5 弱を観測した地震が発生したとき等）
第 3 非常配備	大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときに各部班の全組織による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。 （例えば大治町に震度 5 強以上を観測した地震が発生したとき等）

８ 非常配備基準

非常配備の各段階における指令、解除の時期及び非常配備員等は、次の非常配備基準のとおりとする。

区分	配備時期	業務の内容	配備要員	解除の時期
第一非常配備	1　災害が発生するおそれがある場合で、次の予警報のいずれかが大治町に発表されたとき。 ・大雨注意報 ・強風注意報 ・洪水注意報 ・木曽川氾濫注意情報 ・庄内川氾濫注意情報 ・新川氾濫注意情報 ・五条川氾濫注意情報 ・福田川氾濫注意情報 2　大治町に震度４の地震を観測したとき。又はごく小規模の災害が発生したとき。 3　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。 4　・南海トラフ地震に関する次の情報が発表されたとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中） ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 5　上記以外で、町域に災害が発生するおそれのある場合又は小規模の災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。	1　情報の収集・伝達（気象予警報、水象等） 2　第二～第三非常配備に備えた体制の確立	各課の所要の職員及び宿日直者	1　災害が発生するおそれが解消し、被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2　災害応急対策がおおむね完了したとき。

区分	配備時期	業務の内容	配備要員	解除の時期
第二非常配備	1　準備体制 小規模災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき。 また、次の予警報のいずれかが大治町に発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・木曽川氾濫警戒情報 ・庄内川氾濫警戒情報 ・新川氾濫警戒情報 ・五条川氾濫警戒情報 ・福田川氾濫警戒情報 2　警戒体制 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、または相当規模の災害が発生したとき。大治町に震度５弱の地震を観測したとき。 3　東海地震注意情報が発表されたとき。 4　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 5　上記以外で、町域に相当規模の災害が発生するおそれのある場合又は相当規模の災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。	1　災害対策本部設置（必要に応じて） 2　情報の収集・伝達（気象予警報・被害、対策状況等） 3　災害の予防・応急対策実施（各部班において処理すべき防災に関する事務・業務の実施） 4　防災関係機関の実施する災害応急対策の総合調整	災害対策本部の各部及び班の所要の人員	1　災害が発生するおそれが解消し、被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2　第一非常配備でも応急対策が推進できるとき。 3　災害応急対策がおおむね完了したとき。
第三非常配備	1　大治町に震度５強以上の地震を観測したとき。 2　特別警報が発表されたとき。 3　東海地震予知情報が発表されたとき。 4　警戒宣言が発せられたとき。 5　上記以外で、町域に大規模な災害が発生するおそれのある場合又は大規模な災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。	1　災害対策本部設置 2　情報の収集・伝達（気象予警報・被害、対策状況等） 3　災害の予防・応急対策実施（各部班において処理すべき防災に関する事務・業務の実施） 4　防災関係機関の実施する災害応急対策の総合調整	災害対策本部の人員全員	1　災害が発生するおそれが解消し、被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2　第二非常配備でも応急対策が推進できるとき。 3　災害応急対策がおおむね完了したとき。

※平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

９ 伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

⑴　勤務時間中における伝達

総務部長は、各非常配備の指令の基準に該当する事態に至ったとき町長の判断を求め、町長が非常配備の指令をしたときは、その旨を庁内放送等により職員全員並びに消防団の団長

及び副団長に伝達する。

⑵　勤務時間外、休日における伝達

防災担当者は、各非常配備の指令の基準に該当する事態に至ったとき町長の判断を求め、町長が非常配備の指令をしたときは、第一非常配備にあっては副町長、教育長及び各部長、第二・第三非常配備にあっては副本部長及び本部員に伝達し、これらの者は所掌する人員に連絡し、必要な態勢を整える。

１０ 防災関係機関における措置

大治町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として関係法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該町の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

⑴　勤務時間外における体制の整備

町は災害対策の責務を遂行するため、予め災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくこととする。

⑵　惨事ストレス対策

ア　捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ　消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第２節　　職員の派遣要請

１ 町における措置

⑴　国の職員の派遣要請（災対法第 29 条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

⑵　他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

⑶　職員派遣の斡旋要求（災対法第 30 条）

町長は、知事に対し災対法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣

について、斡旋を求めることができる。

⑷　被災市町村への町職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第２章　避難行動

■　基本方針

○　速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル 4] 避難指示を基本とする。
　避難指示等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。
　また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。

○　被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。

○　災害応急対策責任者（災対法第 51 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

○　高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

○　町長は、災対法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 → ○洪水予報の発表・伝達 →		
中部地方整備局	○洪水予報の発表・伝達 → ○水防警報の発表・伝達 →		
町	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 → ○立退きの指示等 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導		
報道機関	○迅速な警報の放送		

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1　気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2　洪水予報の発表・伝達
	中部地方整備局	2　洪水予報の発表・伝達 4(2)　水防警報の発表・伝達
	西日本電信電話株式会社	5　一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知
	日本放送協会名古屋放送局	6　迅速な警報の放送
	町	7　必要事項を住民及び所在の官公署へ周知
	その他の防災関係機関	8　法令及び自らの防災計画等により、必要な措置
第２節 避難情報	町	1(1)　実施責任者 1(2)　知事等への助言の要求 1(3)　知事若しくは知事の命を受けた職員又は水防管理者（水防法による場合）
	県警察	2(1)　警察官職務執行法第 4 条による措置 2(2)　災対法第 61 条による指示
	自衛隊（自衛官）	3　避難等の措置
第３節 住民等の避難誘導等	町	1　避難の誘導 2(1)　避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2)　避難行動要支援者の避難支援
第４節 広域避難	町	1(1)　避難先市町村との協議 1(2)　平時からの協議
	県	1(2)　協議・助言 2　居住者等の運送

第１節　　気象警報等の発表、伝達

１ 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・国土交通省機関に通知しなければならない。

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令の定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・国土交通省機関に伝達する。

また、名古屋地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。

２ 洪水予報

⑴　中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曽川・長良川・庄内川（矢田川を含む）について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報［洪水］）、氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報［洪水］）、氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報［洪水］）及び氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］））は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

⑵　名古屋地方気象台及び県は、新川、日光川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報［洪水］）、氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報［洪水］）、氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報［洪水］）及び氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］））は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

⑶　洪水予報

洪水予報の種類と基準は以下の表のとおりである。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき (一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき) ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)
	「氾濫危険情報」	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫の恐れがなくなったとき

３ 洪水に係る水位情報の周知

県は、五条川、蟹江川、福田川について、当該河川の水位が氾濫危険水位（警戒レベル４相当情報［洪水］）※（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。（平成 29 年６月１日からの運用について記載）
※ただし、五条川（下流）においては避難判断水位

４ 高潮に係る水位情報の周知（県（建設局）における措置）

県は、三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）について、水位が高潮特別警戒水位（警戒レベル５相当情報[高潮]）に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

５ 水防警報

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川において対象水位観測所の水位が警戒水位に達するか若しくは警戒水位を超え、災害の発生が予想される場合において、水防を必要とする旨の報告を発表する。

警報発令の対象河川並びに対象水位観測所及び警戒水位等は、次のとおりである。

⑴　水防警報の対象水位観測所及び発表基準

ア　国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	計画高水位	堤防高	発報者	対象水防管理団体
木曽川	犬山	犬山市栗栖（左岸59.7km付近）	T.P. 5.80m	T.P. 9.20m	T.P. 10.40m	T.P. 14.22m	-	木曽川上流河川事務所長	愛知県尾張水害予防組合
	笠松	笠松町柳原町（右岸40.3km付近）	T.P. 7.60m	T.P. 10.40m	T.P. 11.30m	T.P. 14.15m	左岸 16.54m 右岸 16.33m	〃	〃
庄内川	枇杷島	清須市西枇杷島町（右岸15.7km付近）	T.P. 4.60m	T.P. 5.60m	T.P. 6.30m	T.P. 9.08m	左岸 11.22m 右岸 11.35m	庄内川河川事務所長	名古屋市・清須市・海部地区水防事務組合

イ　知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	氾濫危険水位	堤防高	発報者	対象水防管理団体
新川	水場川外水位	清須市阿原（右岸16.00km付近）	T.P. 2.00m	T.P. 3.00m	T.P. 3.90m	T.P. 5.20m	左岸 T.P. 6.24m 右岸 T.P. 6.28m	尾張建設事務所長	海部地区水防事務組合・名古屋市・豊山町・稲沢市・清須市・北名古屋市・あま市・大治町

T.P.：東京湾平均海面

⑵　水防警報の段階と内容

段　階	内　　容
準備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出動	出動水位を超過し、水防団（消防団）員等の出動を通知するもの。
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

６ 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を通知する。

７ 日本放送協会名古屋放送局における措置

日本放送協会名古屋放送局は、警報を直ちに放送する。

８ 町における措置

町は、町地域防災計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する。

９ その他の防災関係機関における措置

その他の機関は、法令及び自らの防災計画等により、必要な措置を執る。

１０ 気象警報等の伝達系統

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく気象・水象に関する特別警報・警報等、消防法に基づく火災予防のための気象通報並びにこれらに関連して必要とされる各種の情報及び対策通知を災害対策関係機関相互の間において迅速かつ的確に受領、伝達し、非常事態に対する適切な防災措置を図る。

特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

次の気象警報等の伝達は、図 1～7 のとおり行う。

⑴　気象警報等の伝達系統図　・・・　図 1

⑵　洪水予報

ア　国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報　・・・　図 2 のア

イ　知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報　・・・　図 2 のイ

⑶　水防警報

ア　国土交通大臣の発表する水防警報　・・・　図 3 のア

イ　知事の発表する水防警報　・・・　図 3 のイ

⑷　水位周知河川の水位情報

（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）　・・・　図 4

⑸　水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）　・・・　図 5

⑹　火災気象通報　・・・　図６
⑺　火災警報　・・・　図７

図１　気象警報等の伝達系統図

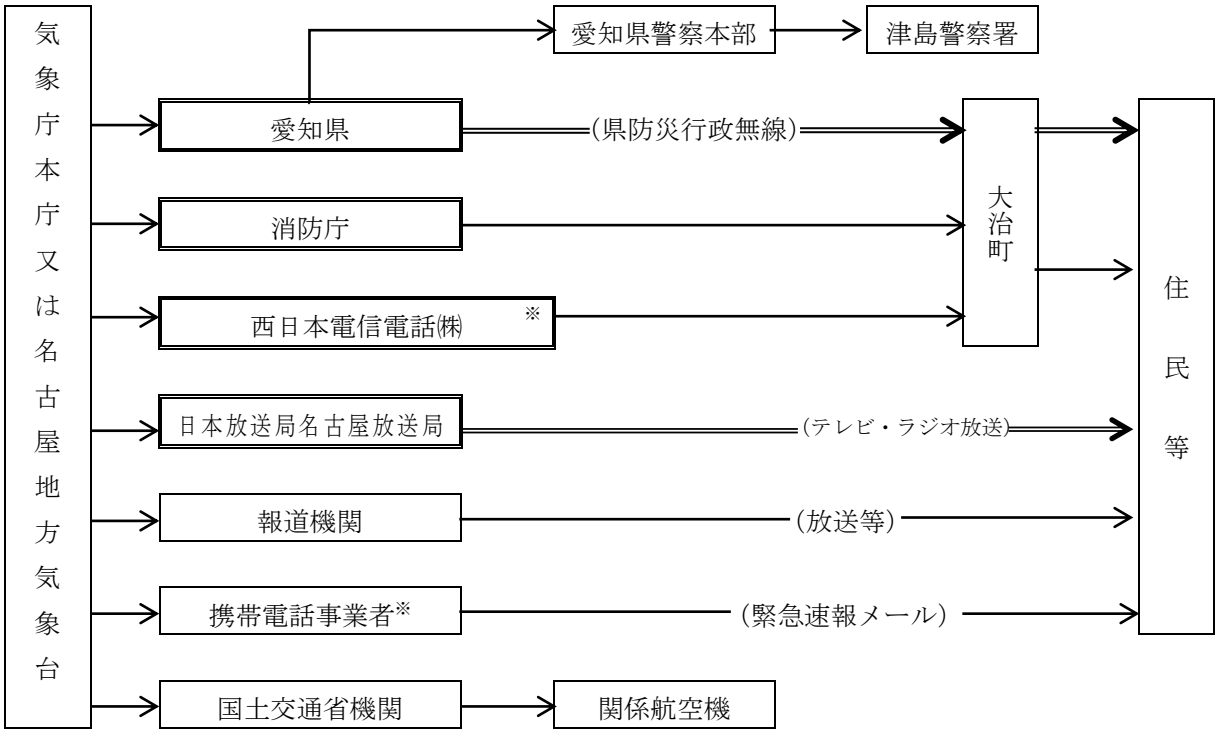

※気象庁からは西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注）　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先。

注）　二重枠の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって特別警報の通知の措置が義務づけられている伝達経路。

図２　洪水予報

ア　国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報

（木曽川・庄内川（矢田川）洪水予報警報の伝達系統）

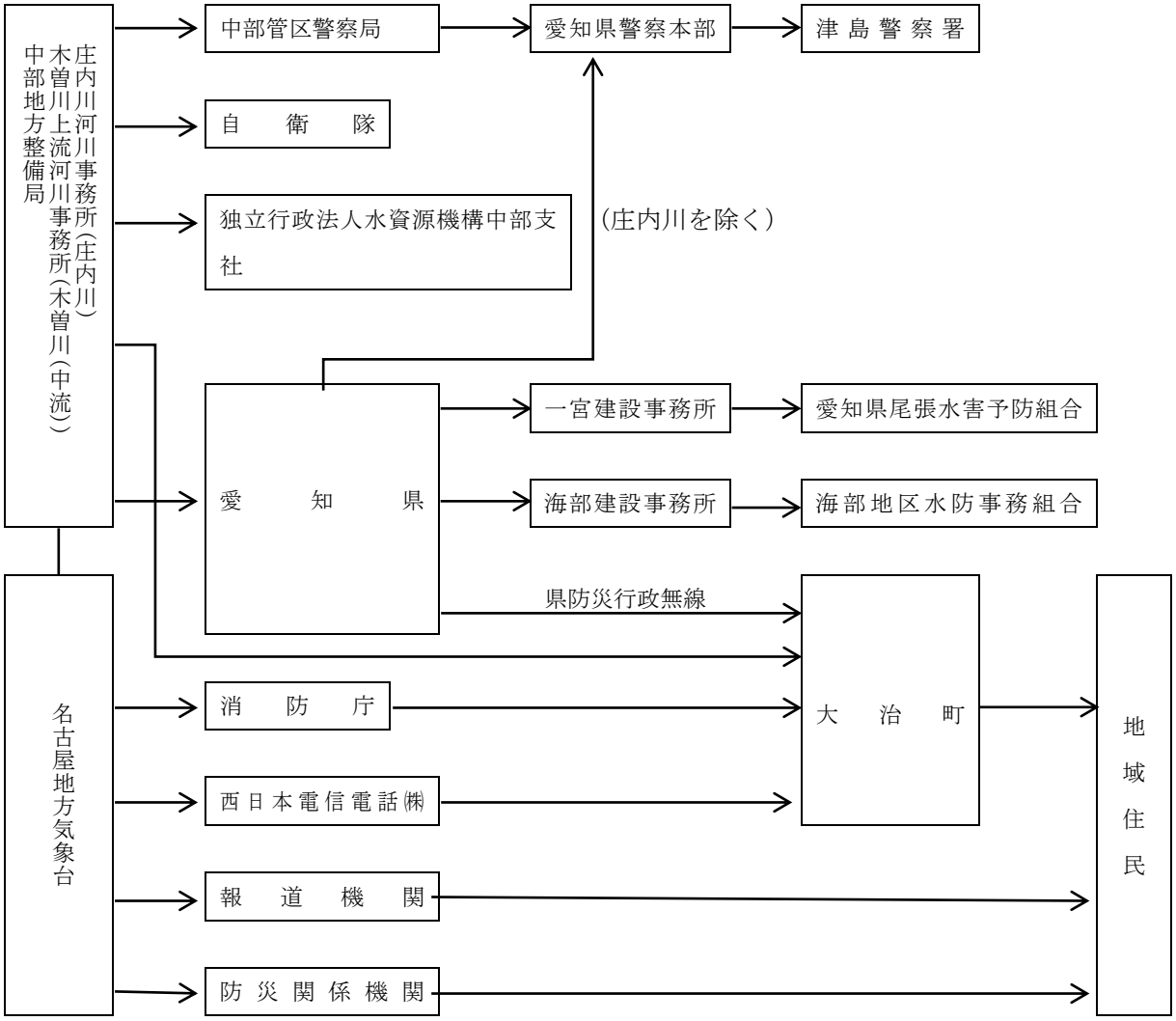

イ　知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報
（新川・日光川洪水予報）

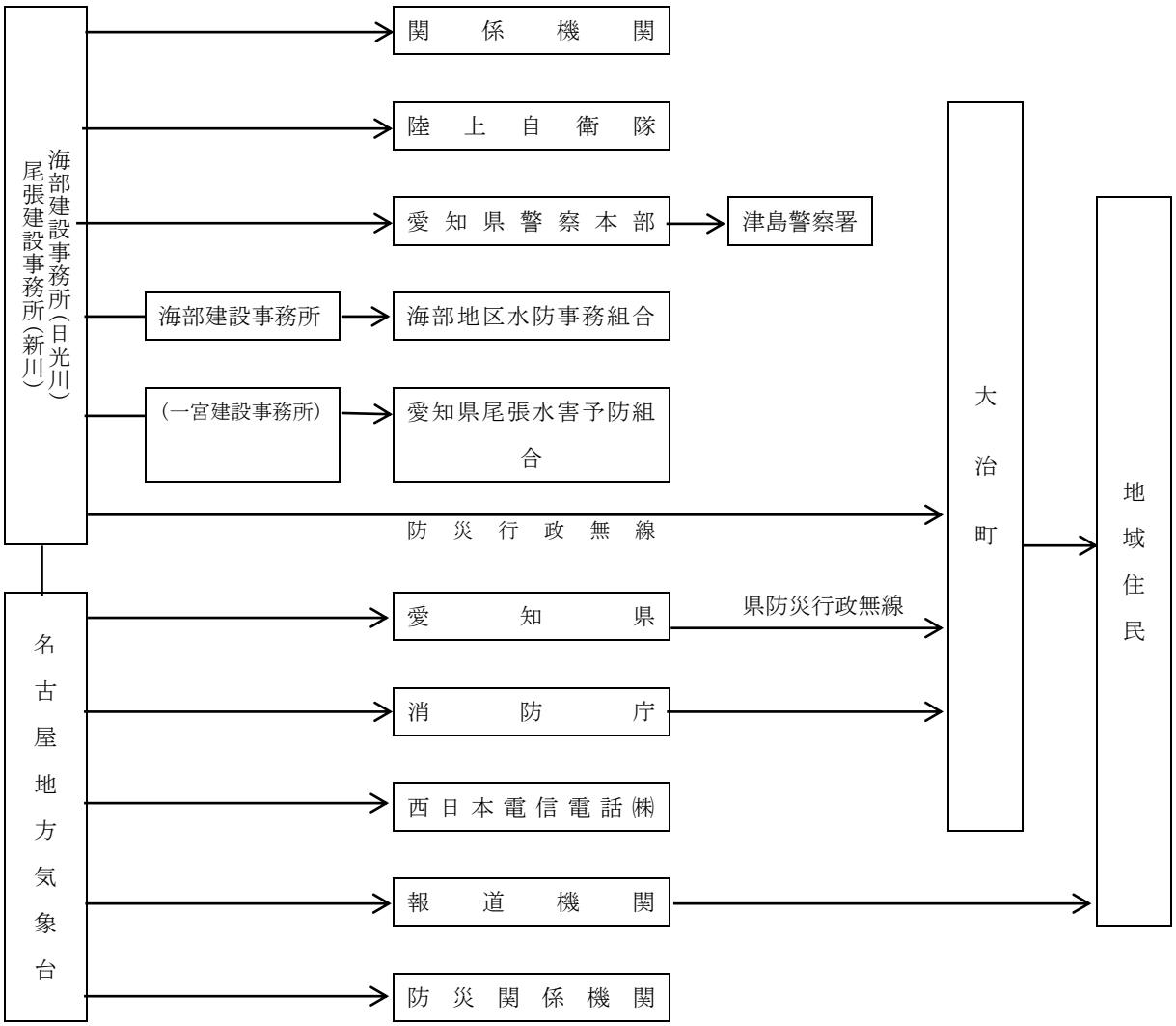

図３　水防警報

ア　国土交通大臣の発表する水防警報

（庄内川・矢田川水防警報（枇杷島地区））

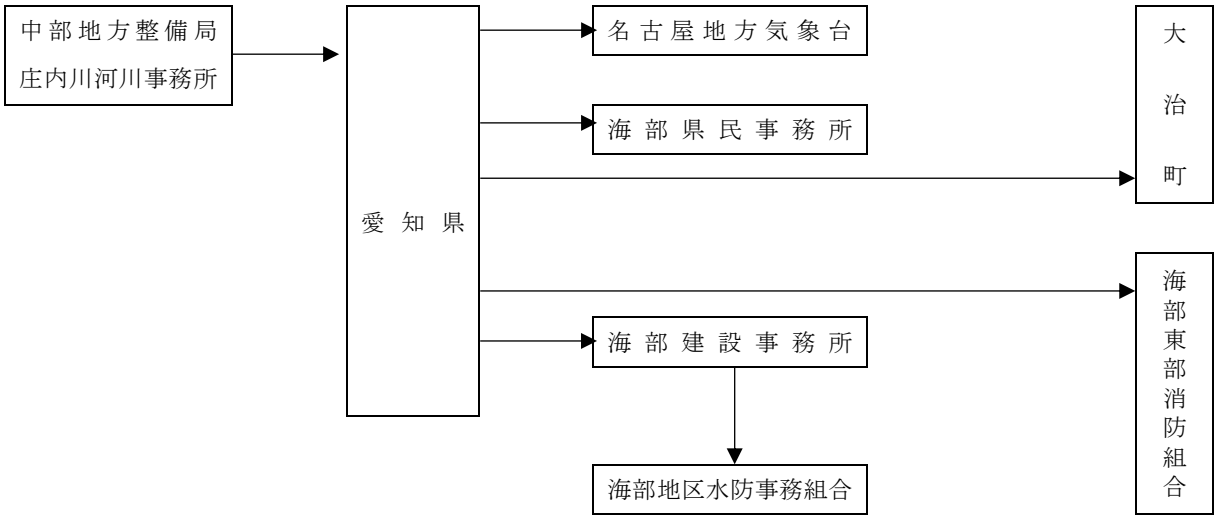

イ　知事が発表する水防警報

（新川水防警報）

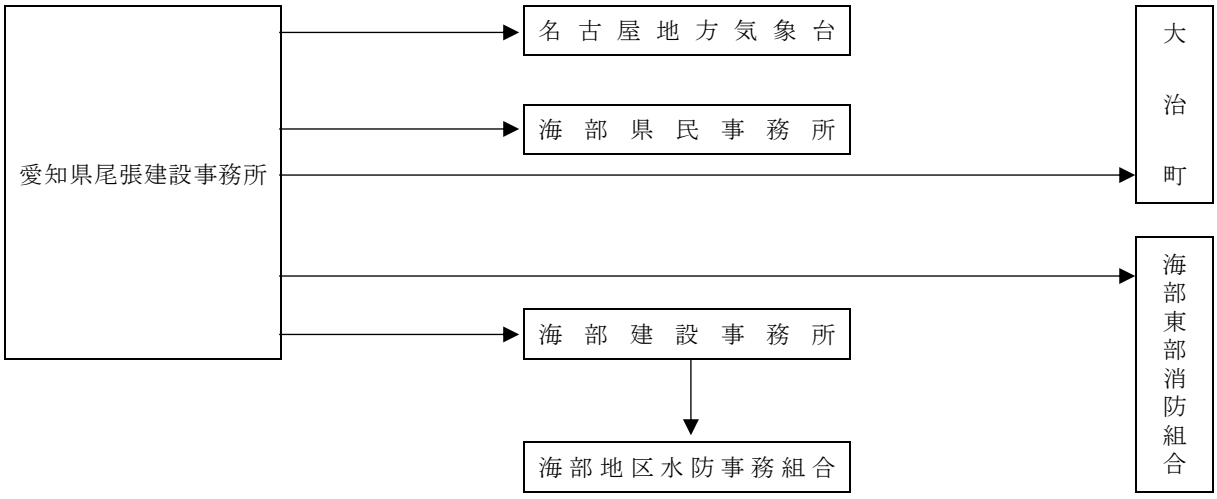

（日光川（古瀬地区）水防警報）

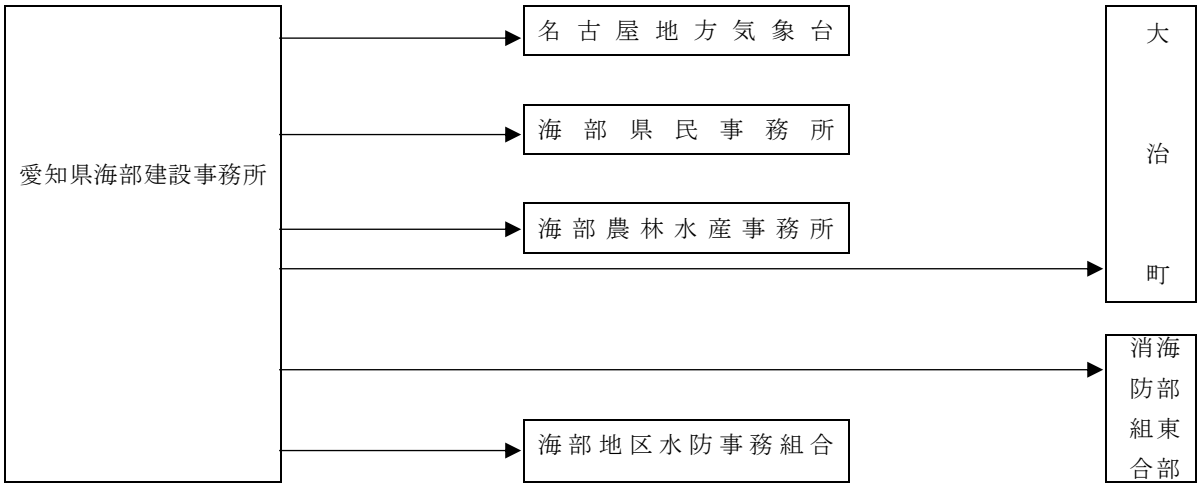

（愛知県津波水防警報）

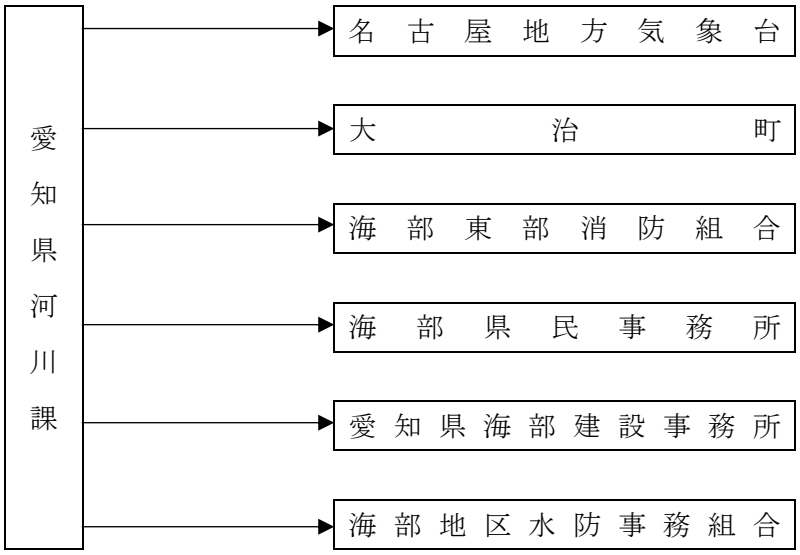

図４　水位周知河川(避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位)、氾濫発生)

知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（警戒レベル３相当情報［洪水］、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル４相当情報［洪水］、氾濫発生（警戒レベル５相当情報［洪水］）

（福田川）

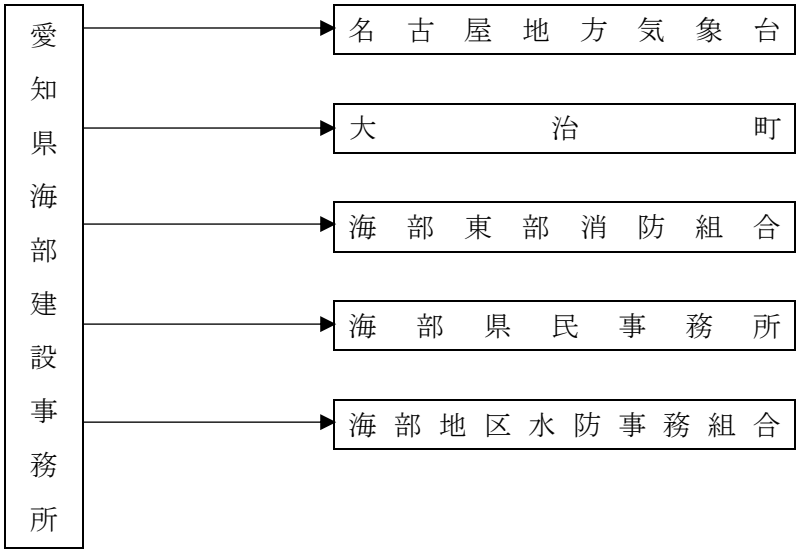

（五条川）

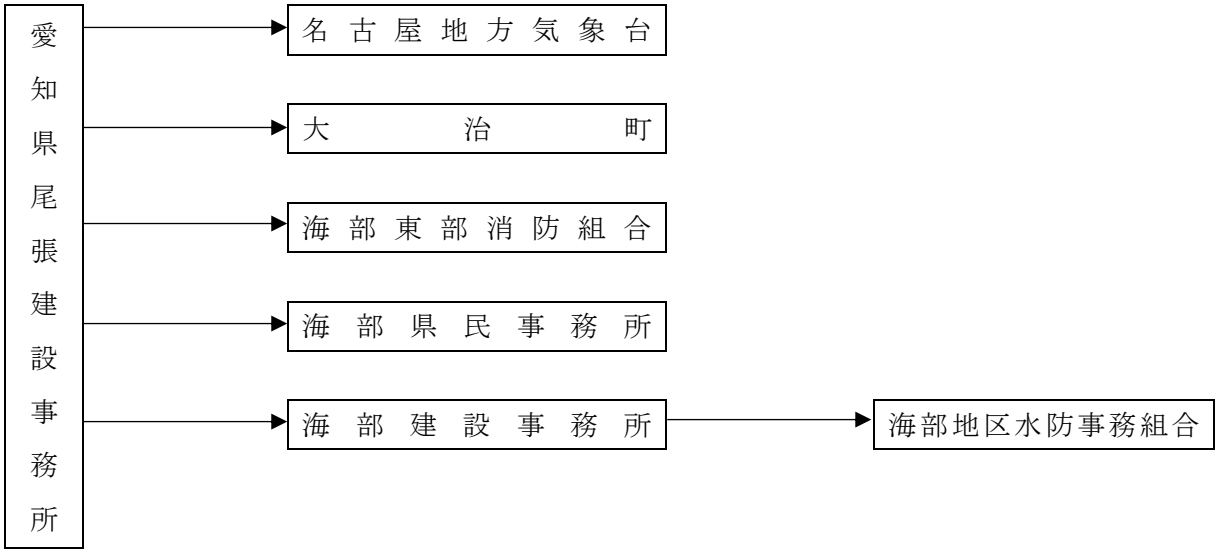

図５　水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

■知事が通知する水位周知海岸

（高潮氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[高潮]））

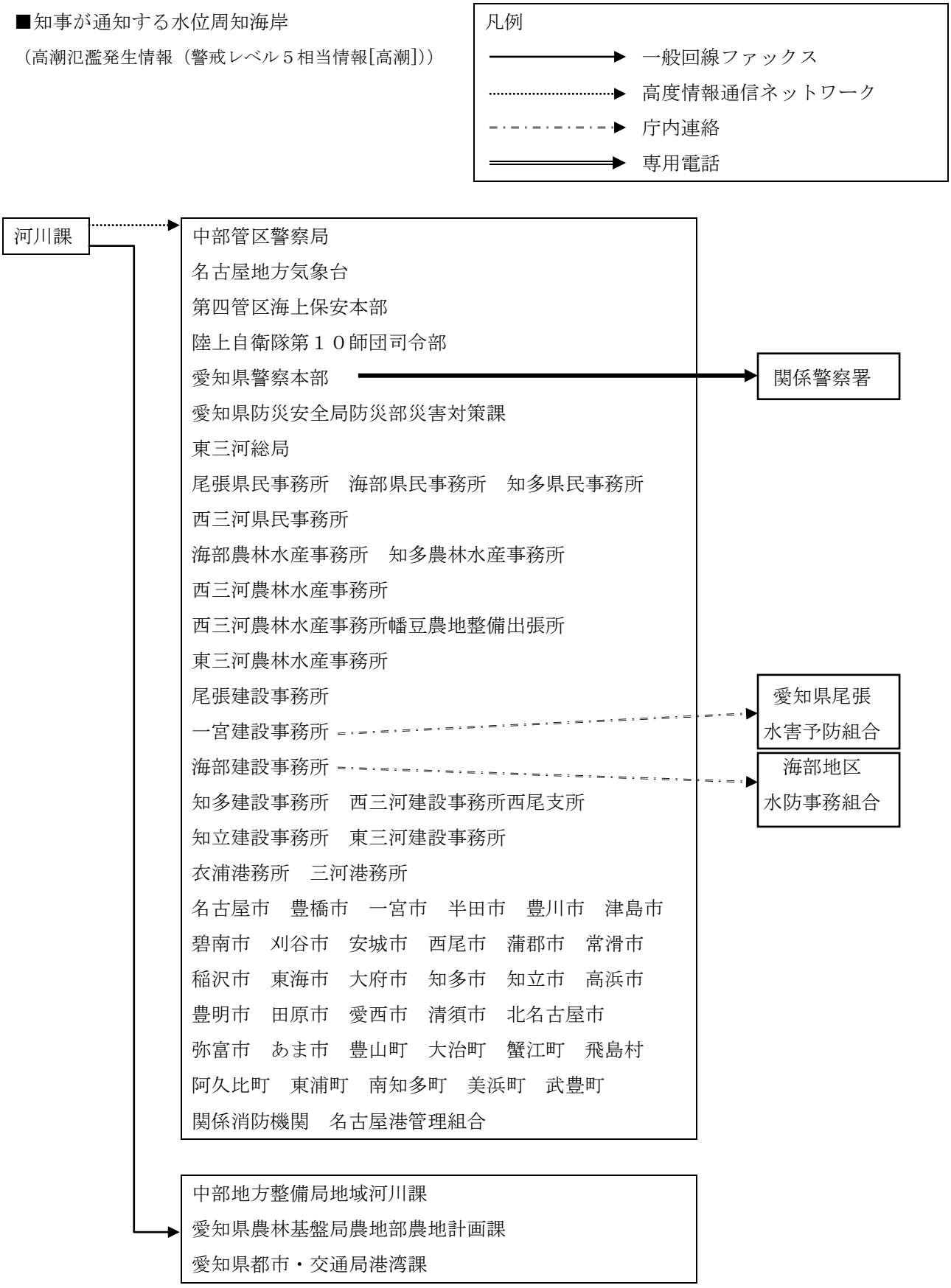

図６　火災気象通報

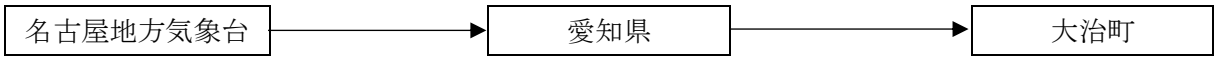

⑴　火災気象通報

名古屋地方気象台が気象の状況について火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を通報する。

ア　実施官署等

火災気象通報の実施官署、担当区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

実施官署	担当区域	通報先	通報手段
名古屋地方気象台	愛知県	愛知県防災安全局防災部災害対策課 通信グループ	専用 FAX

イ　通信基準

名古屋地方気象台が定めた「乾燥注意報」「強風注意報」の基準と同一とする。

ウ　通報時刻等

（ア）　原則として、午前 5 時まで実施する。

（イ）　通報事項の有効期間は、発表時から翌日午前 6 時までとする。

図７　火災警報

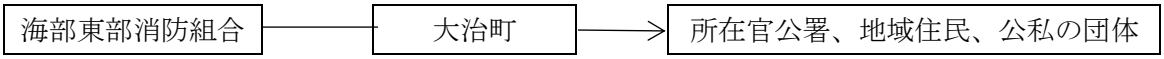

知事から火災気象通報を受けた場合、町長が必要に応じて発する。

１１ 異常現象の通報

⑴　災害が発生するおそれのある異常現象（異常水位、河川堤防の異常、火災等）を発見した者又は地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象を発見した者は、その現象が水防、消防に関する場合には町長又は海部東部消防組合に、その他の場合には町長又は津島警察署に通報する。

上記の通報により異常現象を承知した場合、町長は直ちに関係機関に通報する。

⑵　報告担当者

本部各部は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに所管事項に係る被害状況を町民、海部東部消防組合及び関係機関等から収集、確認し、災害対策本部事務局長に報告する。災害対策本部事務局長は、これらの被害状況等を収集し、総務部長を通じ本部長、副本部長に報告する。

被害情報の伝達系統図

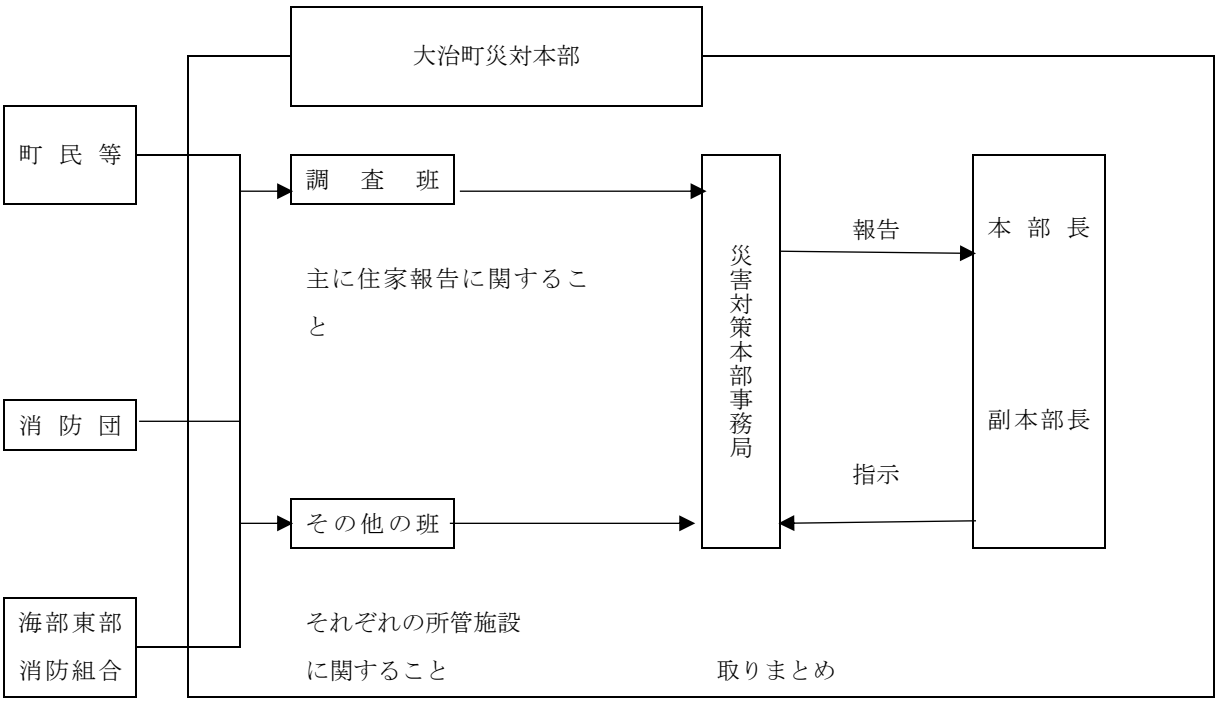

⑶　報告の種類

災害対策本部長に対する報告の種類は、災害情報と被害報告とする。

ア　災害情報

災害が発生し、又は災害の発生が予想される危険な状況に至った場合の災害の応急対策等について逐次現地の状況を報告する。報告は、様式第１のとおりとし、内容については、次のとおりとする。

（ア）　被害の概況（原因、地区名、時刻）及び地域の気象状況
（イ）　消防、水防機関等の出動状況
（ウ）　応援要請の状況
（エ）　避難情報の状況
（オ）　職員の派遣状況
（カ）　救助事項の状況
（キ）　その他応援措置の状況
（ク）　要望事項その他

イ　被害報告

災害により被害が発生した場合に報告するもので、次の３種類に区分する。

（ア）　発生報告

被害発生直後報告するもので、この場合に限り、正確さより迅速さを主とする。

（イ）　中間報告

災害の経過に応じ報告する。

（ウ）　確定報告

被害状況が確定した直後に報告する。

この場合各種経費の費用負担を決定する場合もあるので正確さを要する。

なお、復旧対策及び広報活動の資料として活用するため、被災地の状況を撮影し、写真は広報班へ提出する。

⑷　報告の順位

被害報告の順位は、原則として人的被害を最優先とし、次に住家の被害等を報告するものとする。

⑸　報告の方法

ア　被害状況等の報告は最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

イ　県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

ウ　すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

【資料３―１】大治町防災行政無線局一覧
【資料３―３】非常通信用無線局一覧

１２ 気象予報警報等の種類と発表基準

⑴　気象・水象に関する予報警報

名古屋地方気象台が異常気象等によって県内に災害が起こるおそれがあると予想したとき発表する。

発表基準は次のとおりである。

令和４年５月２６日現在

大治町	府県予報区	愛知県	
	一時細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	尾張西部	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	26
	洪水	流域雨量指数基準	福田川流域＝14.1
		複合基準※1	福田川流域＝（10，13.8）新川流域＝（10，34.5）
		指定河川洪水予報による基準	木曽川中流［犬山・笠松］ 庄内川[枇杷島] 愛知県庄内川水系　新川[水場川外水位]
	暴風	平均風速	20m/ｓ
	暴風雪	平均風速	20m/ｓ雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	高潮	潮位	※2
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13
		土壌雨量指数基準	140
	洪水	流域雨量指数基準	福田川流域＝11.2
		複合基準※1	福田川流域＝（6，9.3） 庄内川流域＝（12，27.8） 新川流域＝（6，26.7）
		指定河川洪水予報による基準	庄内川[枇杷島] 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
	強風	平均風速	13m/ｓ
	風雪	平均風速	13m/ｓ雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度が30％で、実効湿度60％	
	低温	冬期：最低気温－4℃以下	
	霜	晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（着雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

※1　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値を表しています。

※2　愛知県が定める基準水位観測所（天白川河口）における高潮特別警戒水位（2.3m）への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

⑵　木曽川・庄内川洪水予報

中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同して、木曽川・庄内川に洪水のおそれがあると予想したとき発表する。

洪水予報の種類と発表基準は、次のとおりである。

種　　類	発　　表　　基　　準	水　　位
氾濫注意情報	基準地点（枇杷島）の水位が氾濫注意水位（5.60m）を超え、なお、水位上昇により災害の発生するおそれがあるとき	氾濫注意水位：水防団の出動の目安
氾濫警戒情報	避難判断水位（8.50m）に到達したとき、あるいは､水位予測に基づき氾濫危険水位（8.90m）に達すると見込まれたとき	避難判断水位：町長の高齢者等避難等の発令判断の目安、町民の氾濫に関する情報への注意喚起
氾濫危険情報	氾濫危険水位（8.90m）に到達したとき	氾濫危険水位：町長の避難指示等の発令判断の目安、町民の避難判断の参考
氾濫発生情報	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたとき	
解　　除	氾濫注意報の必要がなくなったと認められるとき	

1　気象台が単独で発表する注意報、警報とは別に取り扱う。

2　発表番号は洪水ごとに一連番号とし、解除を最終番号とする。

⑶　新川氾濫予報

尾張建設事務所と名古屋地方気象台が共同して、新川に洪水のおそれがあると予想したとき発表する。氾濫予報の種類と発表の基準は次のとおりである。

種　　類	発　　表　　基　　準	水　　位
氾濫注意情報	基準地点（水場川外水位）の水位が氾濫注意水位（3.00m）を超え、さらに上昇するおそれがあるとき	氾濫注意水位：水防団の出動の目安。
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（4.40m）に到達したとき、あるいは、水位予測に基づき氾濫危険水位（5.20m）に達すると見込まれたとき。	避難判断水位：町長の高齢者等避難等の発令判断の目安、町民の氾濫に関する情報への注意喚起
氾濫危険情報	氾濫危険水位（5.20m）に到達したとき。	氾濫危険水位：町長の避難指示等の発令判断の目安、町民の避難判断の参考
氾濫発生情報	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたとき。	
解　　除	氾濫注意報の必要がなくなったと認められるとき。	

(注)

1　気象台が単独で発表する注意報、警報とは別に取り扱う。

2　発表番号は洪水ごとに一連番号とし、解除を最終番号とする。

⑷　水位情報

ア　知事が指定した水位情報周知河川

河川名	観測所名	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	発表
五条川	春日（左岸 6.40km 付近）	T.P.（3.10m）	T.P.（3.90m）	T.P.（4.60m）	T.P. 5.05m	T.P. 5.55m	尾張建設事務所
福田川	新居屋（左岸 10.0km 付近）	T.P.（－0.10m）	T.P.（0.25m）	T.P.（0.60m）	T.P. 0.70m	T.P. 0.95m	海部建設事務所

※　水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（ ）書きとしている。

⑸　大治町が独自で設けている判断基準水位

福田川	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意情報（氾濫注意水位）	はん濫警戒情報（避難判断水位）	氾濫危険情報（氾濫危険水位）
	西條小切戸川排水機場（外水位）	T.P.　0.07m	T.P.　0.21m	T.P.　0.63m	T.P.　0.87m

⑹　町長が河川水位により避難判断等の情報を発令する判断目安一覧

各河川において、河川水位、気象情報等を総合的に判断し、避難情報等を発令する。

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意情報（氾濫注意水位）	氾濫警戒情報（避難判断水位）	氾濫危険情報（氾濫危険水位）
				高齢者等避難の発令	避難指示の発令
木曽川	犬山	T.P.　5.80m	T.P.　9.20m	T.P.　11.60m	T.P.　12.20m
	笠松	T.P.　7.60m	T.P.　10.40m	T.P.　13.40m	T.P.　13.60m
庄内川	枇杷島	T.P.　4.60m	T.P.　5.60m	T.P.　8.50m	T.P.　8.90m
新　川	水場外水位	T.P.　2.00m	T.P.　3.00m	T.P.　4.40m	T.P.　5.20m
五条川	春日	T.P.　3.10m	T.P.　3.90m	T.P.　5.05m	T.P.　5.55m
福田川	新居屋	T.P.－0.10m	T.P.　0.25m	T.P.　0.70m	T.P.　0.95m
	西條小切戸川排水機場（外水位）	T.P.　0.07m	T.P.　0.21m	T.P.　0.63m	T.P.　0.87m

１３ 受領、伝達要領

⑴　受理責任者

県及び関係機関からの気象予報警報等の受理責任者は、総務部長とする。

⑵　町機関への伝達

総務部長は、気象予報警報等を受領した場合は、直ちに町長に報告するとともに関係職員及び消防団長に伝達し、庁舎入口に予報警報等の標示を行う。

町の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、電話等により、勤務時間外における職員への情報伝達・動員方法については、予め定める連絡系統により伝達するものとし、町内公共施設への伝達については、次のものが行うものとする。

また、町長は、災害に関する情報の内容を検討し、必要と認める場合には、防災関係機関に伝達する。

伝達責任者	伝達先
企画課長	八ツ屋防災コミュニティセンター、砂子東部防災ふれあいセンター、西條防災コミュニティセンター
民生課長	総合福祉センター「希望の家」等福祉施設
子育て支援課長	子ども子育て支援拠点施設（はるっ子ハウス）、幼稚園、保育園、認定こども園、児童クラブ、小規模保育施設
多世代交流センター所長	多世代交流センター
保健センター所長	保健センター
学校教育課長	小・中学校、適応指導教室
社会教育課長・公民館長	公民館
スポーツ課長	スポーツセンター

⑶　町民への伝達

総務部長は、気象予報警報等を受領した場合は、直ちに第 3 章第 3 節「広報」に示す方法により町民に伝達する。

第２節　　避難情報

１ 町における措置

速やかに立退き避難を促す情報は、［警戒レベル 4］避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水及び高潮等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル 5）において、未だ避難が完了していない場合には、例えば洪水時等には少しでも高い場所へ移動するなど、より安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

⑴　実施責任者

ア　町長

（ア）　［警戒レベル 5］緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状

況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

（イ）　［警戒レベル 4］避難指示

気象警報等の発令、河川の水位や雨量等予め定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な［警戒レベル 4］避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

（ウ）　［警戒レベル 3］高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、［警戒レベル 3］高齢者等避難の発令等とあわせて避難所を開設する。なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において［警戒レベル 3］高齢者等避難を発令する。

（エ）　対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

（オ）　避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて 5 段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

（カ）　事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難指示につき、緊急を要する場合が当然予想されるので、防災危機管理課職員等関係職員が指示を行い得るよう、町長の権限の一部を代行させることができるものとする。

⑵　知事等への助言の要求

町長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする

場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

避難指示をした場合及び警察官から立ち退きを指示した旨連絡があった場合は、災対法第60条第4項に基づき、町長は、直ちに知事（海部県民事務所を経由）にその旨を報告するものとする。

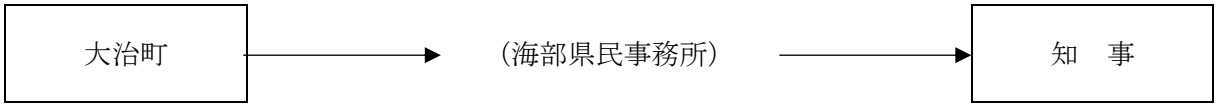

⑶　知事若しくは知事の命を受けた職員又は水防管理者（水防法による場合）

洪水、津波により著しく危険が切迫していると認められるときは、立ち退くことを指示する。立退きを指示した場合、その旨を津島警察署長に通知する。

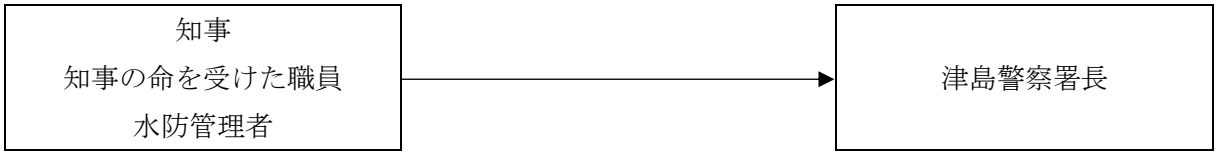

２ 県警察（警察官）における措置

⑴　警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

⑵　災対法第61条による指示

町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示する。この場合には、直ちに立退き又は「緊急安全確保」を指示した旨を町長に通知しなければならない。

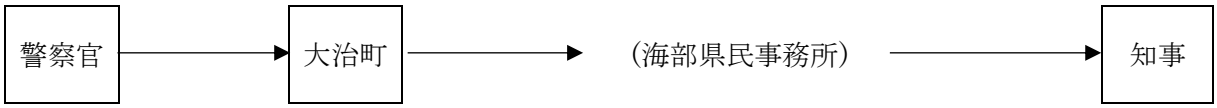

３ 自衛隊（自衛官）における措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいない場合に限り、2「県警察（警察官）における措置」⑴の定める避難等の措置をとることができる。

４ 町長の事務の代行

災害の発生により、町が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、知事が、町長に代わって立退き等の勧告又は指示を行う。

５ 避難の周知徹底

夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で住民等にこれを伝達し周知徹底を図るものとする。

⑴　事前措置

町長は、避難所を定め、事前に町広報等で町民に周知徹底させておく。

⑵　周知方法

ア　避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ　伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、移動系無線（ＭＣＡ）、コミュニティＦＭ、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能及びＳＮＳを含む。）、固定電話、ＦＡＸ、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会等を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

⑶　伝達内容

避難の指示を行う場合の伝達内容は、次のとおりとする。

ア　指示者

イ　指示の理由

ウ　指示の対象地域

エ　避難所の名称及び所在地

オ　避難経路

カ　避難上の留意事項

⑷　避難上の注意事項

ア　火の始末や戸締りを確実にする。電気は配電盤のサービスブレーカーを切り、ガスは元栓を閉める。

イ　消防、警察などの防災関係者の指示に従って、家族そろって避難する。

ウ　避難の際は、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどはできるだけ避け、どうしてもその場所を通らなければならないときには十分注意して通行する。

エ　高齢者、幼児、病人などの要配慮者のいる家庭では早めに避難する。

オ　服装は行動しやすいものとし、特に風に飛ばされてくる物から身を守るために、頭には帽子、頭巾、ヘルメットなどを被り、露出部分の少ない服装で避難する。

カ　携帯品は必要品のみとして、背負うようにする。

キ　切れた電線やたれ下がった電線には、絶対触れないようにする。

第３節　　住民等の避難誘導等

１ 住民等の避難誘導及び移送

町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

⑴　避難の誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うが、状況によっては、町及び津島警察署が各地区の消防団、地区役員等と協力して誘導を行う。

また、避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を２箇所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。

⑵　避難所及び避難路の周知

避難所にはその旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、町広報等を通じ、避難所及び避難路を予め周知させる。

⑶　避難の順位

避難の順位は、傷病者、障害者、妊産婦、乳幼児、高齢者、外国人等の要配慮者を優先する。

⑷　移送の方法

避難は、原則として避難者が各自で行うが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

⑸　避難の誘導、移送の応援要請

町長は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材について応援を要請する。

⑹　避難誘導等従事者の安全確保

自らの命を守ることが避難誘導等の前提であることを周知し、避難誘導等実施時の安全確保等には十分留意するものとする。

⑺　町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

２ 避難行動要支援者の支援

⑴　避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

⑵　避難行動要支援者の避難支援

「大治町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき実施する。

ア　避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、広報車や携帯端末の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあっては、その障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ　避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ　避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ　避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行う。

第４節　　広域避難

１ 広域避難に係る協議

⑴　町における措置

ア　町は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を町内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

イ　平時からの協議

町は、既存の防災関係の枠組み内における広域避難に関する協議に参加するとともに、自治体相互の協定締結等を推進する。

⑵　県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

２ 居住者等の運送

県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあっては、次の内容を示す

ものとする。

- 運送すべき人
- 運送すべき場所
- 期日

第３章　災害情報の収集・伝達・広報

■　基本方針

○　気象予報警報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動態勢の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるので、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めるものとする。
　また、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
○　災害応急対策責任者（災対法第 51 条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動態勢及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
○　町及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有する事ができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
○　町、県及び関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、携帯電話・電報施設の優先利用又は警察通信設備、非常無線等を利用し、防災関係機関相互の有機的な災害応急対策活動の円滑な遂行を行う。
○　町及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。
○　被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
○　各防災関係機関は、公聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町		○被害状況等の情報収集及び県への報告 → ○即報基準に該当する災害の報告 → ○住民への災害広報 → ○相談窓口等の開設 →	
報道機関		○災害広報の依頼に対する協力 →	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 被害状況等の収集・伝達	町	1(1)　被害情報の収集 1(2)　災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1(3)　行方不明者の情報収集 1(4)　火災・災害即報等要領に基づく報告

		1⑸　被災者台帳の作成
第２節 通信手段の確保	町	1⑴　県防災行政無線の活用 1⑵　県防災情報システムの使用 1⑶　町防災行政無線 1⑷　防砂相互通信無線局の活用 1⑸　電話及び電報施設の優先利用 1⑹　有線通信途絶時の通信施設の優先利用
第３節 広報	各防災関係機関 （町・県を含む）	1⑴　関係機関との連絡を密にした広報活動 1⑵　相談窓口等の開設
	報道機関	2　災害広報の依頼に対する協力
	各機関（各防災関係機関を含む）	3⑴　広報活動

第１節　被害状況等の収集・伝達

１ 町の措置

異常現象を承知した町長は、直ちに名古屋気象台とその他関係連絡先機関に通報するものとする。

⑴　被害情報の収集

町長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、高潮、河川の氾濫の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

⑵　災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

町長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、町長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

⑶　安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で安否不明者・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

⑷　火災・災害等即報等要領に基づく報告

ア　町は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）の定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）

を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ　確定報告にあっては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

(ア)　海部県民事務所

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>平常時</td><td>第１非常配備</td><td>第２非常配備
（準備体制）</td><td>第２非常配備
（準備体制
強化）</td><td>第２非常配備
（警戒体制）</td><td>第３非常配備</td></tr>
<tr><td colspan="3">海部総合庁舎２階
県民防災安全課</td><td colspan="3">海部総合庁舎２階
災害対策センター</td></tr>
<tr><td rowspan="5">勤務時間内</td><td>NTT</td><td colspan="3">防災安全Ｇ
0567－24－2125
0567－24－2111（代表）
内線 217</td><td colspan="3">0567－26－4866
0567－24－2111
（代表）
＜総括班＞
内線 612・613・614
＜情報班＞
内線 607・608・609・610・611
＜総務班＞
内線 617
＜支援班＞
内線 615・616
＜緊急物資チーム＞
内線 601・602・603・604</td></tr>
<tr><td>NTTFAX</td><td colspan="3">0567－26－0729</td><td colspan="3">0567－26－0729</td></tr>
<tr><td>防災行政無線</td><td colspan="3">603-1101
603－2－内線番号</td><td colspan="3">603-1101
603－2－内線番号</td></tr>
<tr><td>防災行政無線
FAX</td><td colspan="3">603-1150</td><td colspan="3">603-1150</td></tr>
<tr><td>配備前</td><td>NTT</td><td colspan="6">0567－24－2111（代表）　宿直代務員</td></tr>
<tr><td rowspan="4">勤務時間外</td><td>NTT</td><td colspan="3">上記勤務時間内欄と同じ</td><td colspan="3">上記勤務時間内欄と同じ</td></tr>
<tr><td>NTTFAX</td><td colspan="3">同上</td><td colspan="3">同上</td></tr>
<tr><td>防災行政無線</td><td colspan="3">同上</td><td colspan="3">同上</td></tr>
<tr><td>防災行政無線
FAX</td><td colspan="3">同上</td><td colspan="3">同上</td></tr>
<tr><td colspan="2">e-mail</td><td colspan="6">ama@pref.aichi.lg.jp</td></tr>
</table>

海部県民事務所に連絡できないときは、県本庁舎へ連絡する。

（イ）　県への連絡先

		平常時	第１非常配備	第２非常配備（準備体制）	第２非常配備（準備体制強化）	第２非常配備（警戒体制）	第３非常配備
		本庁舎２階防災安全局内			自治センター6階　災害情報センター		
勤務時間内	NTT	052-951-3800（災害対策課） 052-951-1382（消防保安課） 052-961-2111（代表） 内 線 2512（災害） 内 線 2512（特殊災害） 内 線 2522（火災） 内 線 2522（危険物） 内 線 2539（救急・救助） （直通） 052-954-6193（災害、特殊災害） 052-954-6141（救急・救助） 052-954-6144（火災、危険物）			052-971-7104　（広報部広報班） 052-971-7105（総括部総括班） 052-961-2111（代表） 内 線 5302～5304（総括部総括班） 内 線 5314～5316（総括部復旧班） 内 線 5308～5310（広報部広報班） 内 線 5311～5312（情報部整理班） 内 線 5313～5316（情報部局・公共機関班） 内 線 5317～5319（情報部方面班） 内 線 5328（情報部調査班） 内 線 5323～5324（運用部庶務班） 内 線 5325～5327（運用部運用班） 内 線 5328（運用部財務会計班）		
	NTTFAX	052-954-6912（2階災害対策課内 （災害･特殊災害）） 052-954-6922（6階災害対策課通信ｸﾞﾙｰﾌﾟ） 052-954-6913（2階消防保安課内 （火災・危険物）） 052-954-6994（1階消防保安課内 （救急・救助））			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		
	防災行政無線	600-2512（2階災害対策課内） 600-2512（災害） 600-2512（特殊災害） 600-2522（火災） 600-2522（危険物） 600-2539（救急・救助）			600-1360～1362（総括部統括班） 600-1363　（総括部渉外班） 600－1367（総務部復旧班） 600-1364　（広報部広報班） 600-1365　（情報部局・公共機関班） 600-1366　（情報部方面班） 600-1367　（情報部公共機関班） 600-1368　（情報部調査班） 600-1321　（県警連絡員） 600-1324　（自衛隊連絡員）		
	防災行政無線FAX	600-1510			600-1514		
勤務時間外	NTT	052-954-6844（宿日直室）			上記勤務時間内欄と同じ		
	NTTFAX	052-954-6995（宿日直室）			同上		
	防災行政無線	600-5250～5253（宿日直室）			同上		
	防災行政無線FAX	600-4695（宿日直室）			同上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					
					aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp		
防災Webメール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp （高度情報通信ﾈｯﾄﾜｰｸﾒﾆｭｰ「防災 web ﾒｰﾙ」参照）					

（ウ） 消防庁への連絡先

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9：00～17：00）　（消防庁防災課応急対策室）

（NTT 回線）	（消防防災無線）	（地域衛星通信ネットワーク）
03-5253-7527	9＃-92-xxx	9-048-500-90-43xxx
03-5253-7537（FAX）	9＃-92-90-49033（FAX）	9-048-500-90-49033（FAX）

（43xxx の下３桁は衛星電話番号簿を参照）

夜間・休日時（消防庁宿直室）

（NTT 回線）	（消防防災無線）	（地域衛星通信ネットワーク）
03-5253-7777	＃-92-90-102	9-048-500-90-49102
03-5253-7553（FAX）	9＃-92-90-49036（FAX）	9-048-500-90-49036（FAX）

⑸ 被災者台帳の作成

被災した町民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

２ 被害状況等の一般的収集・伝達系統

⑴ 情報の一般的収集・伝達系統

情報の収集伝達については、各種の方法を有効に活用するものとし、愛知県防災行政無線、大治町防災行政無線及び一般電話（FAX を含む。）の他、予め登録している災害時優先電話による非常通話や緊急通話の取り扱いあるいは衛星電話を利用する。同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

また、災害時に町民へ確実に情報を提供するため、大治町防災行政無線、戸別受信機、広報車、サイレン、電話、メールサービス等複数の情報伝達手段を利用することとし、消防団を中心とする地域住民が避難誘導、避難行動を円滑に行うための設備として移動無線機・簡易無線機等の通信機器も地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。町は、町地域防災計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する。さらに、マスメディアと緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

⑵ 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

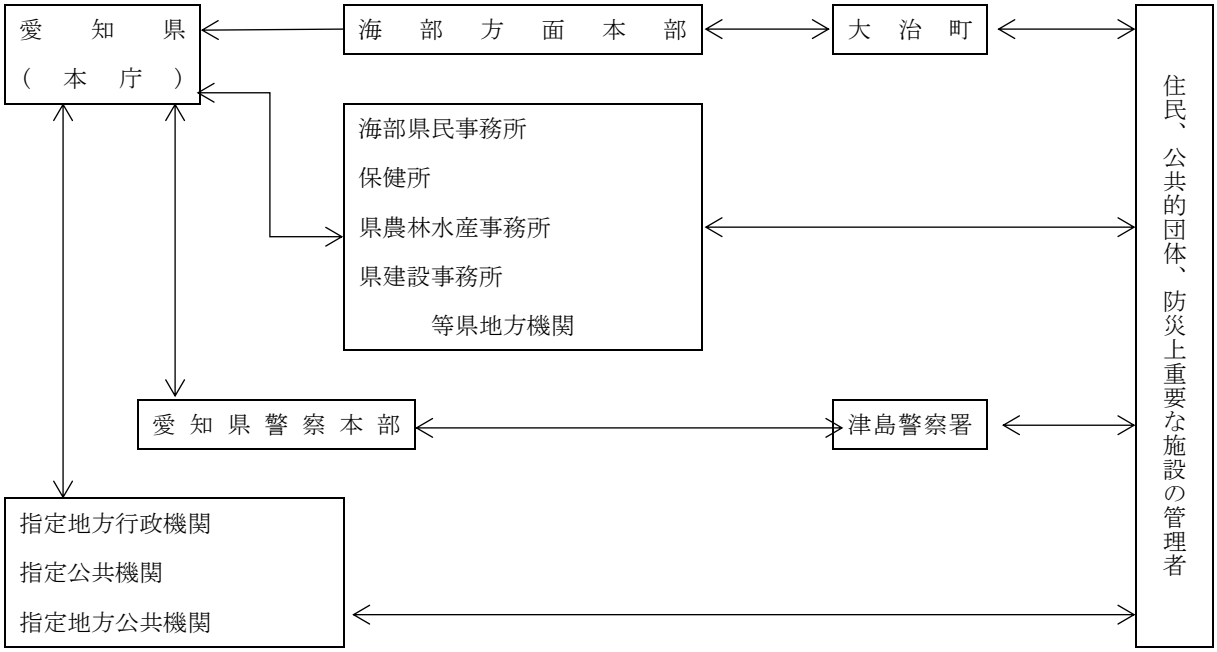

災害ポータルによるサービス

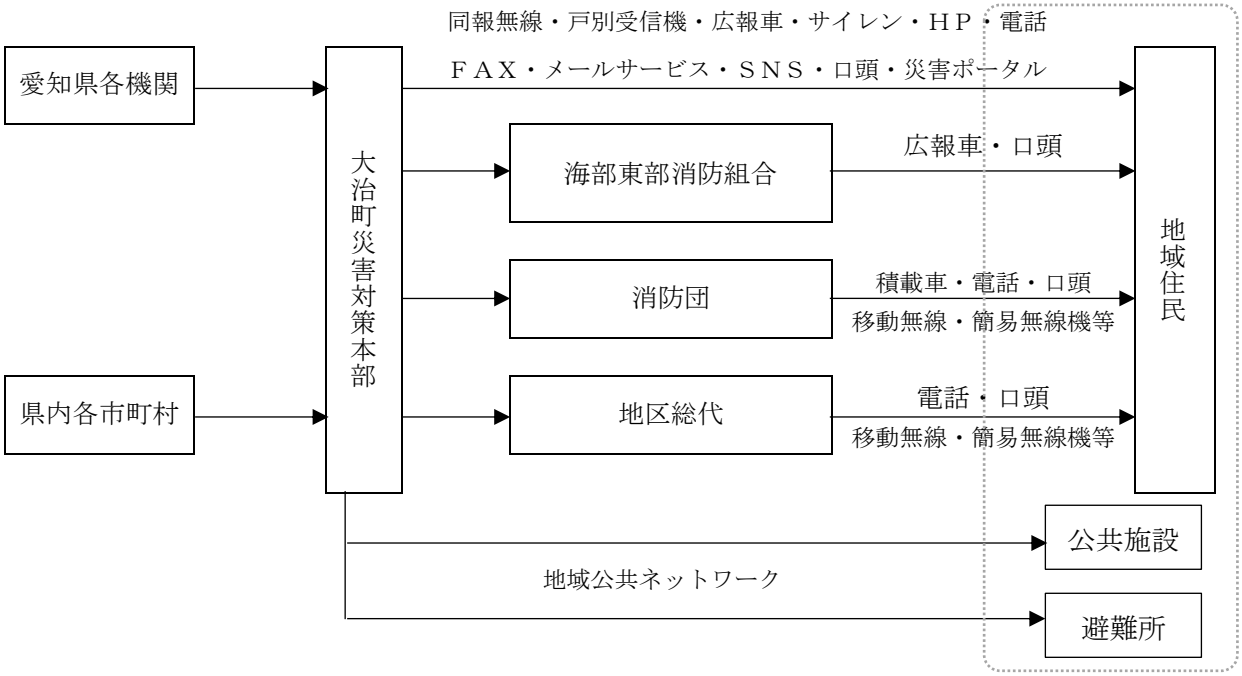

【資料３―１】大治町防災行政無線局一覧

３ 重要な災害情報の収集伝達

⑴　国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

⑵　災害の規模の把握のために必要な情報

町長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

⑶　安否情報

町は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

⑷　孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、町に連絡するものとする。また、町、県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

４ 伝達の対象となる被害

<table>
<tr><th colspan="2">伝達の対象となる被害</th><th>伝達内容</th></tr>
<tr><td>災害発生状況等</td><td>被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）</td><td>様式第1、2による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人、住家被害等</td><td>人的被害</td><td>様式第3による。</td></tr>
<tr><td>避難状況・救護所開設状況</td><td>様式第4による。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公共施設被害</td><td>河川被害</td><td rowspan="3">様式第5による。
確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。</td></tr>
<tr><td>道路被害</td></tr>
<tr><td>水道施設被害</td></tr>
</table>

⑴　伝達要領

ア　人、住家被害等

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ⑴　県災害対策本部が設置されたとき。町災害対策本部が設置されたとき。 ⑵　災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ⑶　災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等からみて、報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	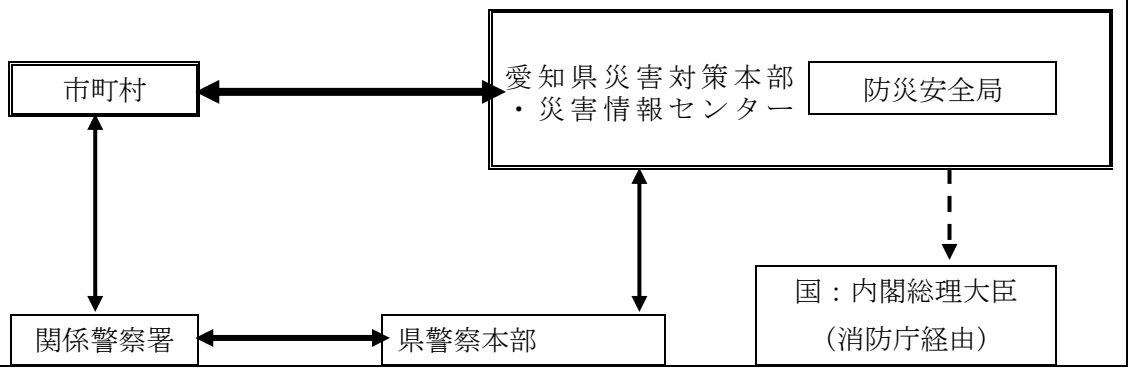

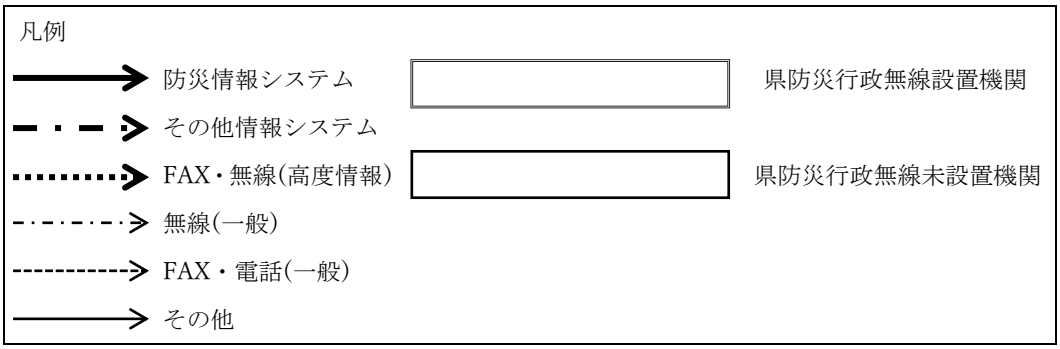

イ　河川被害

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ⑴　県災害対策本部が設置されたとき。 ⑵　町災害対策本部が設置されたとき。
伝達系統	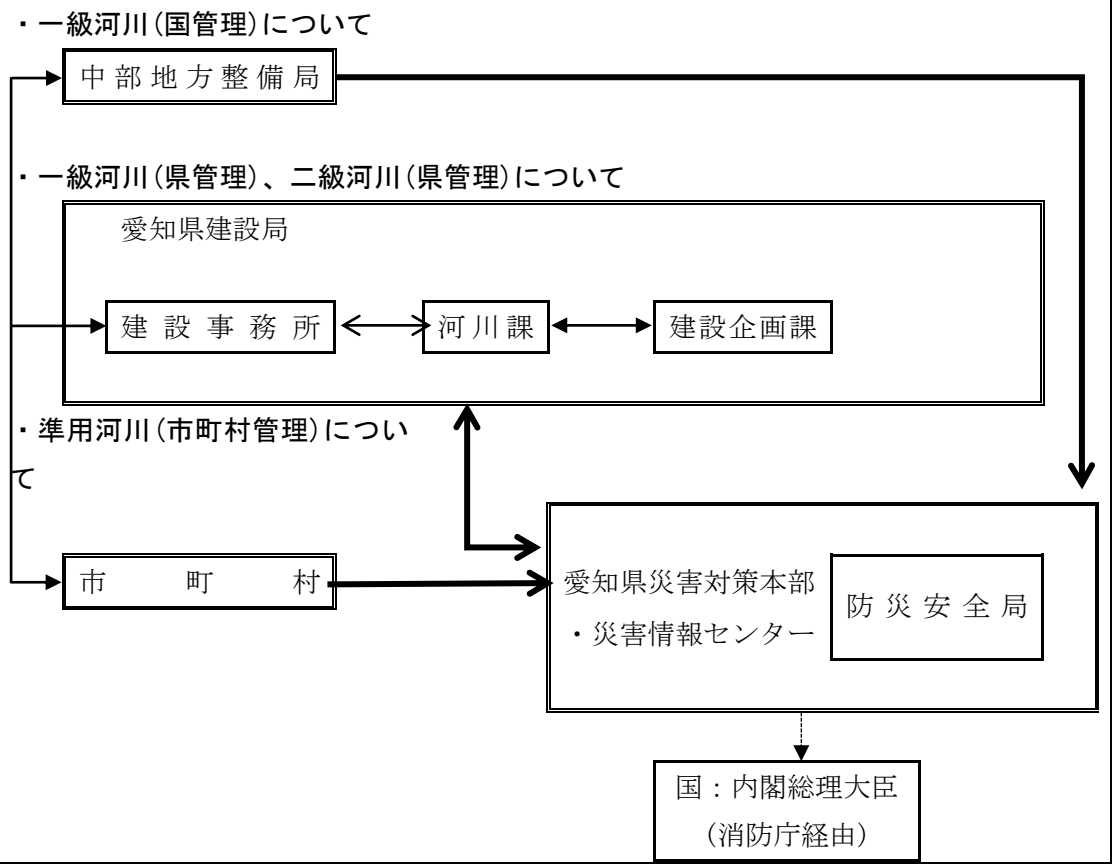

ウ　道路施設被害

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ⑴　県災害対策本部が設置されたとき。 ⑵　町災害対策本部が設置されたとき。 ⑶　事前通行規制区間外の通行規制及び事後通行規制を生じたとき。 ⑷　重大な災害等が発生したとき。 ⑸　事前通行規制を生じたとき。 ⑹　応急復旧したとき。 ⑺　通行規制を解除したとき。

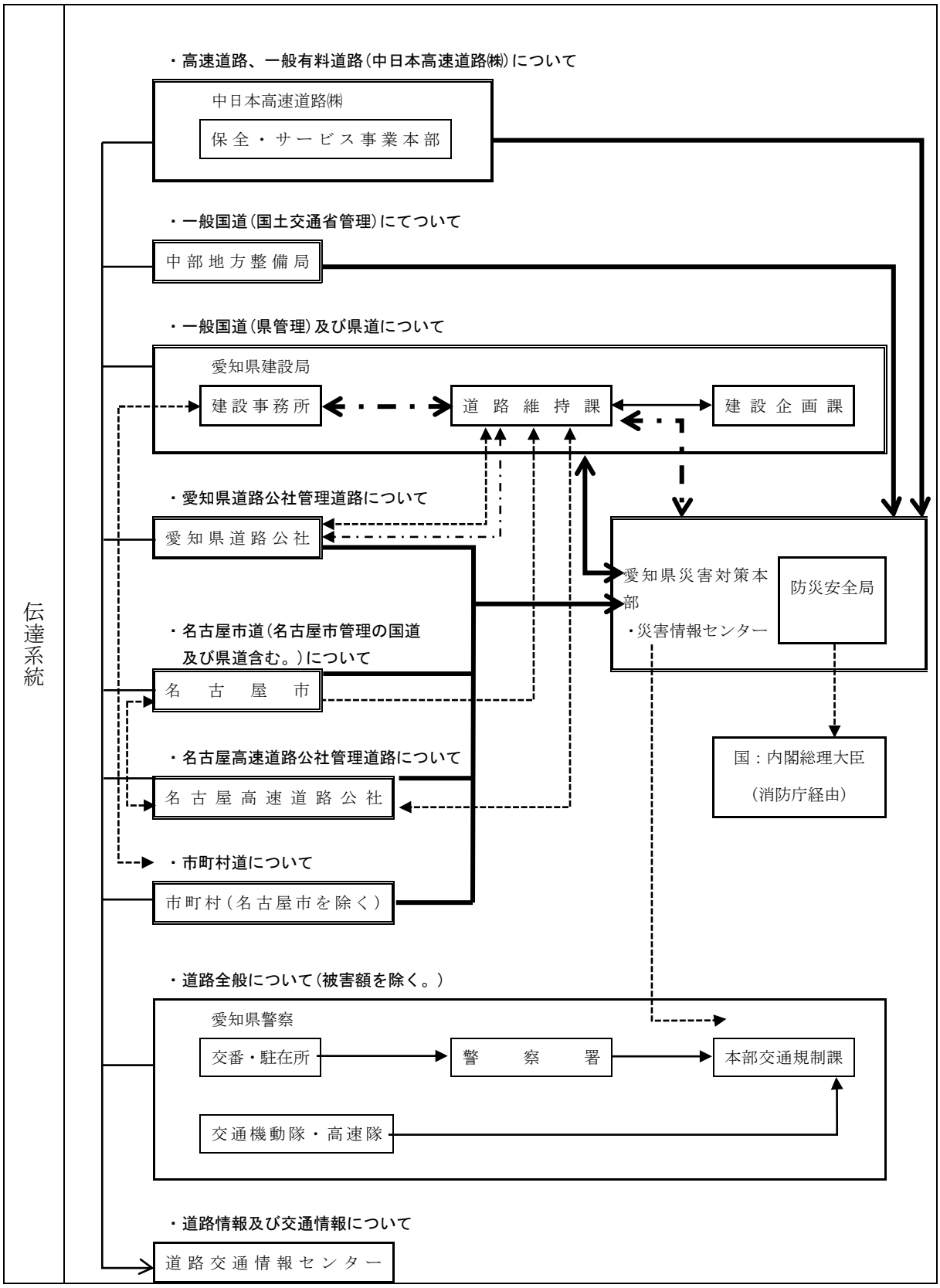
伝達系統
・高速道路、一般有料道路（中日本高速道路㈱）について
中日本高速道路㈱
保全・サービス事業本部
・一般国道（国土交通省管理）にてついて
中部地方整備局
・一般国道（県管理）及び県道について
愛知県建設局
建設事務所
道路維持課
建設企画課
・愛知県道路公社管理道路について
愛知県道路公社
愛知県災害対策本部
・災害情報センター
防災安全局
・名古屋市道（名古屋市管理の国道及び県道含む。）について
名古屋市
・名古屋高速道路公社管理道路について
名古屋高速道路公社
国：内閣総理大臣
（消防庁経由）
・市町村道について
市町村（名古屋市を除く）
・道路全般について（被害額を除く。）
愛知県警察
交番・駐在所
警察署
本部交通規制課
交通機動隊・高速隊
・道路情報及び交通情報について
道路交通情報センター

エ　電信電話施設被害

伝達を要する場合	愛知県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（通信不通区間を生じたとき。）が発生したとき、及び応急復旧したとき。
伝達系統	西日本電信電話株式会社名古屋支店 設備部災害対策室 TEL　(052)291-3226 NTT コミュニケーションズ 株式会社 NTT ドコモ東海 ネットワーク本部ネットワーク運営部 TEL　(052)953-6134 KDDI 株式会社中総部支社　管理部 TEL　(052)741-8330 ソフトバンク東海技術部 → 愛知県災害対策本部・災害情報センター（防災安全局） → 国：内閣総理大臣（消防庁経由）

オ　電力施設被害

伝達を要する場	愛知県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（154KV 系１次変電所以上が供給停止したとき。）が発生したとき、及び応急復旧したとき。
伝達系統	中部電力株式会社　総務部総務グループ TEL　(052)951-3987 関西電力株式会社東海支社総務・広報グループ TEL　(052)932-7418 電源開発株式会社水力・送変電中部支社 企画・管理グループ TEL　(0568)81-2300 → 愛知県災害対策本部・災害情報センター（防災安全局） ↔ 中部近畿産業保安監督部管理部 TEL　(052)951-0558 ↔ 国：内閣総理大臣（消防庁経由）

カ　ガス施設被害

伝達を要する場合	愛知県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（高・中圧Ａ導管の事故により需要家のガス供給を停止したとき。）が発生したとき、及び応急復旧したとき。
伝達系統	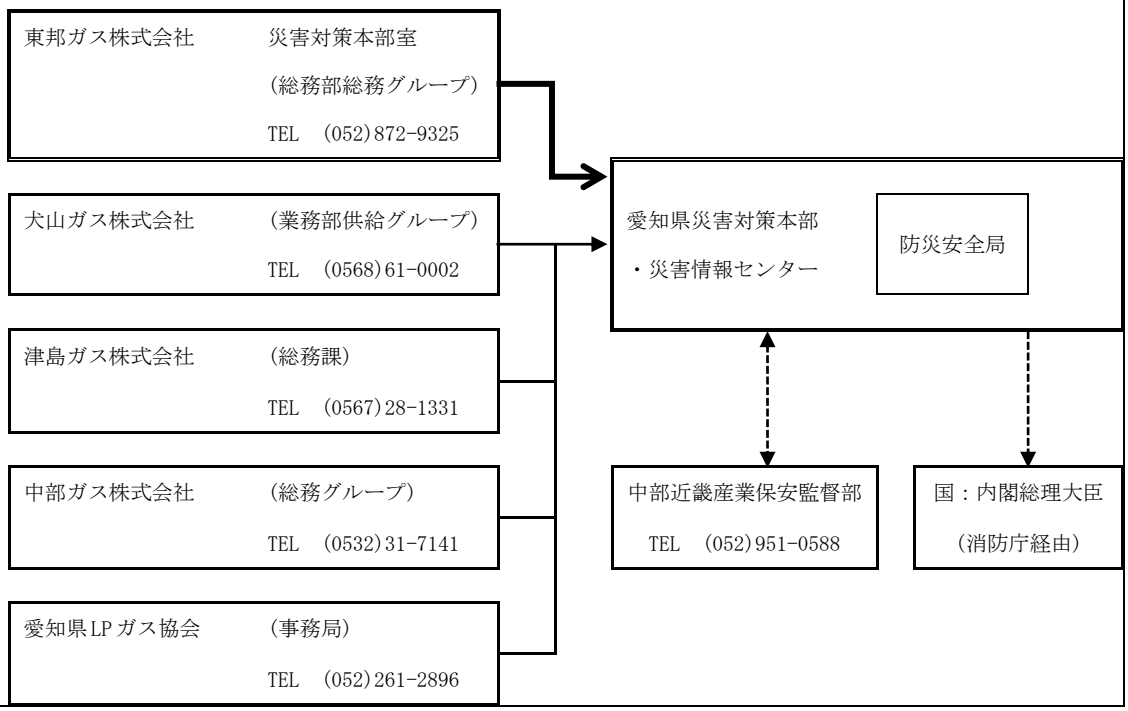

キ　水道施設被害

伝達を要する場合	県災害対策本部が設置されたとき。
伝達系統	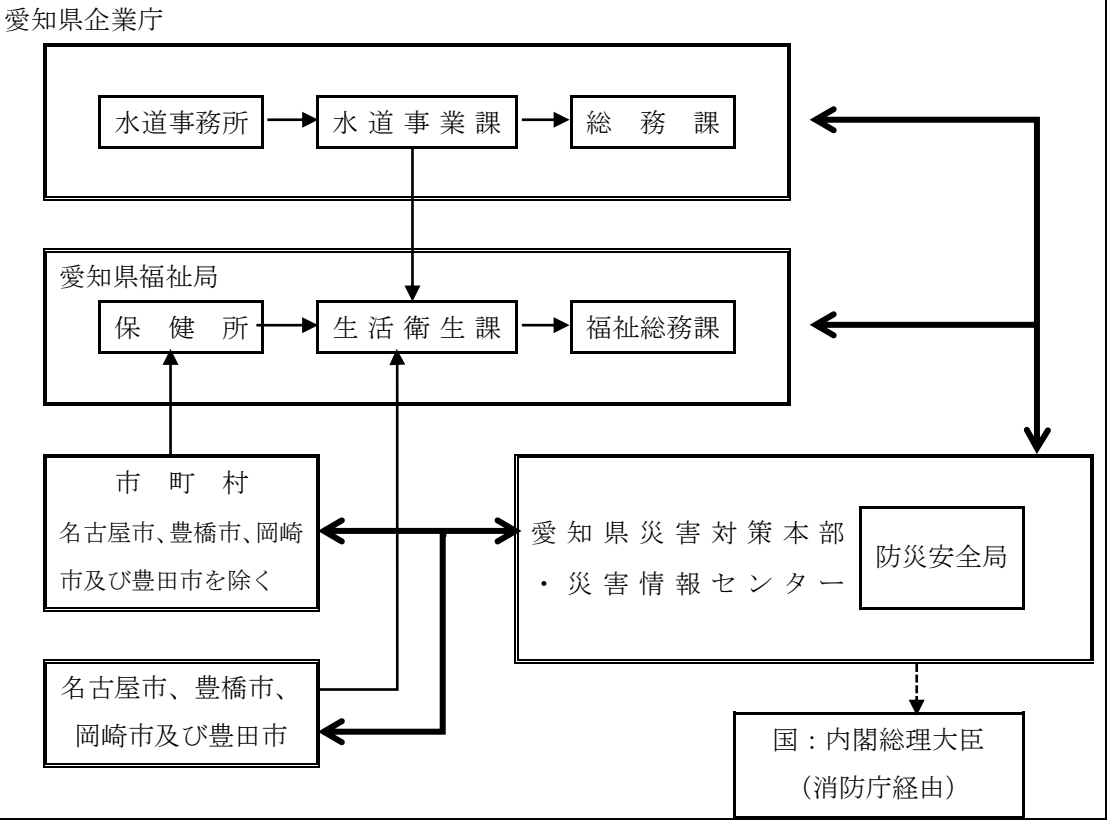

ク　公共土木施設被害

伝達を要する場合	県災害対策本部が設置されたとき。 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する災害が発生したとき。
伝達系統	⑴　国土交通省河川局所管の災害 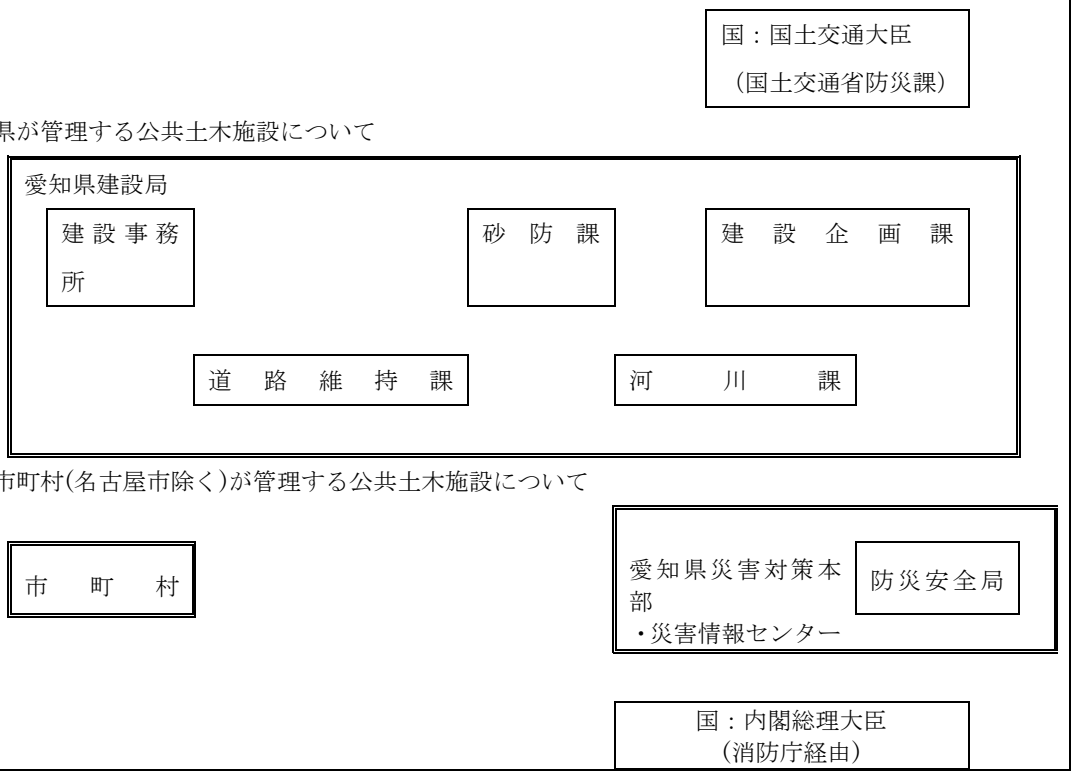

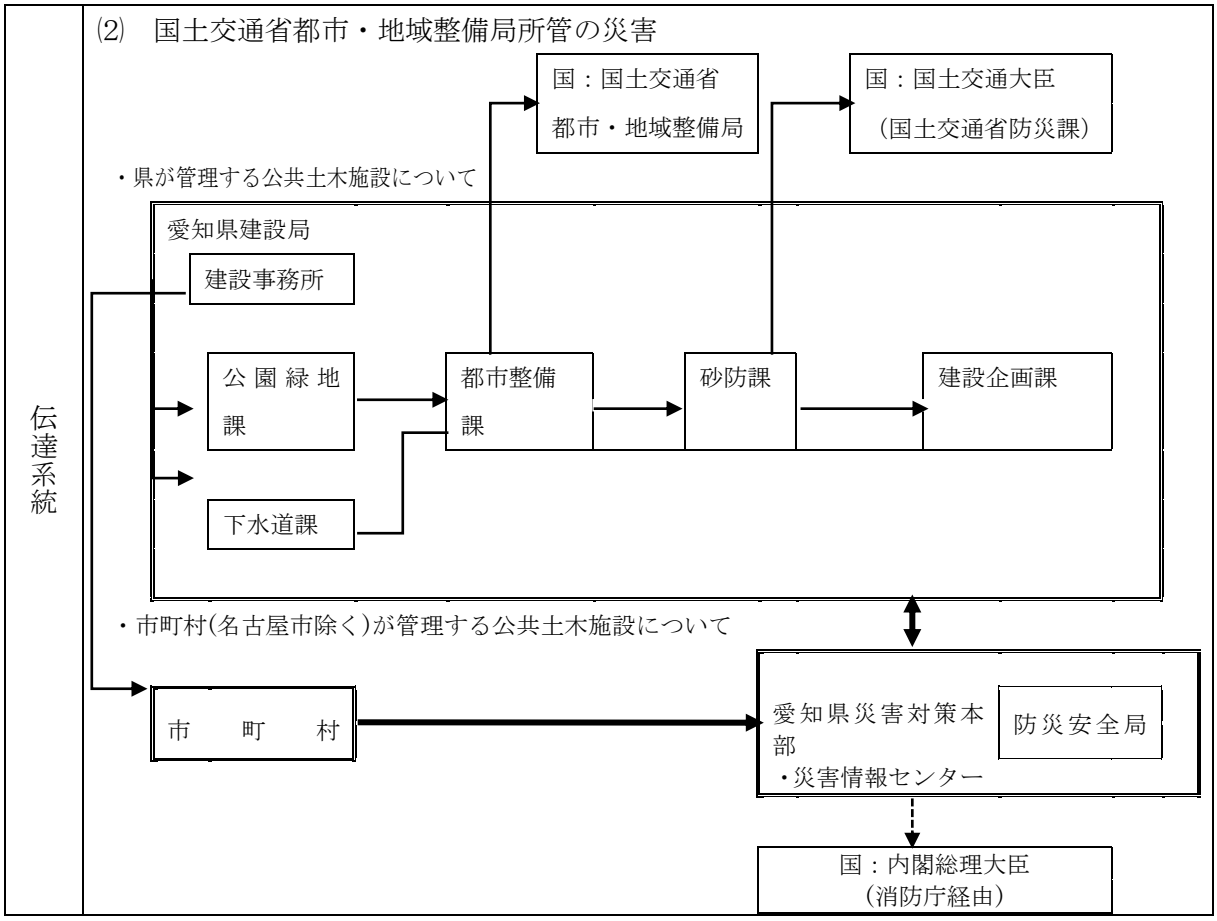
⑵　国土交通省都市・地域整備局所管の災害
伝達系統
国：国土交通省
都市・地域整備局
国：国土交通大臣
（国土交通省防災課）
・県が管理する公共土木施設について
愛知県建設局
建設事務所
公園緑地課
都市整備課
砂防課
建設企画課
下水道課
・市町村(名古屋市除く)が管理する公共土木施設について
市　町　村
愛知県災害対策本部
・災害情報センター
防災安全局
国：内閣総理大臣
（消防庁経由）

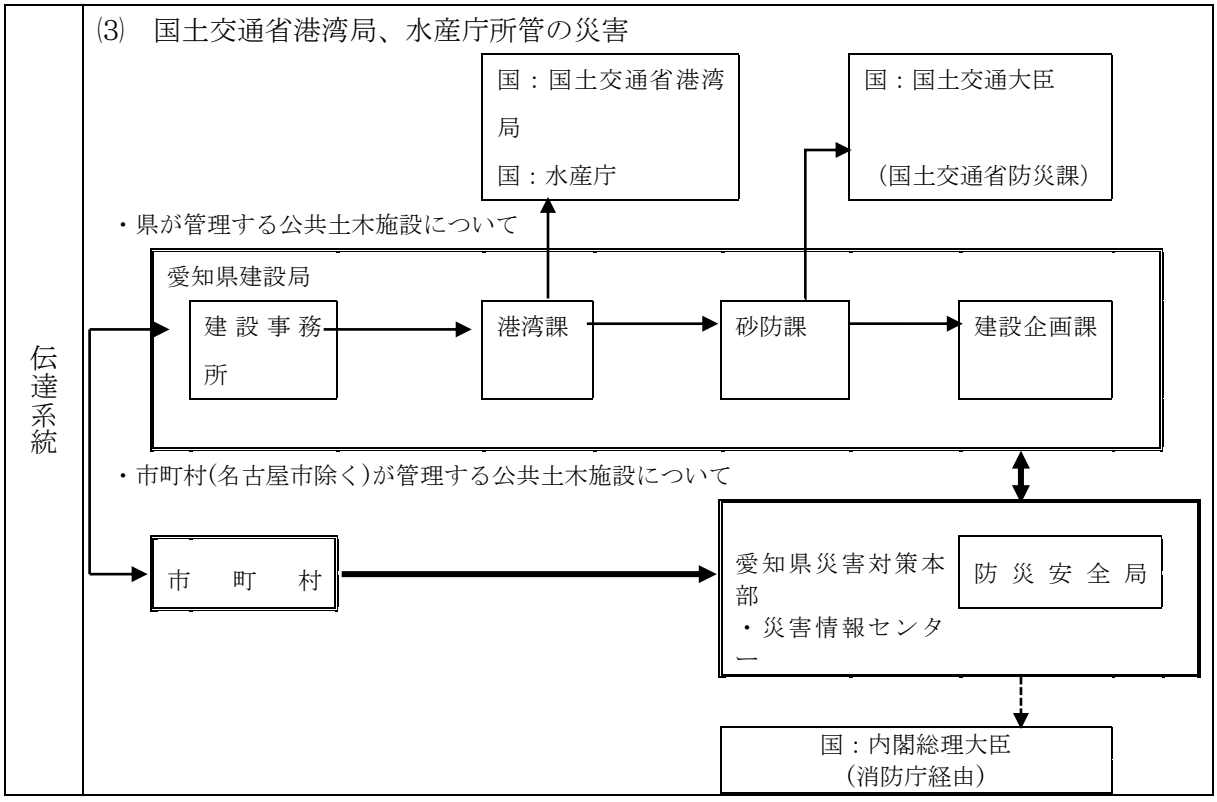
⑶　国土交通省港湾局、水産庁所管の災害
伝達系統
国：国土交通省港湾局
国：水産庁
国：国土交通大臣
（国土交通省防災課）
・県が管理する公共土木施設について
愛知県建設局
建設事務所
港湾課
砂防課
建設企画課
・市町村(名古屋市除く)が管理する公共土木施設について
市　町　村
愛知県災害対策本部
・災害情報センター
防災安全局
国：内閣総理大臣
（消防庁経由）

５ 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

⑴　（陸上災害の場合）

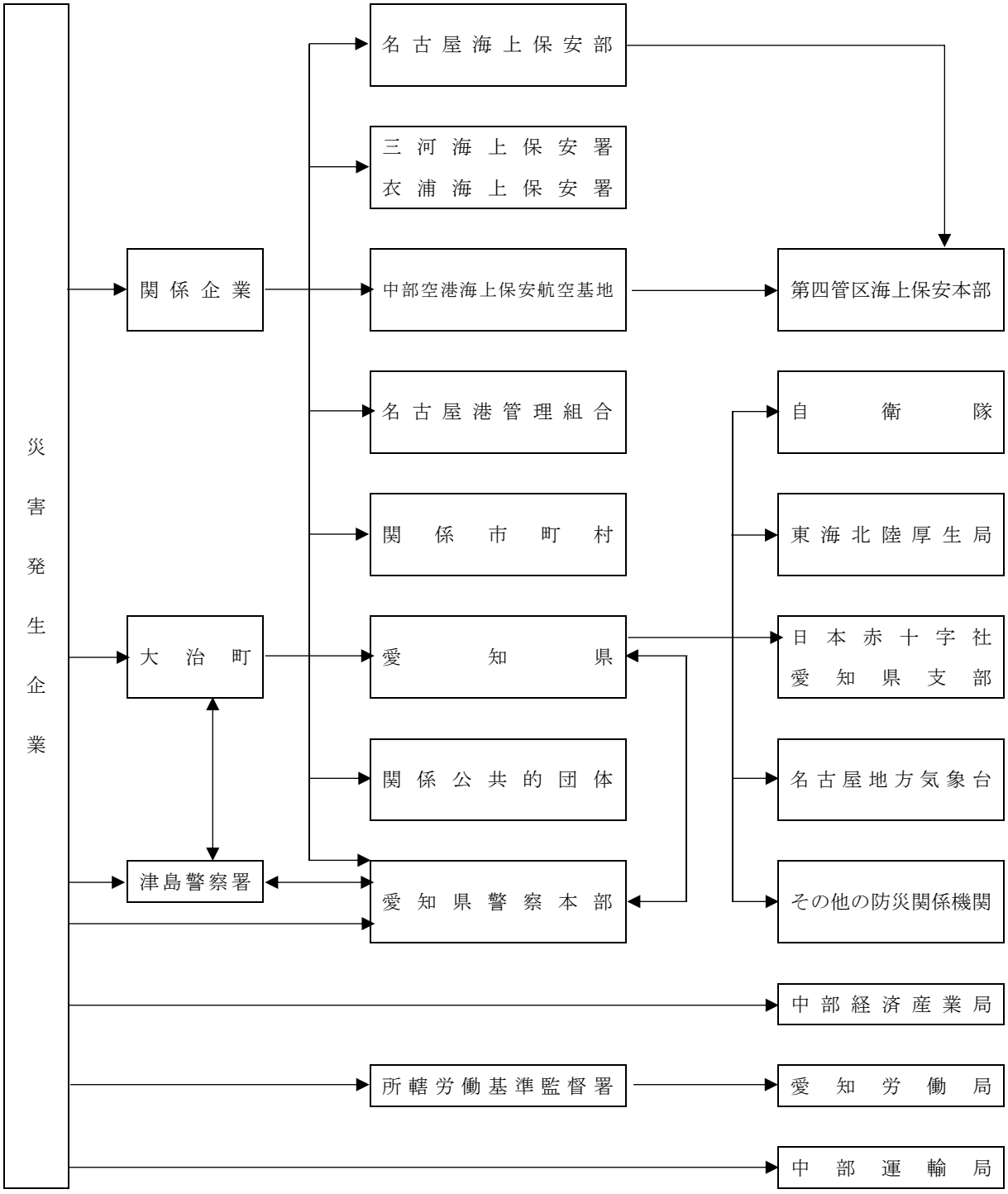

６ その他の情報の収集伝達

町は、町の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等、災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

第２節　　通信手段の確保

１ 町における措置

⑴　県防災行政無線の活用

県から発信される災害に関する情報は、愛知県防災行政無線を利用して受信する。

また、当該無線以外の電話回線に障害が生じた場合における県との通信連絡もこれを利用する。

なお、防災行政無線は、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要する場合は所定の手続を経て、これを他人にも利用させることができる。

⑵　県防災情報システムの使用

町は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う

愛知県防災行政無線固定局

局　　名	周波数帯	局種	所　　在　　地	事務所名
防災大治町	ＶＨＦ	固	大治町大字馬島字大門西１―１	大治町役場

⑶　町防災行政無線

町は、災害に関する情報の収集、災害に関する予報、警報又はその他災害応急対策に必要な指示、命令等の伝達に町デジタル防災行政無線を利用し、緊急を要する町内の通信連絡を確保する。

なお、町防災行政無線の運用にあたり、常に無線局設備の機能が十分に発揮できるよう維持管理するとともに、住環境の変化や多様化・高度化する通信需要に対応するため、適宜、電波伝搬調査を実施するものとし、より有効な通信手段の確保及び通信設備の整備に努めるものとする。

【資料３―１】大治町防災行政無線局一覧

⑷　防災相互通信用無線局の活用

町、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を交互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

⑸　電話及び電報施設の優先利用

ア　一般電話及び電報

(ア)　災害時優先電話

災害等で電話が込み合うと発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、予め固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うこ

とができる。

【資料３―２】災害時優先電話登録一覧

（イ）　非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の指示のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信にあたって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」（午前 8 時から午後 7 時まで受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

・非常扱いの電報の申し込みであること。
・発信電話番号と機関名
・電報の宛先の住所と機関名などの名称
・通信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「非常」と朱書し、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

（ウ）　緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。

電報発信にあたって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」（午前 8 時から午後 7 時まで受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

・緊急扱いの電報の申し込みであること。
・発信電話番号と機関名
・電報の宛先の住所と機関名などの名称
・通信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「緊急」と朱書し、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

a　気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告、又は警報を内容とする電報であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの

b　火災、集団的疾病、交通機関の重大な事故その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの

イ　衛星携帯電話及び専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、衛星携帯電話及び海部東部消防組合の所有する専用回線を利用して行う。その利用方法としては、いずれも一般電話に

準じて行う。

ウ　放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、予め協議して定めた手続きにより放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予報警報等の放送を依頼することができる。なお、この場合、町長は、知事（海部県民事務所を経由）を通じて依頼する。

なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

⑹　有線通信途絶時の通信施設の優先利用

電話又は電報施設若しくは町の通信施設の使用が不可能な場合に他機関の無線通信施設を利用する。

ア　非常通信

（ア）　非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの非常通信協議会構成員所属の無線局（名古屋市上下水道局大治浄水場）に依頼する。

【資料３―３】非常通信用無線局一覧

（イ）　非常通信の通信内容

ａ　人命の救助に関するもの

ｂ　災害の予報警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの

ｃ　緊急を要する気象、地震等の観測資料に関するもの

ｄ　秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの

ｅ　遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）

ｆ　電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの

ｇ　道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要なもの

ｈ　町、県の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの

ｉ　電力設備の修理復旧に関するもの

（ウ）　非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人（町長）が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び緊急を要するものに関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

（エ）　通報の作成にあたってはできる限り、つぎの要領によるものとする。

ａ　電報様形式又は文書形式とすること。

ｂ　通報は何通でも依頼できるが､1通の電報文はなるべく本文200字以内とすること。

ｃ　あて先は、住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載すること。

ｄ　本文の末尾に発信人名を記載すること。

ｅ　用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号も記載すること。

第３節　　広報

災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、必要に応じ被災状況等の公聴を実施するものとする。

１ 防災関係機関の措置

⑴　各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。

⑵　各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

２ 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

３ 各機関の措置

⑴　広報活動

ア　広報担当者

災害広報は、災害対策本部広報班が担当する。

イ　広報手段

町はあらゆる広報手段を活用して、住民等への災害広報を実施する。

（ア）　町公式ウェブサイト掲載
（イ）　広報紙等の配布
（ウ）　広報車の巡回
（エ）　掲示板への貼紙
（オ）　自主防災会・自治会での伝達
（カ）　西尾張ＣＡＴＶ株式会社への放送依頼
（キ）　報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
（ク）　携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)による情報提供
（ケ）　ソーシャルメディアによる情報提供
（コ）　その他広報手段

特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

４ 広報内容

災害時において被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報、水位情報及び水防警報等の伝達を受けた時には、迅速かつ確実に住民等へ伝達する。

町長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

一般住民及び報道関係者等に対し、気象予報警報、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知させることは、人心の安定と社会秩序の維持を図るうえで必要であるので、広報要領を定める。

⑴　広報担当者

災害広報の担当者は広報班とする。

⑵　広報内容

広報は、災害状況に応じて適宜適切に実施するものとする。広報すべき内容は、おおむね次のとおりである。

なお、広報を実施するに際しては、高齢者、視聴覚障害者等、要配慮者に配慮するものとし、外国人についても可能な限り多言語による情報提供を行う。

ア　事前情報の広報

（ア）　気象に関する情報
（イ）　河川の水位の情報
（ウ）　公共交通機関の情報
（エ）　その他の情報

イ　災害発生直後の広報

（ア）　災害の発生状況
（イ）　地域住民のとるべき措置
（ウ）　避難に関する情報（避難場所、避難情報）
（エ）　医療・救護所の開設状況
（オ）　道路情報
（カ）　その他必要事項

ウ　応急復旧時の広報

（ア）　公共交通機関の状況
（イ）　ライフライン施設の状況
（ウ）　食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
（エ）　公共土木施設等の状況
（オ）　ボランティアに関する状況
（カ）　義援金、救援物資の受入れに関する情報
（キ）　被災者相談窓口の開設状況
（ク）　その他必要事項

５ 公聴活動

混乱が終息したときは、町は、できる限り相談窓口等を開設し、また状況によっては関係機関と連携して、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

６ 報道機関に対する発表

報道機関から災害報道のための取材活動に当たり、被害状況、災害対策の実施状況等の資料の提供について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(L アラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

第４章　応援協力・派遣要請

■　基本方針

○　町は、大規模な災害等が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、防災関係機関に協力を依頼し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

○　各機関は予め締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

○　被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループ等の受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町		○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの設置	
自衛隊		○災害派遣 ―――――――

第３節 自衛隊の災害派遣	町	1　災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼
第５節 ボランティアの受入	町	1　災害ボランティアセンターの設置 2　コーディネーターの役割 3　ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携
第６節 防災活動拠点の確保	町	1⑴　防災活動拠点の確保 1⑵　ヘリポート、宿泊施設等の準備

第１節　　応援協力

１ 町における措置

⑴　応援協定に基づく応援要請

町は、予め締結した協定先に応援を求めるものとする。

⑵　県、他市町村に対する応援要請

ア　町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県（海部県民事務所）へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

イ　町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県（海部県民事務所）へ避難所の開設につき応援を要請する。

ウ　広域一時滞在に係る協議

町は、災害が発生し、被災した住民の、町域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては避難先都道府県との協議を県に要求する。

また、県は災害により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認めた場合には、町に代わって協議を行う。（県もその大部分又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）

２ 防災関係機関における措置

⑴　防災関係機関相互においては、予め定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

⑵　防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

３ 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、町、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、町の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

４ 経費の負担

⑴　国、県、他市町村から派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、災対法施行令第18条の定める方法による。

５ 応援要請時の明示事項

⑴　町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災対法施行令第 15 条）

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

⑵　町長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災対法施行令第 16 条）

ア　派遣の斡旋を求める理由
イ　派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

【資料８】関係機関との協定一覧

第２節　　応援部隊等による広域応援等

１ 町における措置

⑴　町、県及び各防災関係機関等の各機関は、大規模な災害等が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、各機関相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

⑵　資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換し、災害時の応急対策措置に資するものとする。

⑶　応援要請の決定

町内に大規模な災害が発生した場合には、防災関係機関からの情報、各施設からの地区の被害状況等に基づき、緊急に本部員会議を開催し、本町の現状（被害の状況、現有資機材の保有状況等）を把握して応援要請の必要の有無を決定する。

⑷　応援要請の実施

本部員会議により、応援要請の必要が決定された場合には、直ちに次により災害の状況に応じた応援要請を行うものとする。

ア　相互応援協定に基づく応援要請

災害の種類、規模、状況等に応じて、適切な応援協定締結先に応援を要請する。

イ　知事に対する応援要求等（災対法第68条）

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ウ　他の市町村長に対する応援要求（災対法第67条）

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、町長は、予め災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

知事は特に必要があると認めるときは、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。

エ　「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

オ　緊急消防援助隊等の応援要請

町長（又は委任を受けた消防長）は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

カ　指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災対法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、海部県民事務所を経由し、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

２ 受入体制の確保

⑴　防災活動拠点の確保

他市町村等から応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする広域応援部隊等の人員・物資の集結・集積に必要な拠点として、予め県が町の地区防災活動拠点として確保している「町多目的スポーツ広場」に直ちに職員を派遣し、応援部隊の受入れを速やかに行うものとする。

⑵　ヘリポート、宿泊施設等の準備

町は、災害の状況に応じ、ヘリポートを確保するとともに応援要員への宿泊施設等についても可能な限り準備を行うものとする。

【資料６―１】緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

第３節　　自衛隊の災害派遣

災害に際して必要な応急対策を実施するため、災対法第 68 条の 2 の規定に基づく自衛隊の派遣を要請する場合における手続き等を定める。

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

１ 実施責任者

自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、町長は知事にその旨文書で申し出て、知事から自衛隊に要請する。

応援派遣に関する事務は、町災害対策本部総務部災害対策本部事務局がこれを実施する。

２ 派遣要請を依頼する災害

自衛隊の派遣要請を依頼する基準は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているときで、人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が町において不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められるときとする。

３ 災害派遣要請等手続系統

⑴　災害派遣依頼

災害派遣要請等手続系統

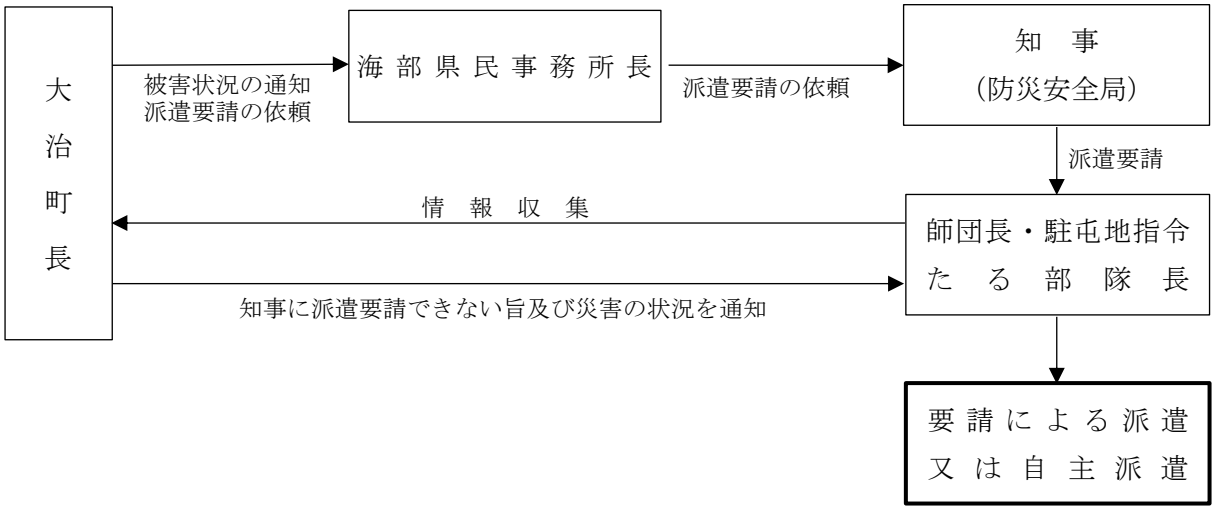

（注）町は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、海部方面本部（海部県民事務所）へも連

絡する。

⑵　依頼先

ア　海部県民事務所

第３章第１節「被害状況等の収集・伝達」のとおり。

イ　愛知県

第３章第１節「被害状況等の収集・伝達」のとおり。

ウ　自衛隊

連　絡　先	電　話　番　号
陸上自衛隊第 10 師団司令部	（加入電話）　052-791-2191 課業時間内：内線 4235（防衛班） 課業時間外：内線 4301（当直室） （防災行政無線）88-8230-31（作戦室） 32（当直） 33（防衛班） （衛星電話）　89-023-023-31
陸上自衛隊第 35 普通科連隊	（加入電話）　052-791-2191 課業時間内：内線 4831（第３科） 課業時間外：内線 4509（当直室） （防災行政無線）88-8230-34 （衛星電話）　89-023-023-34
陸上自衛隊第 10 特科連隊	（加入電話）　0533-86-3151 課業時間内：内線 3232（第３科） 課業時間外：内線 3302（当直室） （防災行政無線）88-8240-31（作戦室） 32（当直） 33（第３科） （衛星電話）　89-023-240-31
陸上自衛隊第 10 後方支援連隊	（加入電話）0568-81-7183 課業時間内：内線 232（第３科） 課業時間外：内線 202（当直室）
航空自衛隊第１輸送航空隊	（加入電話）　0568-76-2191 課業時間内：内線 4032（防衛部） 課業時間外：内線 4017（基地当直） （防災行政無線）88-8250-31（作戦室） 32（当直） （衛星電話）　89-023-250-31
海上自衛隊横須賀地方総監部	（加入電話） 課業時間内 046-822-3522（第３幕僚室） 課業時間外 046-823-1009（オペレーション） （衛星電話）89-012-637-723（第３幕僚室）

４ 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、概ね次のとおりである。

⑴　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

⑵　避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

⑶　遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

⑷　水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積み込み等の水防活動を行う。

⑸　消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑹　道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

⑺　応急医療、救護及び防疫

被災者に対して応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑻　人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。

⑼　炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

⑽　救助物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

⑾　危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

⑿　その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

５ 災害派遣部隊の受入れ

⑴　町長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が充分に達成されるように努める。

ア　派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ　応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう予め準備しておく。

ウ　部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ　自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ　ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

⑵　事前の準備

ア　ヘリポート用地として、後述の準備を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

イ　ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

ウ　夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

エ　自衛隊が予め行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

着陸帯設定時における留意事項

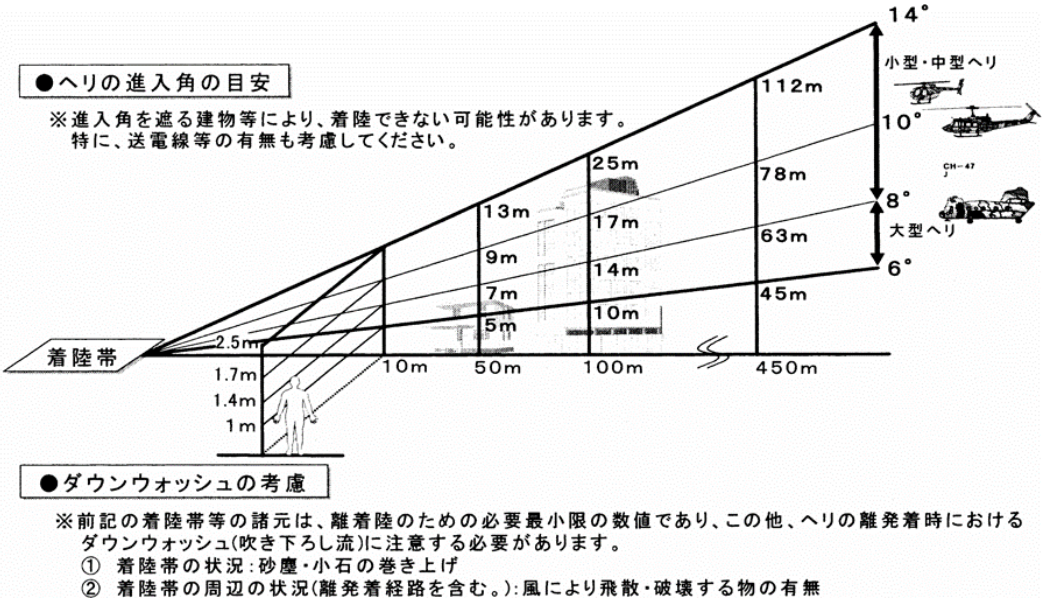

（ア―１）　小型機（OH―６）の場合《標準》

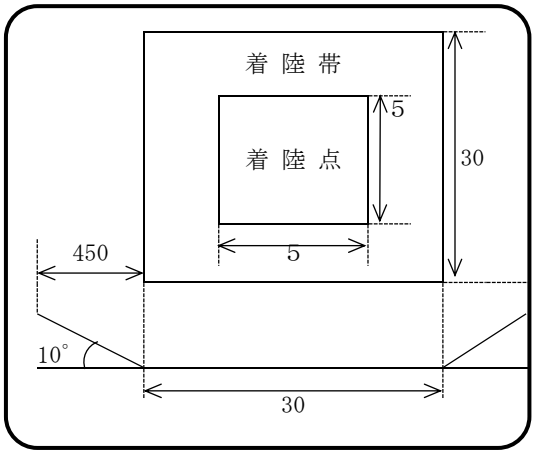

（ア―２）　小型機（OH―６）の場合《応急》

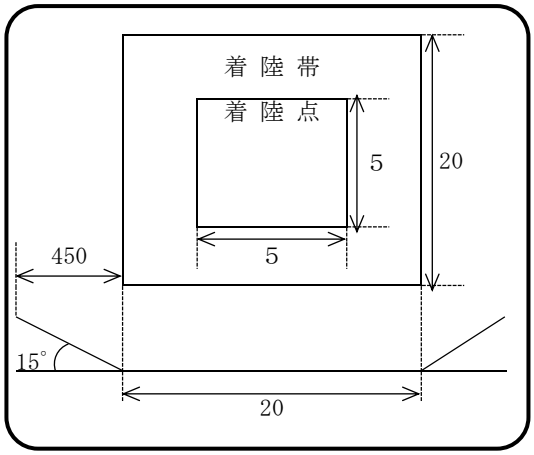

（イ―１）　中小型機（UH―１）の場合《標準》

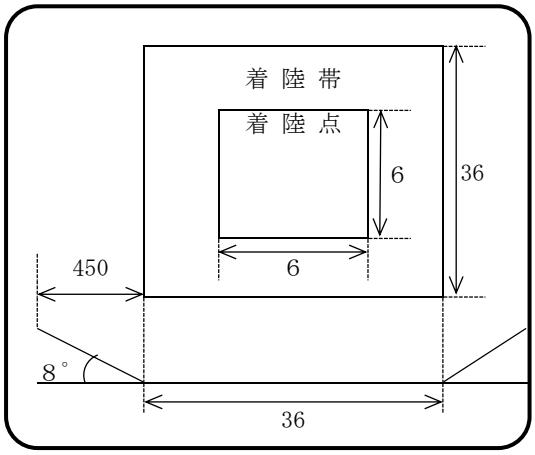

（イ―２）　中小型機（UH―１）の場合《応急》

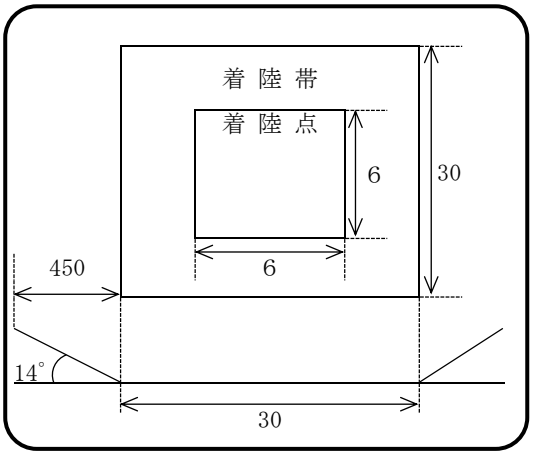

（ウ―１）　大型機（V―107及びUH―60J）の場合《標準》

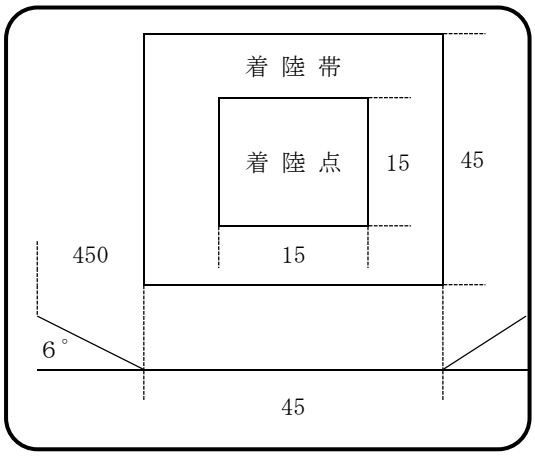

（ウ―２）　大型機（V―107及びUH―60J）の場合《応急》

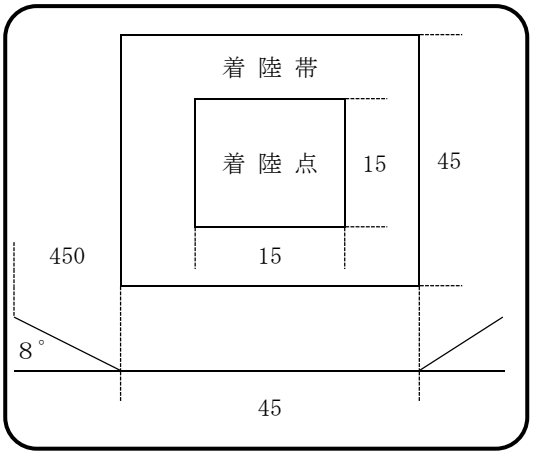

（エ―１）　大型機（CH―47）の場合《標準》

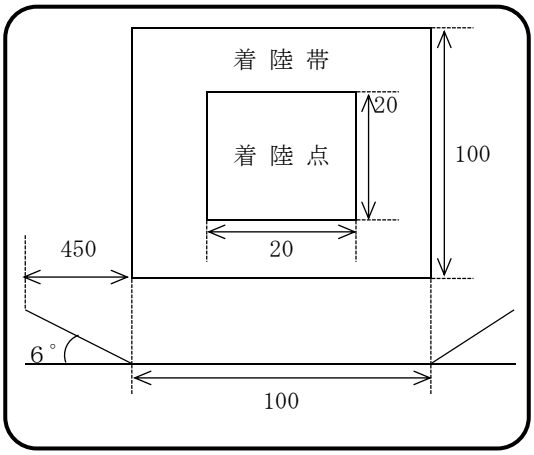

（エ―２）　大型機（CH―47）の場合《応急》

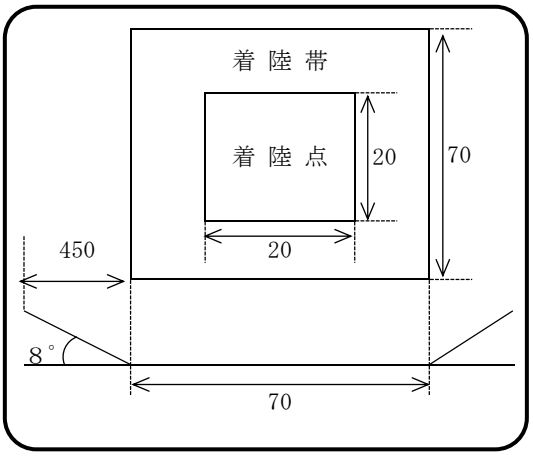

⑶　受入時の準備

ア　離着陸地点には、Ⓗ記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

（ア）　Ⓗ記号の基準

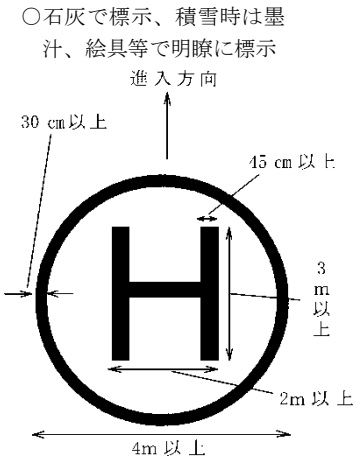

（イ）　吹流しの基準

○生地は繊維
○型は円形帯

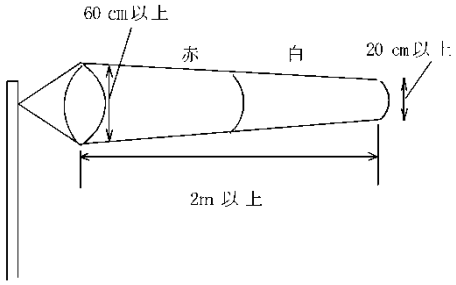

（注）吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

イ　ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、予め撤去する。

ウ　砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

エ　ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

オ　物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

カ　離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

【資料６―１】緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

６ 撤収要請依頼の手続き

町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなった場合は、速やかに海部県民事務所を経由して派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

撤収要請依頼書は様式第８のとおりとする。

７ 災害派遣に伴う経費の負担区分

⑴　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記を基準とする。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬及び修理費

エ　県が管理する有料道路の通行料

⑵　負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第４節　　海上保安庁の応援要請の依頼

⑴　町長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

⑵　依頼は、次の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、町長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

ア　災害の状況及び応急措置を要請する理由

イ　応急措置を希望する期間

ウ　応急措置を希望する区間

エ　活動内容

（ア）　傷病者、医師、避難者等又は救護物資等の緊急輸送

（イ）　巡視船を活用した医療活動場所の提供

（ウ）　巡視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

（エ）　その他町及び県が行う災害応急対策の支援等

オ　その他参考となるべき事項（使用可能岸壁等）

第５節　　ボランティアの受入

１ 災害ボランティアセンターの設置

⑴　町及び社会福祉法人大治町社会福祉協議会は、「大治町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、速やかに災害ボランティアセンターを設置する。

町、社会福祉協議会及び県は、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。

⑵　災害ボランティアセンターに配置された町職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。また、次の事項について記録簿を作成し、整備しておくものとする。

・ボランティア団体等の名称及び人員又は氏名
・奉仕した作業内容及び期間
・その他参考事項

【資料８】２５　大治町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

２ コーディネーターの役割

⑴　町の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整等）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

⑵　コーディネーターは、行政機関、協力団体、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

３ ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携

町及び県は、町内及び町外から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携を密にした支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

４ 協力が予想されるＮＰＯ・ボランティア関係団体等

⑴　県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体

日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋ＹＭＣＡ、公益財団法人名古屋ＹＷＣＡ、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、町内のボランティア団体

⑵　その他のボランティア団体等

愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門校、各種団体、県外からのボランティア

５ 防災ボランティアの活動整備

⑴　ボランティアコーディネーター養成講座の参加

町は、県が開催するボランティアコーディネーター養成講座を町の推薦する者に受講させる等県と協力してコーディネーターの養成・確保に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を開催する。なお、町は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

⑵　愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

町は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、予め被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して県が登録した「愛知県防災ボランティアグループ」に必要に応じて協力を要請する。

６ 防災ボランティアの活動環境の整備

町及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。

７ 防災ボランティアの活動対象

防災ボランティアの活動対象としては、被災した住宅の清掃、避難所等における炊き出し、食料及び生活必需品の配分補助、アマチュア無線通信等の業務とする。ただし、活動内容の決定にあたっては、ボランティア団体の規模、実情やコーディネーターの意見等を尊重して決定する。

第６節　　防災活動拠点の確保等

１ 町及び県（防災安全局）における措置

⑴　町は、円滑に国等から広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の展開および宿営拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

区　　分		拠　　点	所在地
物資輸送	愛知県広域輸送拠点	愛知県一宮総合運動場	一宮市
	大治町物資輸送拠点	大治（三本木）水防倉庫	大治町
		海部東農業協同組合 大治支店	大治町
防災活動	愛知県広域防災活動拠点	海南こどもの国	弥富市
	大治町地区防災拠点	町多目的スポーツ広場	大治町

⑵　町は、災害発生時に迅速かつ適切に他市町村等からの応援を受けられるよう、平素から「町多目的スポーツ広場」の地図等を利用して、応援部隊の集結場所、車両置き場、資材置き場等の区分を行っておくとともに、ヘリポート等の整備に努めるものとする。

⑶　町は、他市町村等の応援部隊が効率的に応援活動が実施できるよう、平素から管内地図・防火水槽位置図等を整備するとともに、応援部隊との連絡窓口及び連絡責任者等を定めてお

くものとする。

【資料６―１】緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

防災活動拠点の区分と要件等

要件等		1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点（※）	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点
設置主体		市町村	県及び政令市	県及び政令市	県		
災害想定の規模		市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等		
応援の規模		隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等		
役　割		被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点
拠点数		市町村で１か所程度	郡又は圏域単位で１か所程度	県内に数か所程度	県内に１か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度
要件	面積	１ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3 ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10 ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30 ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10 ヘクタール程度以上
	施設設備	できれば 倉庫	できれば 倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1 万ﾄﾝ級以上の船舶の係留施設

⑷　物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、予め登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

⑸　地区防災活動拠点

町は、町区域内及び隣接市町村区域内において、林野火災、局地的な土砂災害等の災害が発生した場合に、町及び隣接市町村等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点として、次の施設を確保する。

施　設　名	面積	施設電話番号	施設管理者	備　考
町多目的 スポーツ広場	0.5ha	052-443-7077	町（スポーツ課）	・ヘリコプター離着陸可能 ・簡易トイレ有り

⑹　地域防災活動拠点

相当規模の林野火災、相当規模の風水害、土砂災害等の複数の市町村に及ぶ災害が発生した場合に、県内市町村等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点として、県が郡、広域圏単位で指定した地域防災活動拠点を確保する。海部地域の地域活動拠点は、次のとおりである。

施　設　名	面積	施設電話番号	施設管理者	備　　考
海南こどもの国 （弥富市）	11.1ha	0567-52-1515	県（子育て支援課）	・駐車場（1,100 台可能）有り ・ヘリコプター離着陸可能

⑺　広域防災活動拠点

大規模な地震災害、大規模な風水害等の広域の市町村に及ぶ災害が発生した場合に、県及び隣接県等の応援部隊の受援、応援の集結・集積活動拠点として、県が広域、全県的単位で指定した広域防災活動拠点を確保する。県西部地域の広域防災活動拠点は、次のとおりである。

施　設　名	面積	施設電話番号	施設管理者	備　　考
海南こどもの国 （弥富市）	11.1ha	0567-52-1515	県（子育て支援課）	・駐車場（1,100 台可能）有り ・ヘリコプター離着陸可能

第５章　救出・救助対策

■　基本方針

○　町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに事務の一部を行うこととされた町長）は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
○　救出にあたっては、要配慮者を優先する。
○　発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町		○救出活動 ⟶ ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請	
関係機関		○応援要求への協力 ⟶ ○避難救出活動への協力 ⟶ ○航空機の運用調整への協力	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 救出・救助活動	町	1⑴　救出活動 1⑶　他市町村又は県への応援要求 1⑷　広域的な消防部隊の応援要請及び派遣された緊急消防援助隊の指揮
	関係機関	2　応援要求への協力
第２節 航空機の活用	町	2　防災ヘリコプターの応援要請

第１節　救出・救助活動

１ 町における措置

⑴　町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに事務の一部を行うこととされた町長）を実施責任者とし、要救助者の救出は、消防団員及び町職員が防災関係機関と連携して実施する。
⑵　災害により救出を必要とする事態が発生したときは、津島警察署及び海部東部消防組合消防本部と緊急連絡をとり、速やかに救出作業を実施する。
⑶　町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

また、災害の状況が甚大で必要と判断した場合は、速やかに知事（海部県民事務所を経由して）に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

⑷　町は、災害の状況により、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合には、海部東部消防組合消防本部に対して「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づき他市町村の消防機関の応援要請を依頼する。

緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の町長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

２ 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

３ 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「１　町における措置」は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町の長が実施する。

災害救助法施行細則に示される救出の基準は、次のとおりである。

⑴　救出の対象者

被災者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出するものとする。

⑵　救出の期間

被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から３日以内とする。

なお、これによりがたいときは、その旨を知事に申請し、知事が内閣総理大臣の同意を得たときは、それを超えて実施することができる。

⑶　救出の費用

被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

⑷　整備保存すべき帳簿

ア　救助実施記録日計表（様式第 12 号）
イ　救助日報（様式第 13 号）
ウ　救助の種目別物資受払簿（様式第 17 号）
エ　被災者救出状況記録簿（様式第 18 号）
オ　被災者救出用関係支払証拠書類

⑸　救出を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

ア　行方不明者数
イ　救出人員

第２節　　航空機の活用

１ 県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとされている。

⑴　活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を

行う。

ア　被害状況調査等の情報収集活動

イ　食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送

ウ　災害情報、警報等の広報・啓発活動

エ　火災防御活動

オ　救急救助活動

カ　その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

⑵　災害発生等による出動

県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

⑶　町等の要請による出動

市町村長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。以下この節において同じ。）から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

ア　災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合

イ　町の消防力によっては防御が著しく困難な場合

ウ　その他救急救助活動等において、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

⑷　事務委託

⑴～⑶の措置は、地方自治法第 252 条の 14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

⑸　他の防災航空隊との連携

県は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

ア　本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき。

イ　災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき。

2 町における措置

町長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、予め名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから航空機隊支援出動要請書を名古屋市消防長に提出するものとする。

⑴　災害の種別

⑵　災害の発生場所

⑶　災害発生現場の気象状況

⑷　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

⑸　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

⑹　応援に要する資機材の品目及び数

⑺　その他必要な事項

⑻　緊急時応援要請連絡先

名古屋市消防航空隊　　電話　0568-28-0119
FAX　0568-28-0721

【資料６―１】緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

第６章　医療救護・防疫・保健衛生対策

■　基本方針

○　災害時には、医療施設自体も浸水被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められる。このため、災害により医療、助産機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また助産に関する処置を実施する。

○　医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、他市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

○　保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。

○　災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町		○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 ○ＤＭＡＴの派遣要請 → ○ＤＰＡＴの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア →	○防疫組織の編成 ○防疫活動 →
医師会、医療機関、災害拠点精神科病院		○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 医療救護	町	1(1)　実施責任者 1(2)　仮設救護所の設置 1(3)　保健医療調整会議への参画 1(4)　医療・助産の救護活動の実施

第２節 防疫・保健衛生	町	1⑴　実施責任者 1⑵　防疫 1⑶　実施内容

第１節　　医療救護

１ 町における措置

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足したため被災地の町民が医療又は助産の機会を失った場合に応急的に医療又は助産を実施する。

医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、他市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

⑴　実施責任者

町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託をうけた日本赤十字社愛知県支部）を実施責任者とし、医療及び助産活動に関する事務は、「町災害対策本部福祉部救護班」が実施する。

⑵　仮設救護所の設置

町は、大治町保健センターに医療救護所を設置する。適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、避難所、小中学校等公共機関や、災害現場に仮設救護所を設置する。必要に応じて津島市医師会、海部医師会、津島市歯科医師会、海部歯科医師会及び津島海部薬剤師会に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

なお、医療救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

⑶　保健医療調整会議のへ参画

町は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

⑷　医療・助産の救護活動の実施

ア　医療及び助産は、原則として公立病院、日本赤十字社愛知県支部、県医師会、県病院協会より編成される医療救護班により行われる。

イ　医療救護班による医療の実施が困難な場合は、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機に応急な医療活動にあたる。

災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症患者等の受入れ拠点及び広域搬送の拠点になる。

なお、本町の災害拠点病院は、次頁のとおりである。

ウ　急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院において医療を行うものとする。

エ　災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

基幹災害医療センター	
藤田医科大学病院	豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1―98
地域災害医療センター（海部津島医療圏）	
厚生連海南病院	弥富市前ヶ須町南本田 396
津島市民病院	津島市橘町 3 丁目 73 番地
災害拠点精神科病院	
愛知県精神医療センター	名古屋市千種区徳川山町 4-1-7

【資料７―１】医療機関一覧

２ 救急搬送の実施

患者の搬送は、原則として海部東部消防組合消防本部（予防課）による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、県等で確保した車両により搬送を実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、海部東部消防組合消防本部（予防課）にドクターヘリ等を活用する。

３ 医薬品その他衛生材料の確保

医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、町は２次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

４ 応援要請

町は、海部医師会等からの医療救護班をもってしても医療、助産の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ医療、助産の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

５ 医療救護活動の範囲

⑴　内 容

ア　医療

（ア）　診療

（イ）　薬剤及び治療材料の支給

（ウ）　処置、手術その他の治療及び施術

（エ）　病院又は診療所への搬送

（オ）　看護

イ　助産

（ア）　分べんの介助

（イ）　分べん前及び分べん後の処置

（ウ）　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

⑵　具体的な活動

ア　傷病者の重症度の判定（患者の振り分け業務）

イ　重症患者に対する救急蘇生術の施行

ウ　後方医療施設への転送の要否及び順位の判定

エ　移送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療

オ　死亡の確認

６ 災害救助法による実施基準

⑴　災害救助法施行細則に示される医療及び助産の実施基準は、次のとおりである。

ア　医療及び助産の対象者

（ア）　医療は、災害のため医療の措置、手段を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

（イ）　助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のための助産の措置、手段を失った者に対して行うものとする。

イ　医療及び助産の期間

医療を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内、助産を実施する期間は、分べんした日から 7 日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

ウ　医療及び助産の経費

（ア）　医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

a　救護班による場合

使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費

b　病院又は診療所による場合　国民健康保険の診療報酬の額以内

c　施術者による場合　協定料金の額以内

（イ）　助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

a　救護班等による場合

使用した衛生材料等の実費

b　助産師による場合

慣行料金の 8 割以内の額

エ　整備保存すべき帳簿

（ア）　医薬品衛生材料受払簿

（イ）　救護班活動状況簿

（ウ）　病院診療所医療実施状況簿

（エ）　助産台帳

⑵　医療及び助産の実施後、次の事項を知事に報告する。

ア　医療を行った人員

イ　助産を行った人員

【資料１―９】災害救助基準

第２節　　防疫・保健衛生

１ 町における措置

被災地において、水道の断水、家屋の浸水等の被害により環境衛生条件が悪化し、感染症の発生が予想される場合、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する。

⑴　実施責任者

町長を実施責任者とし、防疫は「町災害対策本部建設部産業環境班」及び「町災害対策本部福祉部救護班」が実施する。

⑵　防疫

実施にあたっては、津島保健所の指示により、また協力を得て、防疫活動を行う。

ア　積極的疫学調査及び健康診断

県は、町、地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査にあたり、感染症法に基づく健康診断を順次実施する。

イ　防疫班の編成

積極的疫学調査及び健康診断の結果、一類感染症患者等の発生があった際あるいは、発生するおそれがある場合には、県は保健所に防疫組織を編成し、防疫活動を実施する。

なお、町は県に準じて町災害対策本部中に防疫班を設ける。

⑶　実施内容

ア　感染症の病原体に汚染された場所の消毒等

（ア）　町は、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。

（イ）　町は、被災の直後に家屋、その他の消毒を実施する。

イ　ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

ウ　感染症法による生活の用に供される水の供給

第 10 章第 1 節「給水」に準じて実施する。

エ　患者等に対する措置

県は被災地域において、一類感染症患者が発生し、まん延を防止するため、必要があると認める時は、患者に対し感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

なお、感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

オ　臨時予防接種等

県は、厚生労働大臣が疾病のまん延予防上必要があると認めるときは、臨時に予防接種を行う。町は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

カ　栄養指導等

（ア）　町及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した

食料の確保等に努めるものとする。

（イ）　町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

キ　健康管理

（ア）　町及び県は、必要に応じ、避難所の医療救護所に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

（イ）　要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

ク　健康支援と心のケア

（ア）　被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

a　町は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

b　県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、町に情報提供と支援を行う。

（イ）　長期避難者等への健康支援

a　避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

b　ストレス症状の長期化・悪化、あるいはＰＴＳＤ・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

（ウ）　子供たちへの健康支援活動

a　学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

b　児童相談センターでも相談窓口を設置する。

（エ）　職員等支援活動者従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

ケ　広報及び健康指導

県は、町の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

コ　避難所の生活環境管理及び防疫活動

町及び県は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水については、特に滅菌して使用する。

また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう衛生指導を行う。

サ　被災地域における動物の保護

県及び保健所設置市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

シ　災害時健康危機管理の全体調整

（ア）　県及び保健所設置市は、県の行う防疫・保健活動及び町の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

（イ）　県は、必要があると認められるときは、ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

ス　応援協力関係

（ア）　町は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

（イ）　町は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

（ウ）　町は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ：Disaster Psychiatric Assistance Team）の派遣要請を行う。

（エ）　県は必要に応じて、保健所設置市に対してＤＨＥＡＴの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、ＤＨＥＡＴの派遣を要請するものとする。また、県は、ＤＨＥＡＴの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

⑷　自宅療養者等の避難確保

ア　県（感染症対策局）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、町及び県防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ　町は、県の防災担当及び感染症対策部局と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第７章　交通の確保・緊急輸送対策

■　基本方針

○　災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときは、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行う必要があるため、その状態を速やかに回復して、交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を図る。

○　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災対法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。

○　緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。

○　町、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 →	
		○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保（※） →	
		○情報の提供 →	
		○応援要求	
		○人員・物資等の輸送手段確保	
		○他市町村・県への調達斡旋要請	
警察		○交通規制等の実施 →	

（※）　地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）により実施

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 道路交通規制等	町	1(1)　町の管理する道路等の交通規制 1(2)　交通規制の区分 1(3)　交通規制の実施内容
	警察官	2(1)　緊急交通路の確保 2(5)　緊急交通路の通行を認める車両の分類 2(6)　交通規制の実施

		2(8)　緊急通行車両の確認等 2(9)　交通情報の収集及び提供
第２節 道路施設対策	町	1(1)　道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2)　道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 1(3)　情報の提供
第３節 緊急輸送手段の確保	町	緊急輸送手段の確保等

第１節　　道路交通規制等

１ 町における措置

⑴　町長は、町の管理する道路、橋梁の応急措置を行い、また津島警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

⑵　交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範　　囲	根　拠　法
道路管理者	国土交通省 知　　事 町　　長	1　道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第 46 条第１項
警察	公安委員会	1　周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止又は制限をすることができる。	災対法第 76 条
		2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第４条第１項
	警察署長	道路交通法第４条第１項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第５条第１項
	警　察　官	1　道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第６条第２項、第４項

⑶　実施内容

道路交通対策は、「町災害対策本部　建設部都市整備班」がこれを実施する。

ア　道路、橋梁等の応急措置

（ア）　被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

また、応援協定に基づき、町内協定業者から公共土木施設の被害状況等の情報を収集する。

（イ）　道路管理者は、被害の状況を把握し、応急復旧計画を立て、緊急復旧に努める。

イ　被害箇所等の通報連絡体制

（ア）　災害時に道路、橋梁等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見したものは、速やかに所轄警察署又は町長に通報するものとする。

通報を受けた町長は、当該道路管理者又は所轄警察署に速やかに通報する等、道路管理者及び警察本部等と密接な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるよう配慮する。

（イ）　道路管理者及び上水道、下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

２ 津島警察署における措置

警察官は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

⑴　道路管理者及び公安委員会（津島警察署）は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、交通の安全を確保し、又は災害応急対策を的確かつ円滑に実施する必要があると認められたときは、通行の禁止、制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、町長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求める。

なお、積雪や凍結等により著しく交通の安全と円滑に支障が生じた場合においても、前記に準じて必要な措置をとる。

⑵　道路管理者及び津島警察署は、通行の禁止、制限又はう回路の設定等の規制を行うに当たっては、相互に連絡協議する。

⑶　道路管理者又は津島警察署は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

また、これらの規制を行ったときは、適当なう回路を設定し、あるいは交通輻輳を避けるため代替路線を指定したときは、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

⑷　町、津島警察署は、道路、橋梁等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた場合、その道路管理者又は津島警察署に速やかに通報する等、道路管理者と津島警察署は密接な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な処理がとられるよう配慮する。

⑸　緊急交通路の通行を認める車両の分類

分　　類	態　　様
緊急通行車両	・緊急自動車 ・事前届出済の災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

⑹　交通規制の実施

分　　類	態　　様	
初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面 （災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災対法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号） 別記様式第 2 の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配意する。	
第二局面 （交通容量は十分で	・第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

はないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	

⑺　強制排除措置

ア　緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ　緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ　警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

⑻　緊急通行車両の確認等

ア　県公安委員会が災対法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ　緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ　緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

エ　規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

⑼　交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

⑽　その他

県警察は緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防関係機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な処置をとる。

３ 自衛官及び消防吏員の措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災対法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。

自衛官及び消防吏員が災対法第 76 条の３の規定による措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を津島警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

４ 道路管理者の措置

道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定して以下を実施するものとする。

⑴　緊急車両の妨げとなる車両の運転者に対して移動等の措置命令を行うものとする。

⑵　運転者が不在時等は、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。移動の際には、やむを得ない程度での破損が容認される。

⑶　移動措置のため必要がある場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行うものとする。

⑷　上記の（２）と（３）の措置により生じた損失に対して損失補償をしなければならない。

５ 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第 76 条の 2 の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

⑴　速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア　緊急交通路に指定された区間以外の場所

イ　緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

⑵　速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

⑶　警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

６ その他

津島警察署は緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防関係及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な処置をとる。

７ 相互協力

⑴　車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

⑵　交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第２節　　道路施設対策

１ 町における措置

災害時における緊急輸送の確保を図るため、災害対策本部（町役場）、主要公共施設、避難所、

各地区等を結ぶ道路を重点的に整備する。

町道に関しては、幅員の狭い道路が多いので、拡幅工事等の整備を図るものとする。

⑴　道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア　巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ　道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

⑵　道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

被災した場合に交通の支障となるおそれが大きい橋梁等道路施設の防災構造化を推進する。また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

ア　道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ　放置車両等の除去

道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定して以下を実施するものとする。

（ア）　緊急車両の妨げとなる車両の運転者に対して移動等の措置命令を行うものとする。

（イ）　運転者が不在時等は、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。移動の際には、やむを得ない程度での破損が容認される。

（ウ）　移動措置のため必要がある場合は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行うものとする。上記ウの措置により生じた損失に対して損失補償をしなければならない。

エ　管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

オ　応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

⑶　情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、う回経路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

第３節　　緊急輸送手段の確保

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各機関の保有する車両、舟艇、ヘリコプター等を動員するとともに、各輸送機関等の保有する車両等を調達する等、緊急輸送体制を確保する。

１ 町における措置

⑴　実施責任者

町長を実施責任者とし、次のそれぞれの輸送について任務分担し実施する。

・公用車、駐車場の確保…総務部総務班

・被災者、災害応急対策や救助活動に従事する者の輸送の実施･･･総務部総務班

・災害対策物資、資材又は生活必需品の実施…福祉部民生班

・遺体の搬送の実施…福祉部住民班

⑵　他市町村・県に対する輸送車両等の調達あっせんの要請

他市町村・県に対し、輸送のための車両等の調達あっせんを要請する場合は、次の事項を明示し調達あっせんを要請する。

ア　輸送区間及び借上げ期間

イ　輸送人員又は輸送量

ウ　車両等の種類及び台数

エ　集結場所及び日時

オ　その他必要事項

２ 輸送方法

輸送は、次のうち最も適切な方法による。

⑴　自動車による輸送

⑵　舟艇による輸送

⑶　ヘリコプター等による空中輸送

⑷　人夫等による輸送

３ 輸送力の確保

⑴　輸送車両の確保

ア　確保順位

輸送のための車両は、概ね次の順序により確保し、常にその活動状況を把握し、効果的かつ円滑な運用を図る。

（ア）　町所有の車両

（イ）　公共的団体所属の車両

（ウ）　業者所有の車両

（エ）　自家用車両

イ　配車措置

（ア）　災害対策本部各班は、車両による輸送が必要となったときは、次の事項を明示して総務部総務班に要請するものとする。

ａ　輸送の目的

ｂ　輸送の区間及び期間

ｃ　輸送量、輸送品目及び必要車両台数

ｅ　その他車両の使用についての参考事項

ｄ　集合の場所及び日時

（イ）　総務部総務班は、常に車両の活動状況を把握し、町所有の車両（消防用車両については消防団と協議）の効果的な使用を図るものとし、その輸送力でなお不足する場合には、営業用等の車両借上げの措置をとるものとする。

なお、町内輸送業者に対しては、予め災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。

⑵　舟艇の確保

浸水等により、舟艇による輸送が必要な場合は、海部東部消防組合及び海部地区水防事務組合に対して保有する舟艇の出動を要請する。

⑶　ヘリコプターの確保

災害により陸路輸送が困難な場合、又は重症患者の搬送等緊急を要する場合には、県に対して防災ヘリコプターの出動を要請し、又は自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

【資料６―２】町有自動車
【資料６―３】海部東部消防組合保有の舟艇

４ 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

⑴　応急（復旧）対策作業に従事する者
⑵　医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
⑶　食糧、飲料水等、その他生活必需物資
⑷　医薬品、衛生資機材等
⑸　応急（復旧）対策用資材及び資機材
⑹　その他必要な人員及び物資、資機材
⑺　被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

５ 輸送の対象

災害輸送のうち、応急援助のための輸送費を支出する場合は、次のとおりである。

⑴　被災者の避難の場合

ア　被災者自身を避難させるための輸送

イ　被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

⑵　救済用物資の整理及び配分の場合

ア　被服、寝具、その他生活必需品の輸送

イ　学用品の輸送

ウ　炊き出し用食料品、調味料、燃料の輸送

エ　医薬品、衛生材料の輸送

⑶　飲料水の供給の場合

ア　飲料水の輸送

イ　飲料水を確保するための人員、給水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等

の輸送

⑷　医療及び助産の場合

ア　医療救護班によることができない場合において患者を病院、診療所へ運ぶときの輸送

イ　医療救護班に属する医師、助産師、看護師等の輸送

ウ　重病ではあるが今後は自宅療養によることになった患者の輸送

⑸　被災者の救出の場合

ア　救出された被災者の輸送

イ　救出のための必要な人員、資材等の輸送

⑹　遺体の捜索の場合

遺体の捜索に必要な人員及び資材の輸送

⑺　遺体の処理の場合

ア　遺体の処理等のための必要な人員、資材等の輸送

イ　遺体の移送の場合

６ 緊急通行車両の事前届出及び確認

災対法第 76 条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条に規定する緊急通行車両の確認は、県（県庁、県民事務所等）又は公安委員会（県警察本部、津島警察署、交通検問所）において行う。

このため、確認が迅速・円滑に受けられるよう、次の要領により必要な手続きを行い、緊急通行車両の確保を図るものとする。

⑴　緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア　申請者

町長又は職務代行者

イ　申請先

津島警察署 交通課

ウ　申請書類等

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等又は指定行政機関等の上申書等）及び資料編掲載の「緊急通行車両等事前届出書」正本２通が必要である。

以上の手続により審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」を申請者に交付するものとする。

【資料６―４】緊急通行車両等事前届出書

⑵　確認に関する手続

ア　事前届出済証の交付を受けている車両

警察本部、警察署、交通検問所において他に優先して確認が行われる。

イ　事前届出済証の交付を受けていない車両

警察本部、警察署、交通検問所において、資料編に掲載の「緊急通行車両等確認申請書」と当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を疎明する書類を添付の上、当該車両の使用者による提出により確認が行われる。

⑶　緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付

ア　前項において緊急通行車両であると確認されたものには緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。

イ　規制地域においては、標章を前面ガラスの内側に貼付し、確認証明書を携帯して通行する。

【資料６―５】緊急通行車両等確認申請書
【資料６―６】緊急通行車両確認証明書
【資料６―７】緊急通行（輸送）車両の標章

７ 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される輸送の実施基準は、次のとおりである。

⑴　輸送の期間

応急救助のための輸送を実施する期間は、各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

⑵　輸送の費用

応急救助のため支出する輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

【資料１―９】災害救助基準

第８章　水害防除対策

■　基本方針

○　災対法及び水防法の趣旨に基づき洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、地域内の河川に対し、水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送、水門及びこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用、避難・立ち退きに関し計画する。

○　災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物に対する措置を実施する。

○　災対法及び水防法の趣旨に基づき洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、地域内の河川に対し、水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送、水門及び閘門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用、避難立ち退きに関し計画するが、詳細については、海部地区水防事務組合の水防計画による。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町		○農地等のポンプ排水 ⟶	○農作物等の応急措置
水防管理者	○水防活動 ⟶		

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 水防	水防管理者（町、海部地区水防事務組合）	1(3)　水防計画 1(4)　水防活動 1(5)　たん水排除
第２節 防災営農	町、宮田用水土地改良区、福田川悪水土地改良区、小切戸川悪水土地改良区、農業協同組合、畜産関係団体	2(1)　農地及び農業用施設に対する応急措置 2(2)　農作物に対する応急措置 2(3)　家畜に対する応急措置 3(1)　農業用施設に対する応急措置 3(2)　農作物に対する応急措置

第１節　　水防

１ 水防管理者（町、海部地区水防事務組合）における措置

⑴　水防組織

ア　水防管理者

町長及び海部地区水防事務組合

イ　町の責任

管轄区域内における水防を十分果たすべき責任を有する。

⑵　水防区域

町の管轄区域は、次のとおりである。

管轄区域	水防区域					水防団員数	所管建設事務所
	堤防延長				水間門		
	河川	海岸	ため池	計			
海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	3,850m	0	0	3,850m	14	243 名	海部建設事務所

⑶　水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、海部地区水防事務組合の定める水防計画及び本計画を基礎として、地域特性に応じて適宜修正したうえ、必要事項を網羅して定める。

⑷　水防活動

ア　水防団等の出動

水防管理者は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及び海部地区水防事務組合の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ　監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び県に連絡する。

河川管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

ウ　水門、閘門等の操作

水門、閘門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

エ　水防作業

河川、堤防等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となった場合、水防管理者はその応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料を考慮して、主として積土のう工、月の輪工、釜段工、折返し工、シート張工、木流工、杭打積土のう工、五徳縫い工等の水防工法を実施する。

オ　水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

カ　決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

キ　緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

ク　公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は海部東部消防組合消防長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

③車両その他の運搬用機器の使用

④排水用機器の使用

⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

【資料２―４】町の水防倉庫及び備蓄資機材一覧
【資料２―６】重要水防箇所
【資料２―７】水防上重要な排水機場

⑸　たん水排除

町又は土地改良区は、河川、堤防の決壊等によりたん水した場合は排水ポンプにより排水作業を実施する。

⑹　排水機の排水調整

一級河川庄内川水系新川及び二級河川日光川（福田川）において、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、町は、河川管理者からの通知に基づき、町内の各排水機管理者に対し排水調整の実施等について伝達するものとし、伝達を受けた排水機管理者は、伝達内容に基づき排水調整等を実施のうえ、その実施内容を速やかに町へ報告するものとする。町は、 排水機管理者からの報告を

受けた後、所定の様式により速やかに河川管理者へ報告する。

その他、排水機の運転調整の実施に際し必要な事項は、新川流域総合治水対策協議会において定められた新川流域排水調整要綱及び日光川流域治水対策協議会において定められた日光川流域排水調整要綱に基づき実施するものとする。

⑺　応援協力関係

ア　水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者若しくは町へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県に対して資機材の確保につき応援を求めるものとする。

イ　水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、津島警察署に対して出動を要請するものとする。

ウ　町及び土地改良区は、たん水排除の実施が困難な場合、県へ移動用ポンプの貸与又は排水作業の実施につき応援を要求するものとする。

第２節　　防災営農

災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜に対してなすべき措置を実施する。

１ 実施責任者

⑴　農地及び農業用施設に対する応急措置

町並びに宮田用水土地改良区、福田悪水土地改良区及び小切戸用悪水土地改良区

⑵　農作物に対する応急措置

町及び農業協同組合

⑶　家畜に対する応急措置

町並びに農業協同組合及び畜産関係団体

２ 実施内容

防災営農に関する事務は、町災害対策本部建設部産業環境班がこれを実施する。

⑴　農地及び農業用施設に対する応急措置

ア　農地

町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水による、たん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。また、県は、一方の実施する湛水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

イ　排水機

町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

ウ　用排水路

町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水

路の決壊防止に努める。

⑵　農作物に対する応急措置

ア　災害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

イ　種子籾の確保

（ア）　稲

町は、種子籾を確保するため、県に依頼する。

県は、愛知県米麦振興協会等において種子籾の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子籾を愛知県米麦振興協会等へ斡旋するよう依頼する。

（イ）　野菜

野菜種子については、農業協同組合等と協議し、確保に努める。農業協同組合等において野菜種子の供給が困難である場合、県に依頼し、愛知県種苗協同組合等において保管している野菜種子を農業協同組合等へ優先的に売却するよう要請し、野菜種子の確保を図る。

ウ　病害虫の防除

（ア）　防除指導等

町は、農業協同組合、農業改良普及センターと協力し、病害虫の調査を実施し、発生状況を的確に判断して、農家に通報する。

また、県と一体となって、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、具体的な防除の実施を指示、指導する。

（イ）　農薬の確保

農薬については、農業協同組合等と協議し、確保に努める。農業協同組合等において農薬の供給が困難である場合、県に依頼し、愛知県経済農業協同組合連合会又は愛知県農薬卸商業協同組合等において保管している農薬を農業協同組合等へ優先的に売却するよう要請し、農薬の確保を図る。

（ウ）　防除器具の貸与

町は、防除器具の確保を図るため、県に貸与の申し出を行い、農業団体等の依頼に応じて、さらに貸し出しを行う。

⑶　家畜に対する応急措置

ア　家畜の管理指導

町は畜産関係団体と共に県に協力して、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ　家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県は畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとるので、町は家畜防疫員と共に県に協力する。

ウ　飼料の確保

農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、町は県に連絡し、愛知県飼料工業会等に対し町経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保する。

３ 応援協力関係

⑴　農業用施設に対する応急措置

ア　町及び土地改良区は、湛水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行なう。

また、町及び土地改良区は単独で排水作業を行なうことが困難な場合には県へ応援を要求する。

イ　町及び土地改良区は、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村及び土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県に資機材の確保につき応援を要求する。

⑵　農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認めるときは、県に対し農薬の空中散布を依頼する。

第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■　基本方針

○　町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
○　帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町	○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○外国人への情報提供 ○福祉避難所の設置 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ	○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施	
事業所等		○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 避難所の開設・運営	町	1(1)　避難所の開設等 2　広域一時滞在に係る協議等 3　県、他市町村に対する応援要請 4　知事への報告
第２節 要配慮者支援対策	町	1(1)　避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1(2)　障害者に対する情報提供 1(3)　避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1(4)　福祉避難所の設置等 1(5)　福祉サービスの継続支援 1(6)　県に対する広域的な応援要請 1(7)　外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

第３節 帰宅困難者対策	町	1⑴　「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 1⑵　災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1⑶　その他帰宅困難者への広報 1⑷　帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

第１節　　避難所の開設・運営

１ 町における措置

町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、予め施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

⑴　避難所の開設

ア　実施責任者

町長は、避難情報を発令した場合は、避難所の開設を実施し、この旨を速やかに県に報告する。町長が自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ　実施方法

町長は、避難所を開設したときは、速やかに町民に周知するとともに県に報告する。

また、避難所ごとに町職員を派遣、駐在させ、駐在した町職員は常に町災害対策本部と連絡をとりつつ、避難所の管理及び避難者保護にあたる。

駐在した町職員は、次の書類、帳簿等を整備し、保存する。

（ア）　避難所避難者台帳

（イ）　避難所避難者名簿

（ウ）　避難所用物資受払簿

（エ）　避難所設置及び受け入れ状況

ウ　避難所の周知

避難所にはその旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車及び大治町防災行政無線等を通じ、避難所を周知させる。

エ　避難所の安全管理

町長は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため避難所には、町の職員等を配置すること。

オ　避難所における必要面積の確保

避難所において、避難者及び避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの

確保にも努める。

〈一人当たりの必要占有面積〉

1 ㎡／人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 ㎡／人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 ㎡／人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

＊介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。

カ　避難所が備えるべき設備

町は、第 2 編第 8 章第 1 節「避難所の指定・整備等」で挙げた設備を確保するよう努めるものとする。

キ　避難所の運営

町は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には、町の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

（ア）　避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

町は、「愛知県避難所運営マニュアル」又はこれに基づき町が地域の実情を考慮して作成する「大治町避難所運営マニュアル」等によって、開設された避難所の運営が円滑に行われるよう努め、県は、避難所の運営の後方支援を行うものとする。

（イ）　避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

（ウ）　避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

（エ）　避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。

（オ）　避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

（カ）　避難者への情報提供

常に町の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「大治町避難所運営マニュアル」資料集の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

（キ）　要配慮者への支援

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。

なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

（ク）　物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について「大治町避難所運営マニュアル」資料集の「食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの」を参考に配慮すること。

（ケ）　避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

（コ）　避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

（サ）　ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。さらに、グラウンド等を有する避難所については、屋外に被災したペットの飼育場所を確保するものとする。飼育場所の設置については、鳴き声や臭い等に配慮するよう努めるものとする。

（シ）　保健師の巡回

避難所には保健師が巡回し、健康相談等を実施するなど、避難者の健康維持に努めるものとする。

（ス）　公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する町所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の

衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めること。

（セ）　感染症対策

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

【資料４―１】指定緊急避難場所一覧・指定避難所一覧・救護所
【資料４－２】避難所位置図

２ 広域一時滞在に係る協議等

⑴　町における措置

町は、災害が発生し、被災した住民の、町の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

３ 県、他市町村に対する応援要請

⑴　町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

⑵　町は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

⑶　応援要求を受けた場合は、これに積極的に協力する。

４ 知事への報告

避難所を開設した場合には、速やかに次の事項を知事に報告する。

⑴　避難所開設の日時

⑵　開設の場所・箇所数・受け入れ人員

⑶　開設期間の見込み

５ 町、教育委員会及び学校の責任、役割及び連携

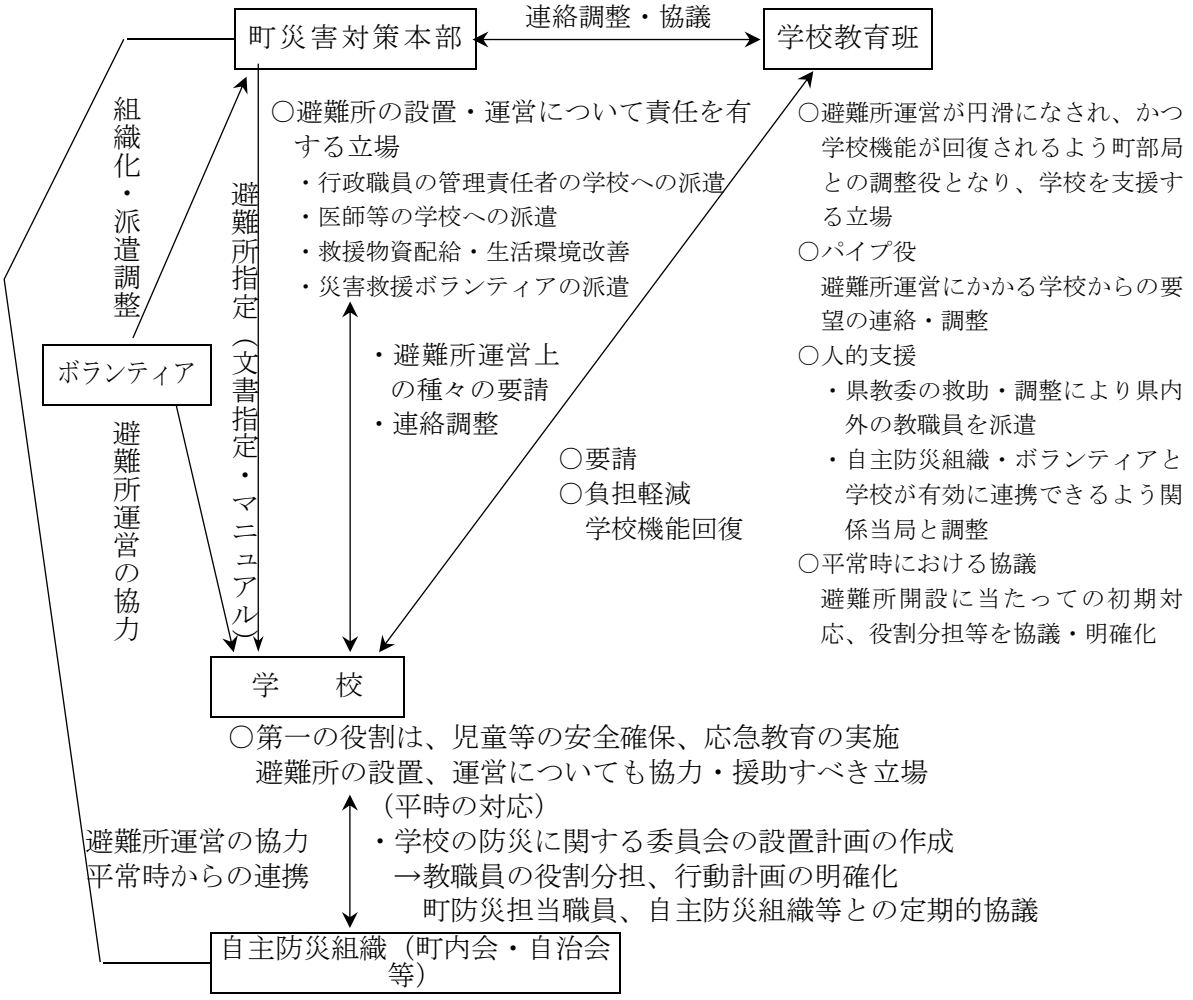

６ 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法施行細則（昭和 40 年規則第 60 号）に示される避難所開設の基準は、次のとおりである。

⑴　避難所開設の対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。

⑵　避難所開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑶　避難所開設の費用

避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗資機材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、災害救助法施行細則別表第１の定める額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、高齢者等への当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

第２節　　要配慮者支援対策

１ 町における措置

⑴　避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

誘導に関しては、第２章第３節「住民等の避難誘導等」を参照する。

⑵　障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

⑶　避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

町は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

⑷　福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

⑸　福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

⑹　県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

⑺　外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア　各種ボランティア団体との連携
イ　愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
ウ　通訳ボランティア等の避難所等への派遣
エ　翻訳アプリケーションがインストールされたタブレット等機器類の活用

２ 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（ＤＣＡＴ）の編成・派遣については、県が実施する。

第３節　　帰宅困難者対策

１ 町における措置

⑴　「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

町は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

⑵　災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

町は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

⑶　その他帰宅困難者への広報

町は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

⑷　帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

２ 事業者や学校等における措置

事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第１０章 水・食品・生活必需品等の供給

■　基本方針

○　被災住民に対し、最低限必要な水、食品、生活必需品を供給する。
○　災害により、飲料水、食品、生活必需品の確保が困難な町民に対し、必要な物資を供給するため、集中備蓄、分散備蓄などにより、必要な生活物質の確保に努める。
○　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮するものとする。
○　被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町		○水・食料・生活必需品等の供給 ―――→ ○他市町村・県への応援要求 ―――→	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 給水	町	1(1)　実施責任者 1(2)　実施内容 1(3)　応急給水の実施 1(4)　資機材及び技術者の確保 1(5)　災害救助法による実施基準
第２節 食品の供給	町	1(1)　実施責任者 1(2)　実施内容 1(3)　他市町村又は県への応援要求 1(4)　災害救助法による実施基準
第３節 生活必需品の供給	町	1(1)　実施責任者 1(2)　生活必需品の供給 1(3)　他市町村又は県に対する応援要請

第１節　　給水

１ 町における措置

災害により飲料水を確保することができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給

する必要があるので、その方法について定めるものとする。

⑴　実施責任者

町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）を実施責任者とし、飲料水の供給は、「町災害対策本部建設部産業環境班」が、これを実施する。ただし、町で対処できないときは、水道事業者（名古屋市上下水道局）、他市町村又は県に給水資機材の応援を要請する。

⑵　実施内容

ア　給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、給水の対象人口とその単位水量をつかんでおかなくてはならない。給水の対象は、災害により水道等の給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者を対象とする。

また、応急給水量は、必要最小限の飲料水とし１人１日約３リットルとするが、供給目標として20リットル程度を目標としておくことが望ましい。

イ　非常用水源の確保

非常用水源として予め次のようなものについて選定しておいて平素からの維持管理をしておく必要がある。

(ア)　最寄利用可能水源の利用‥‥最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

(イ)　水道用貯留施設の利用‥‥‥浄水池、ポンプ井、配水池、取水塔、圧力タンク

(ウ)　受水槽の利用‥‥‥‥‥‥‥公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

(エ)　プール、河川の利用‥‥‥‥比較的汚染の少ない水源を予め選定しておく。

飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化して応急給水するとともに、予め公的機関による水質検査を受けること。

⑶　応急給水の実施

ア　応急給水体制の確立

町は、給水体制の組織について予め編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。

イ　給水の方法

町は、町内の被災していない水道施設等により飲料水を確保し、町で保有している給水タンク、ポリ容器等の搬出容器に入れ、自動車により搬送し、給水する。

給水は非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」を原則とし、その選択は災害の程度、内容等により臨機に対応する。給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

⑷　資機材及び技術者の確保

ア　交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

イ　給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

⑸　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

ア　災害救助法施行細則に示される給水の実施基準は、次のとおりである。

（ア）　給水の対象者

飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

（イ）　給水の期間

飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

（ウ）　給水の費用

飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

（エ）　整備保存すべき帳簿

a　飲料水供給記録簿

b　給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品、資材受払簿

c　給水用機械器具修繕簿

d　飲料水供給のための支払証拠書類

イ　給水を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する

（ア）　供給を必要とする人員

（イ）　供給人員

（ウ）　供給予定期間

【資料１―９】災害救助基準

第２節　　食品の供給

１ 町における措置

災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じた者を保護するため、備蓄食料、炊き出しその他による食料の給与を実施する。

⑴　実施責任者

ア　米穀の応急供給

知事又は町長。ただし、町で対処できないときは、町長は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ　炊き出しその他による食料の給与

町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）

⑵　実施内容

災害のため、食料の配給、販売機構等が混乱し、あるいは自宅で炊飯ができない者に対し、備蓄物資、自ら調達した食品、応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡しされた食品を、状況に応じて被災者に供給する。

食料の調達、確保は、「町災害対策本部建設部産業環境班」が、食料の配分、供給は、「町災害対策本部福祉部民生班」がこれを実施する。

ア　町は、概ね次のとおり食品を供給する。

（ア）　熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル）を供給する。

【第１段階】乾パン、ビスケットなど

【第２段階】パン、おにぎり、弁当など

（イ）　熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食料を供給する。

（ウ）　高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食料を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

（エ）　在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

イ　一時縁故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。なお、この場合現物をもって支給する。

ウ　炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

エ　炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

オ　米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第４章第11の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き」により調達を図る。

なお、町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

カ　町は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図

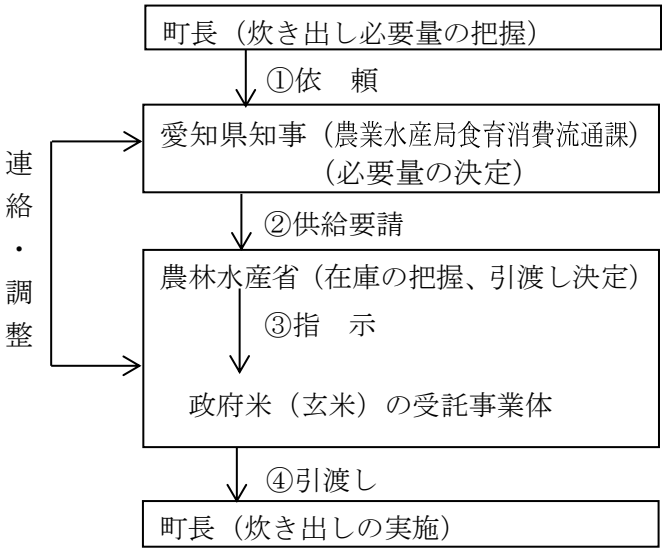

なお、町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。

ただし、いずれの場合も、事後速やかに知事に報告するものとする。

キ　広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭及び町は、食料を備蓄しておく必要がある。

7 日分以上（3 食／人）	家庭内備蓄による確保
3 日分（3 食／人）	町による確保（避難所における 1 日 3 食分の確保）と域内流通在庫による確保 1 食目ゼリー（調理不要）、2 食目レトルト食品（調理不要）、3 食目以降アルファ化米を備蓄する。
3 日目以降分	広域応援、物流による確保

【資料４―３】災害対策用資材等備蓄状況一覧

⑶　他市町村又は県への応援要求

ア　炊き出しその他による食品の供給

町は、備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食品の供給の実施又はこれに要する要員及び食品につき応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資運輸が開始される場合があることに留意する。

⑷　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。なお、救助の対象、

方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

ア　災害救助法施行細則に示される食料の給与の実施基準は、次のとおりである。

（ア）　炊き出し対象者

避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

（イ）　炊き出しの期間

炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得てこの期間を延長することができる。また、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することがある。

（ウ）　炊き出しの費用

炊き出しその他による食料の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、災害救助法施行細則別表第１に定める額の範囲内とする。

（エ）　整備保存すべき帳簿

a　炊き出し受給者名簿

b　食料現品給与簿

c　炊き出しその他による食品給与用物品受払簿

d　炊き出し用物品借用簿

e　炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類

f　炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

イ　炊出しを必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する

（ア）　炊き出し場所又は箇所数

（イ）　給食人員及び給食数

（ウ）　炊き出し予定期間

【資料１―９】災害救助基準

第３節　　生活必需品の供給

１ 町における措置

⑴　実施責任者

町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた町長）を実施責任者とし、生活必需品の給与又は貸与は、「災害対策本部福祉部民生班」が実施する。

⑵　生活必需品の供給

町は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、⑶の応援要請等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

⑶　他市町村又は県に対する応援要請

供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 生活必需品の給貸与方法

災害により被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具その他の生活必需品を給与又は貸与する。

町は、災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努力するものとする。なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

⑴　生活必需品の給貸与方法

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

給与又は貸与する物資は、第一次的には備蓄物資を活用し、なお不足する場合には受け入れた救援用物資、業者からの購入等により調達する。

ア　寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ　外衣（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）

ウ　肌着（シャツ、パンツ等）

エ　身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）

オ　炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）

カ　食器（茶わん、皿、はし等）

キ　日用品（石けん、トイレットペーパー、ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、歯ミガキ粉、シャンプー等）

ク　光熱材料（マッチ、ライター、ローソク、固形燃料、木炭等）

【資料４―３】災害対策用資材等備蓄状況一覧

⑵　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

ア　災害救助法施行細則に示される供給の実施基準は、次のとおりである。

（ア）　供給の対象者

被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

（イ）　供給の期間

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了

するものとする。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

（ウ） 供給の費用

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により、1 世帯当たり災害救助法施行細則別表第 1 に定める額の範囲内とする。

なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

（エ） 整備保存すべき帳簿

a　物資購入（配分）計画表

b　物資受払簿（配給段階ごとに送付書、受領書とともに作成する。）

c　物資給与及び受領簿（世帯主の受領印を要す。）

d　物資購入関係支払証拠書類

イ　供給を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

（ア） 主たる品目別給与点数

（イ） 給与世帯数（被害区分別）

【資料１―９】災害救助基準

第１１章 環境汚染防止及び地域安全対策

■　基本方針

○　町は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

○　災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町			○環境汚染事故の把握 ⟶ ○環境調査 ⟶ ○人員・資機材等の応援依頼 ⟶
津島警察署		○地域安全活動の強化	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 環境汚染防止対策	町、県	1(1)　環境汚染事故の把握 1(2)　環境調査 1(3)　人員、資機材等の応援依頼
第２節 地域安全対策	町	1　県警察の実施する地域安全活動に対する協力
	津島警察署	2(1)　社会秩序の維持対策 2(2)　広報、相談活動 2(3)　行方不明者発見、保護活動

第１節　　環境汚染防止対策

１ 町及び県（環境局）における措置

⑴　環境汚染事故の把握

関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

⑵　環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

⑶　人員、資機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、資機材等の援助について応援を依頼する。

第２節　　地域安全対策

１ 町における措置

町は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

２ 津島警察署における措置

⑴　社会秩序の維持対策

ア　被災地及びその周辺において、独自に又は地域防犯団体等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ　地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ　災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ　災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行う等社会的混乱の抑制に努める。

⑵　広報、相談活動

ア　広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模･区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ　相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

⑶　行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

第１２章 遺体の取扱い

■　基本方針

○　行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。

○　遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町			○遺体の捜索・収容 ―→ ○遺体の処理及び一時保存 ―→ ○遺体の埋火葬 ―→ ○他市町村又は県への応援要求
津島警察署			○検視（調査）の実施 ―→ ○県歯科医師会への応援要請

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 遺体の捜索	町	1(1)　実施責任者 1(2)　遺体の捜索 1(3)　検視（調査） 1(4)　応援要求
第２節 遺体の処理	町	1(1)　遺体の収容及び一時保存 1(2)　遺体の検視（調査）及び検案 1(3)　遺体の洗浄等 1(4)　遺体の身元確認及び引き渡し 1(5)　応援要求
	津島警察署	2(1)　検視（調査）の実施 2(2)　県歯科医師会への応援要請
第３節 遺体の埋火葬	町	1(1)　死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1(2)　遺体の搬送 1(3)　埋火葬 1(4)　棺、骨つぼ等の支給 1(5)　埋火葬相談窓口の設置 1(6)　応援要求

第１節　　遺体の捜索

１ 町における措置

⑴　実施責任者

町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた町長）を実施責任者とし、遺体の捜索、処理、埋火葬に関する事務は「災害対策本部福祉部住民班」が実施する。

⑵　遺体の捜索

町は、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者について、津島警察署等と緊密な連絡をとりながら、捜索する。

⑶　検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官又は海上保安官の検視(調査※)を得る。

現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

⑷　応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

２ 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該事務は当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法施行細則に示される遺体の捜索の実施基準は、次のとおりである。

⑴　捜索の対象者

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。

⑵　捜索の期間

遺体の捜索は、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑶　捜索の費用

遺体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

⑷　整備保存すべき帳簿

ア　遺体捜索状況記録簿

イ　捜索用機械器具燃料受払簿
ウ　捜索用機械器具修繕簿
エ　遺体捜索関係支出証拠書類
オ　遺体処理台帳
カ　遺体処理費支出関係証拠書類
キ　埋火葬台帳
ク　埋火葬費支出関係証拠書類

⑸　遺体の捜索等を必要とする事態が発生したときは、知事に捜索を必要とする数を報告する。

【資料１―９】災害救助基準

第２節　　遺体の処理

１ 町における措置

災害により死亡した者について、社会混乱のためその遺族が遺体処理を行うことができない場合に、遺体洗浄、縫合、消毒、遺体の一部保存あるいは検案を応急的に行う。

⑴　遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設を予め選定しておくよう努めるものとする。

⑵　遺体の検視（調査）及び検案

町は、警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

⑶　遺体の洗浄等

町は、検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

⑷　遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

⑸　応援要求

町は、自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

２ 津島警察署における措置

⑴　遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、町及び医療救護班と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

⑵　身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

３ 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該事務は当該市町村（救助実施市を除く。が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法施行細則に示される遺体の処理の実施基準は、次のとおりである。

⑴　処理の対象者

遺体の処理は、災害の際死亡した者で、その遺族等が混乱期のため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、遺体の一時保存あるいは検索を行うことができない者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

⑵　処理の期間

遺体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑶　処理の費用

遺体の処理のため支出する費用は、災害救助法施行細則別表第１の定める額の範囲内とする。

⑷　整備保存すべき帳簿

ア　遺体捜索状況記録簿
イ　捜索用機械器具燃料受払簿
ウ　捜索用機械器具修繕簿
エ　遺体捜索関係支出証拠書類
オ　遺体処理台帳
カ　遺体処理費支出関係証拠書類
キ　埋火葬台帳
ク　埋火葬費支出関係証拠書類

⑸　遺体の捜索等を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

ア　遺体の処理数

【資料１―９】災害救助基準

第３節　　遺体の埋火葬

１ 町における措置

町は、自ら遺体を埋火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。埋火葬に当たっては、次の措置を行う。

⑴　死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

⑵　遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

⑶　埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

⑷　棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

⑸　埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

⑹　応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

２ 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該事務は当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

⑴　埋火葬の対象者

埋火葬は、災害の際死亡した者のうち、遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引渡しをできない場合の一時保存措置として、遺体の応急的な処理程度のものを行うものとする。

⑵　埋火葬の期間

埋火葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑶　埋火葬の費用

埋火葬のために支出できる費用は、災害救助法施行細則別表第 1 の定める額の範囲内とする。

⑷　整備保存すべき帳簿

ア　遺体捜索状況記録簿

イ　捜索用機械器具燃料受払簿

ウ　捜索用機械器具修繕簿

エ　遺体捜索関係支出証拠書類

オ　遺体処理台帳

カ　遺体処理費支出関係証拠書類

キ　埋火葬台帳

ク　埋火葬費支出関係証拠書類

⑸　遺体の捜索等を必要とする事態が発生したときは、知事に埋火葬数を報告する。

【資料１―９】災害救助基準

第１３章 ライフライン施設等の応急対策

■　基本方針

○　被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

○　ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

○　水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保する。

○　下水管渠、ポンプ場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

○　復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町		○応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道）→ ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立	
電気事業者		○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 → ○危険防止措置の実施 → ○応急復旧活動の実施 → ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施 →	
ガス事業者		○災害対策本部の設置 ○情報の収集 → ○緊急対応措置の実施 → ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 → ○広報活動の実施 →	

事業者 通信		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消	
事業者 放送		○放送事業の継続 ―――――――

第１節　　電力施設対策

１ 電気事業者（中部電力株式会社、株式会社ＪＥＲＡ）における措置

⑴　災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の町民等へ報道機関による報道又はWebサイト等により、復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

⑵　災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危険防止に必要な措置を講ずる。

電気事業者は、災害により一定規模以上の供給を停止したときは、又は応急復旧をしたときは、県災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。

⑶　応援協力関係

ア　電気事業者は、被害発生に伴い自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通をうけ、供給力の確保を図る。

イ　中部経済産業局は、特に必要があると認めるときは、他の電気事業者に対し、電気の融通を行うよう経済産業大臣に要請する。

ウ　電気事業者は、電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

エ　電気事業者はウによる応援を得ることができない場合、資機材の確保については中部経済産業局へ、要員の確保については県へそれぞれ応援を要請する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

オ　電気事業者は、路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

第２節　　ガス施設対策

１ ガス事業者（東邦瓦斯株式会社）における措置

⑴　災害時における応急工事

災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは停止となった地域への供給再開を行うとともに、適切な方法で広報活動を行う。

⑵　災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

ア　ガス製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、安全措置を講ずる。

イ　ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ　中部近畿産業保安監督部、津島警察署及び町へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の町民に避難するよう警告する。

⑶　他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する地下鉄工事等の各種工事の実施にあたっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講ずる。

⑷　応援協力関係

ア　ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合、一般社団法人日本ガス協会を通じて他のガス事業者の応援を要請し、原料、資機材の確保については中部経済産業局へ、要員の確保については県へそれぞれ応援を要請する。

イ　中部経済産業局は、災害時においてガス事業者より要請があった場合、原料、資材の融通に関する指導並びに他ガス事業者に対し、緊急応援についての要請を行う。

ウ　応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

２ 一般社団法人愛知県ＬＰガス協会における措置

⑴　災害時における復旧対策

災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、ＬＰガス施設の被害状況を調査、情報収集し緊急対応措置を講ずる。

二次災害防止のための緊急対応措置がなされた後は、供給再開に向けて安全点検を実施し、早期供給再開を図る。

⑵　災害時におけるＬＰガスの保安

ＬＰガス施設が火災等により危険な状態になった場合、又は容器、配管等の折損によりガス漏洩の危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

ア　ＬＰガス供給設備が危険な状態になったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置を講ずる。

イ　ＬＰガス配管の折損等によって漏洩の危険がある場合は、バルブを閉止するなど危険防止に必要な措置を講ずる。

ウ　中部近畿産業保安監督部、愛知県防災安全局、県警、消防等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の町民に避難するよう警告する。

⑶　応援協力関係

一般社団法人愛知県ＬＰガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、一般社団法人全国ＬＰガス協会を通じて他の都道府県の一般社団法人ＬＰガス協会に応援を要請する。

第３節　　上水道施設対策

１ 水道事業者（名古屋市上下水道局）における措置

⑴　災害時における応急工事

災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとる。被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。

なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

ア　応急復旧活動の実施

（ア）　配管設備破損の場合

ａ　応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

ｂ　大規模な配水管が破裂し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

ｃ　県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水町等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

（イ）　水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

イ　応援の要請

（ア）　水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

（イ）　県は、被害状況により必要があると認めたときには、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

（ウ）　さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは他府県等への応援を要請する。

ウ　応急復旧の状況や見通しを最も適切に広報し町民へ周知する。

⑵　応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

⑶　災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

第４節　　下水道施設対策

１ 下水道管理者（災害対策本部　建設部　下水道班）における措置

下水道管理者は、災害発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

⑴　応急復旧活動の実施

ア　下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ　ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

⑵　応援の要請

愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部 10 県 4 市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

第５節　　通信施設の応急措置

１ 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

⑴　災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施する。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。さらに、必要な情報を地方自治体の災害対策機関に連絡する。

⑵　災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信が輻輳するときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。

⑶　災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。

⑷　災害が発生した場合には、予め定められた応急対策計画に基づき、代替機能設備、応急対策用資機材により対策を実施する。

⑸　西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板を運用する。

ア　災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話の輻輳を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国約 50 か所に設置された災害用伝言ダイヤルセンタを通して被災者の安否確認を行うものである。

イ　災害用ブロードバンド伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。

災害用伝言ダイヤルのシステム

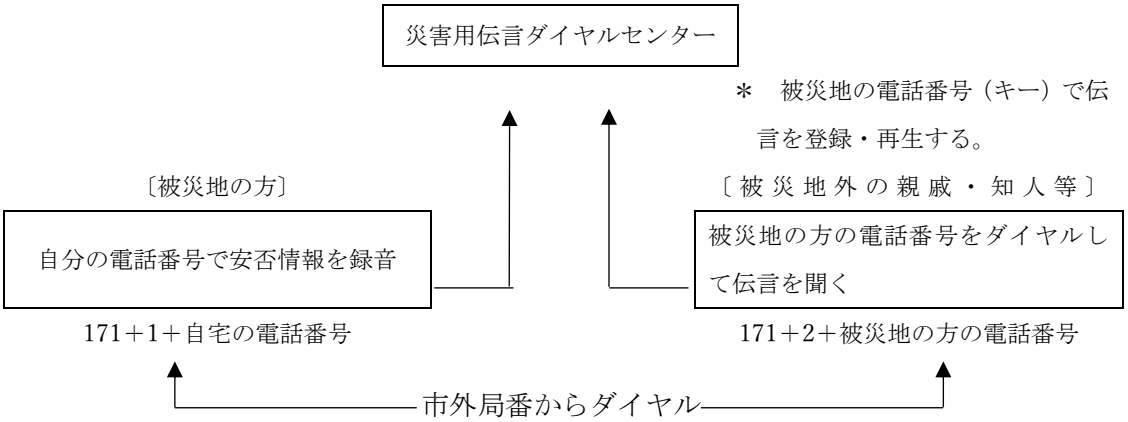

項　　目	内　　容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏のＮＴＴ一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時にＮＴＴが県単位に指定する。）
利用可能電話	ＮＴＴの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、ＩＮＳネット 64、ＩＮＳネット 1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、ＰＨＳ（一部事業者を除く）
伝言蓄積数 伝言録音時間	１電話番号当たり１～10 伝言 １伝言 30 秒以内

伝言の保存期間	登録後2日間（48時間）
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）
暗証番号付き伝言	4桁の暗証番号（録音：171＋3＋暗証番号、再生：171＋4＋暗証番号）

２ 移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

⑴ 株式会社 NTT ドコモでは、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を運用する。

「災害用伝言板」とは震度 6 弱以上の地震など、大きな災害が発生した時に、ドコモの携帯電話やスマートフォン(※)から自身の状況を登録し、登録された安否情報はインターネットなどを通じて確認できる災害時専用のサービス。また、予め指定したメールに災害用伝言板に登録したことをお知らせしたり（登録お知らせメール)、被災地の方に災害用伝言板への安否情報の登録を依頼したり（登録お願いメール）することも可能。

※スマートフォンからの安否情報の登録には「sp モード」契約が必要。Wi-Fi からの安否情報の登録には災害キットの災害用伝言板（簡易版）が必要

項　　目	内　　容
運　用　条　件	震度 6 弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	災害が発生した地域を管轄している営業エリア全域及びその周辺
メッセージ登録可能件数	1 携帯電話番号あたり 10 件
メッセージ登録内容	・状態（複数選択可） 日本語版：「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」 英語版：「I’m okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 ・コメント（全角 100（半角 200 文字以内))
「登録お知らせメール」の送信先として設定可能なメールアドレス	・i モード・ドコモメールアドレス ・インターネットメールアドレス ・ドコモ以外の携帯電話・PHS のメールアドレス　など ※ファミリー割引グループであれば、事前登録は必要なし
メッセージ確認エリア	全国の FOMA/Xi サービスエリア Wi-Fi（インターネット）経由のアクセスが可能なエリア
ご　利　用　料　金	無料
アクセス方法	・iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板 ・d メニュー→災害用安否確認→災害用伝言板 ※「災害用キット」（スマートフォン・タブレット専用アプリケーション）からも利用可能
そ　の　他	ドコモ携帯電話番号以外からは［a u 災害用伝言版］「ソフトバンク災害用伝言版」のリンクを表示する

⑵　ＫＤＤＩ株式会社では、震度 6 弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などとの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。(利用料金は無料)

機能		内容	
伝言板	基本	安否情報の登録・削除・確認、その他(サービス概要、お問合せなど)	
	安否情報の登録	登録方法	・au 災害対策アプリ→災害用伝言板 Ezweb→トップメニュー→災害用伝言板
		被災状況	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択(英語版の利用も可能)
		コメント入力	全角 100 文字まで
		保存期間	1 つの災害で災害用伝言板サービスを終了するまでただし 1 電話番号あたり 10 件を超えたら、古いものから上書き
		登録可能件数	10 件／1 電話番号
安否情報登録利用地域		被害地域を担当している営業エリアおよびその周辺(登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。) スマートフォンからは、全国より登録可能	
お知らせメール		伝言板に安否情報を登録した際に、予め設定しておいた安否情報が登録されたことを E メール自動送信でお知らせする機能	
		設定宛先件数	5 件
		送信者アドレス	安否確認を登録した携帯電話のメールアドレス
		メール内容	安否情報を登録した携帯電話の電話番号
			安否情報が登録された旨をお知らせする内容
			伝言板へアクセスするためのリンク
安否情報確認		地域制限なく、全ての携帯電話で検索可能	
		au 携帯電話番号以外からは「i モード災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示	

⑶　ソフトバンクは、災害時において音声発信が集中することでつながりにくくなった場合に、メッセージを登録し、伝えたい相手に登録したメッセージを届ける災害用伝言板サービスを提供する。

機能	内容	
運用方法	震度 6 弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に開設 (通常時は、自動Ｅメール送信設定機能のみ操作可能)	
対応言語	2 ヶ国語(日本語、英語)	
安否情報登録	対応機種	ソフトバンク携帯電話から登録
	登録内容	「無事です」「自宅にいます」「被害があります」「避難所にいます」「移動中です」「会社にいます」「学校にいます」の中から選択 また、全角 100 文字までコメント入力が可能
	登録可能件数	80 件／1 電話番号(80 件を超えたら古いものから順次上書き)
	保存期間	1 災害における災害用伝言板終了時まで保存 ただし 1 電話番号あたり 80 件を超えたら、古いものから順次上書き削除
安否情報確認	対応機種	ソフトバンク携帯電話および、他社携帯電話やパソコンなどのインターネット端末からも確認可能
	その他	確認したい電話番号がソフトバンク携帯電話の番号ではなかったとき、全社一括検索機能により、当該事業者に登録された安否情報を検索・表示できる
自動 E メール送信	対応機種	ソフトバンク携帯電話から登録
	設定あて先件数	10 件(災害時でなくてもあて先設定は可能) 「S！電話帳バックアップ」を利用時は、最大 20 件まで設定可能
	自動 E メール送信	安否情報を登録した携帯電話の電話番号と E メールアドレスを設定した相手に通知される
	メール内容	安否情報が登録されたことをお知らせするとともに、伝言板へアクセスするための URL を通知する

⑷　通信事業者は、災害により通信不通区間を生じたとき又は応急復旧したときは、県及び町災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。

３ 町、県及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

４ 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第６節　　郵便業務の応急措置

１ 日本郵便株式会社の措置

⑴　郵便物の送達の確保

ア　被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ　災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

⑵　郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア　日本郵便株式会社東海支社は、災害の状況により必要と認められるときは、被災者に対して郵便はがき、郵便書簡を交付する。

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第７節　　ライフライン施設の応急復旧

町、県及びライフライン事業者等における措置

⑴　現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

⑵　ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第１４章 航空災害対策

■　基本方針

○　航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
海部東部消防組合 町		○航空機事故発生の通報 ○警戒区域の設定 ⟶ ○一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 ○救助及び消防活動 ⟶ ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	町、海部東部消防組合、津島警察署、県、第四管区海上保安本部、自衛隊、中部国際空港株式会社、大阪航空局中部空港事務所	2(1)　航空機事故発生の通報 2(2)　警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 2(3)　救助及び消防活動 2(4)　地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 2(5)　食料・飲料水等の提供 2(6)　資機材の確保 2(7)　他の市町村に対する応援要請 2(8)　県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

第１節　　中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通

１ 実施責任者

⑴　大阪航空局中部空港事務所
⑵　自衛隊（航空自衛隊小牧基地）
⑶　津島警察署
⑷　県（名古屋空港事務所）
⑸　中部国際空港株式会社

⑹　第四管区海上保安本部（名古屋海上保安部）
⑺　町及び海部東部消防組合

２ 実施内容

⑴ 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、４「情報の伝達系統」により県及び関係機関に通報する。

⑵　空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、町は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求める。

⑶　必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

⑷　負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第 12 章第 1 節「遺体の捜索」、第 2 節「遺体の処理」、第 3 節「遺体の埋火葬」の定めにより実施する。

⑸　必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

⑹　応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

⑺　災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（海部東部消防組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

⑻　さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

【資料８】２　愛知県内広域消防相互応援協定

３ 他の機関の措置

その他の実施責任者の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

４ 情報の伝達系統

大治町の区域で災害が発生した場合の通報連絡系統は、次のとおりである。

⑴　民間航空機の場合

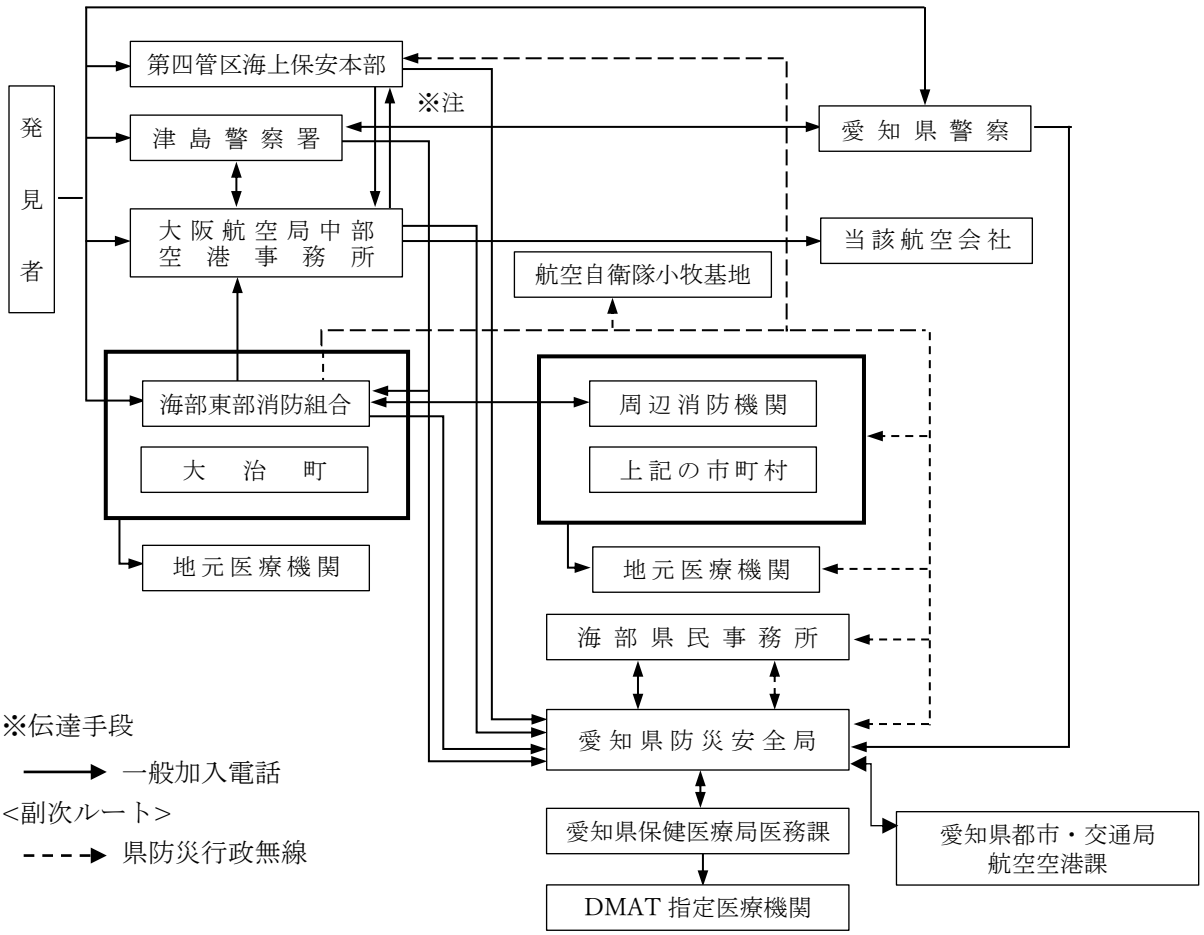

※注：海上の事故及び事故により海上に被害が拡大する恐れがある場合。

⑵　自衛隊機の場合

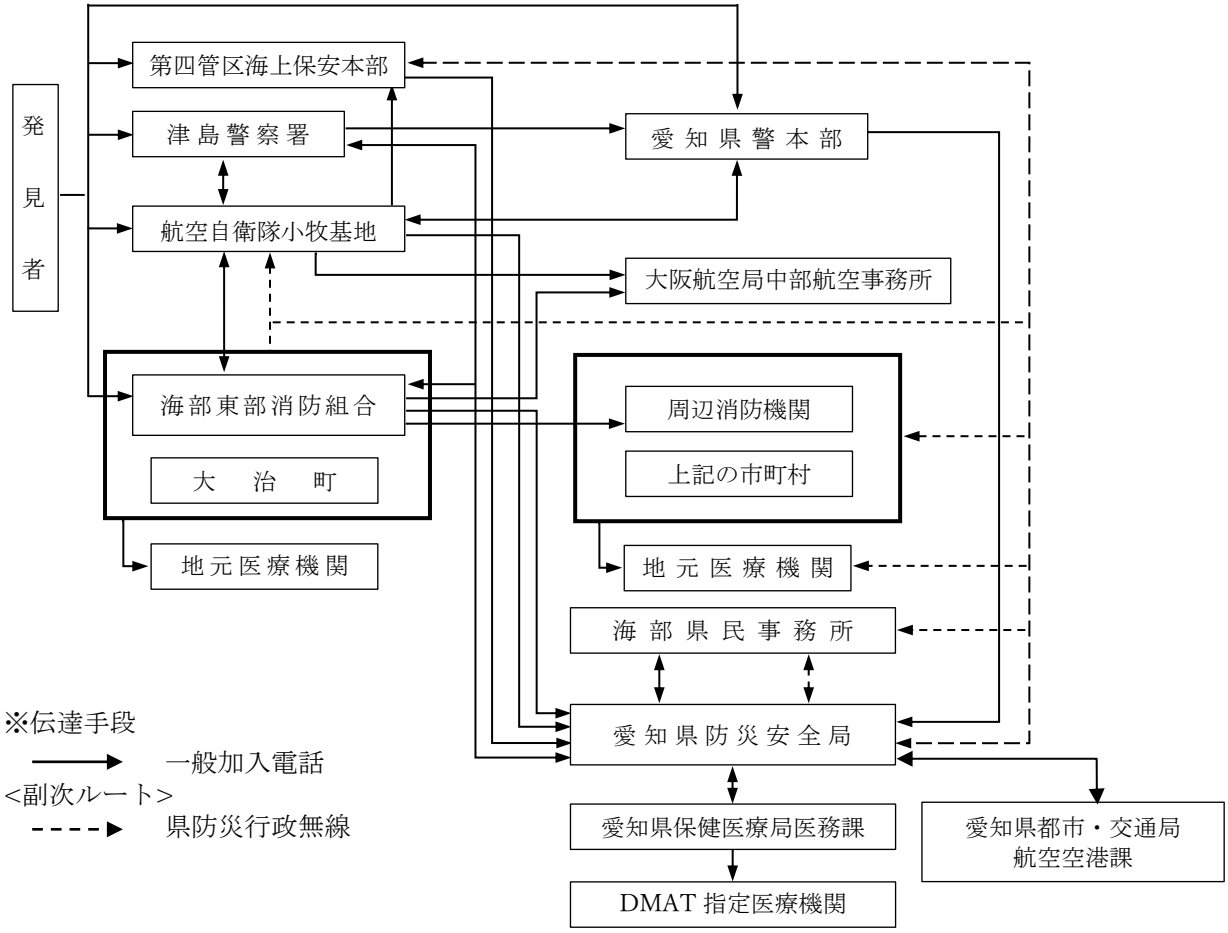

５ 応援協力関係

その他防災関係機関は、町、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

第１５章 道路災害対策

■　基本方針

○　橋梁等の道路建造物の被災等により多数の死傷者等の発生した場合には、町は防災関係機関と連携して、速やかに次の措置をとる。なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第 16 章　「危険物等災害対策」による。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
道路管理者		○道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 ○交通規制 ――――――――――→ ○初期の救助 ――――――――→ ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要請	
町		○県、国土交通省等関係機関への連絡 ○警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 ○救助・救急活動及び消防活動 ――――――→ ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 道路災害対策	道路管理者（町、海部東部消防組合、津島警察署、県、中部地方整備局、名古屋海上保安部）	2⑴　町及び海部東部消防組合の措置

第１節　　道路災害対策

１ 実施責任者

⑴　中部地方整備局
⑵　県
⑶　津島警察署
⑷　町及び海部東部消防組合
⑸　名古屋海上保安部

２ 実施内容

⑴　町及び海部東部消防組合の措置

ア　大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

イ　大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。（第 7 章「交通の確保・緊急輸送対策」参照）

ウ　必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。必要があるときは、知事等に助言を求める。

エ　必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

オ　負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

　なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第 12 章第 1 節「遺体の捜索」、第 2 節「遺体の処理」、第 3 節「遺体の埋火葬」の定めにより実施する。

カ　必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

キ　応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

ク　町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

　なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（海部東部消防組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

ケ　被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

コ　危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。

【資料８】２　愛知県内広域消防相互応援協定

３ 他の機関の措置

その他の実施責任者の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

４ 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次の通りである。

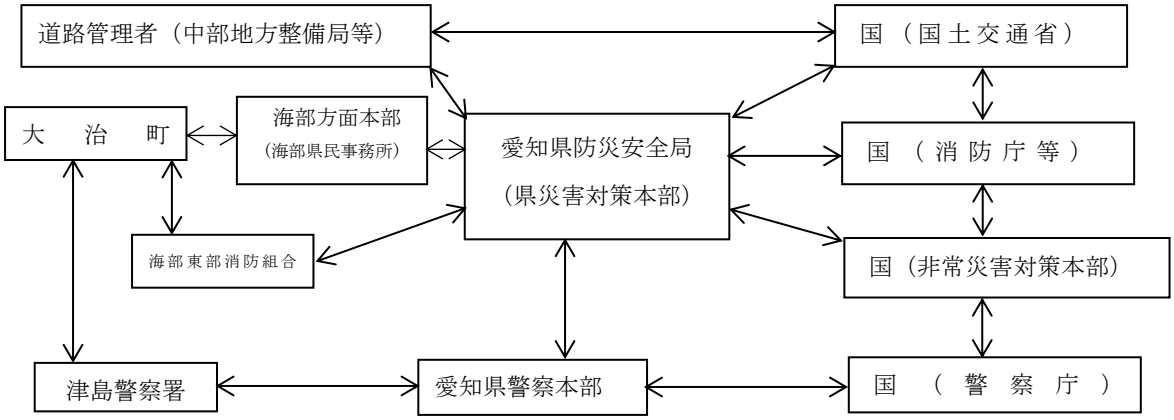

５ 応援協力関係

⑴　道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

⑵　救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第１６章 危険物等災害対策

■　基本方針

○　危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
海部東部消防組合 町		○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の指示 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 ○応援要請	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 石油類及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	町、海部東部消防組合、県、津島警察署、危険物等施設の所有者、管理者、占有者、危険物等輸送機関	2⑴　町及び海部東部消防組合の措置 2⑵　他の機関の措置

第１節　　石油類及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

１ 実施責任者

⑴　危険物等施設の所有者、管理者、占有者
⑵　危険物等輸送機関
⑶　津島警察署
⑷　県
⑸　町及び海部東部消防組合

２ 実施内容

⑴　町及び海部東部消防組合の措置
ア　県への災害発生について直ちに通報する。
イ　危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための必要な措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警

戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。必要があるときは、知事等に助言を求める。

ウ　消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を行う。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川、農地等への流出被害の防止について十分留意するものとする。

エ　火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合には、他の市町村等に対し応援を要請する。

なお、広域的な応援の要請の必要が生じた場合は、町（海部東部消防組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」により、消防相互応援を行う。

オ　エによってもさらに消防力等を必要とする場合は、県に自衛隊の災害派遣を要請するとともに化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材について確保の応援を要求する。

また、必要があると認められる場合には、指定地方行政機関の職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

⑵　他の機関の措置

その他実施責任機関の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

【資料８】２　愛知県内広域消防相互応援協定

３ 応援協力関係

その他の防災関係機関及び企業等は、町又は災害発生企業からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を行う。

第１７章 高圧ガス災害対策

■　基本方針

○　高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
高圧ガス施設等の所有者占有者		○ガスの安全な場所への移動等安全措置 ○海部東部消防組合への通報	
海部東部消防組合 町		○危険物等施設に準じた措置	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 高圧ガス施設	町、海部東部消防組合	1　　第 16 章第１節「石油類及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」に準じた措置
第２節 高圧ガス積載車両	町、県、海部東部消防組合	1　　第 16 章第１節「石油類及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」に準じた措置

第１節　　高圧ガス施設

１ 町及び海部東部消防組合における措置

第 16 章第１節「石油類及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」の場合に準じた措置を講ずる。

２ 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、町又は災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第２節　　高圧ガス積載車両

１ 町及び海部東部消防組合における措置

町、県（防災安全局）、県警察及び高圧ガス輸送業者は、それぞれ第 16 章第１節「石油類及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」の場合に準じた措置を講ずる。

第１８章 大規模な火事災害対策

■　基本方針

○　大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

なお、第 16 章「危険物等災害対策」、第 17 章「高圧ガス災害対策」の定めについても留意するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
海部東部消防組合 町		○県への連絡 ○避難指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○消防ポンプ自動車等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 ―――――――

ア　発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

イ　地域住民等の避難指示等については、第 2 章第 3 節「住民等の避難誘導等」の定めにより実施する。

ウ　必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、町は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求める。

エ　直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

オ　町及び海部東部消防組合で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

　なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町（海部東部消防組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

カ　必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

キ　負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

　なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第 12 章第 1 節「遺体の捜索」、第 2 節「遺体の処理」、第 3 節「遺体の埋火葬」の定めにより実施する。

ク　必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

ケ　応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

コ　被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

３ 他の機関の措置

その他の実施責任者の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

【資料８】２　愛知県内広域消防相互応援協定

４ 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。

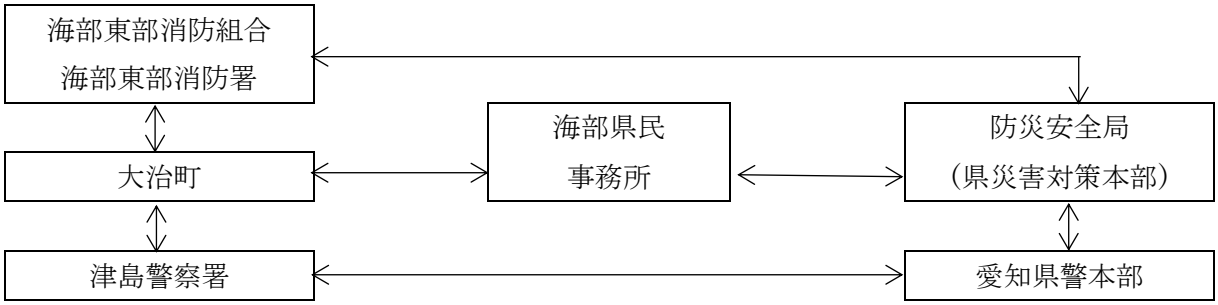

５ 応援要請

⑴　町及び海部東部消防組合は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するにあたって、必要があると認めるときは、津島警察署へ先導等を依頼する。

⑵　救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

６ 消防計画

⑴　組織

常備消防として、あま市と大治町で設立された一部事務組合の海部東部消防組合が設置され、近隣消防署と相互応援協定を締結し、活動の効率化を図っている。さらに常備消防を支える消防団は、7 分団 243 人を定員としている。

【資料２―１】大治町消防団の現勢

⑵　消防活動計画

「海部東部消防組合消防計画」に定めるところにより効果的な消防活動を実施する。

【資料２―２】海部東部消防組合保有の消防力
【資料２―３】消防水利の現況

⑶　報告

消防組織法第 40 条の規定に基づき、県知事を通じて消防庁へ報告する。

⑷　消防団活動

大治町消防団は、火災が発生した場合、海部東部消防組合と協力して消火活動を実施する。大治町においては、町内 13 箇所に小型動力ポンプ及び積載車を常備しており、各区域を担当する分団は、地域住民等と協力して、初期消火活動にあたり、火災の拡大を防止する。

また、救助活動、負傷者の救護及び安全な場所への搬送を行う。

さらに、火災の拡大にともない、付近住民に対して避難指示がなされた場合は、直ちにこれを町民に伝達し、町長、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、町民を安全な場所に誘導、避難させる。

⑸　消防相互応援

ア　応援協力依頼

町長は、大治町消防団及び海部東部消防組合の消防力をもってしても火災の鎮圧が困難な場合、他市町村へ応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う場合が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより海部東部消防組合を通じて消防広域応援を要請する。

町長は、化学消火剤等必要資機材の確保が困難である場合、知事（海部県民事務所を経由）へその確保につき要請する。

イ　消防相互応援協定

大治町は、口頭・慣例によりあま市との間に消防相互応援を実施している。

また、町は愛知県と「愛知県防災ヘリコプター支援協定」を締結しており、必要に応じ消防支援活動等を要請することができる。

海部東部消防組合は、消防組織法第 39 条第 2 項の規定に基づき、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「海部地方消防相互応援協定」及び「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」に加入するとともに、次の機関との間に消防相互応援協定を締結している。

（ア）　名古屋市

（イ）　西春日井郡広域事務組合

（ウ）　稲沢市消防本部

【資料８】２　　愛知県内広域消防相互応援協定
【資料８】５１　愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

第１９章 住宅対策

■　基本方針

○　予め登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。
○　災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
○　町は平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
○　家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
○　応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町		《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設　○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請　○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 被災宅地の危険度判定	町	1⑵　危険度判定実施本部の設置
第２節 被災住宅等の調査	町	1　被災住宅等の調査
第３節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	町	1⑴　応援協力の要請 1⑵　建設用地の確保 1⑶　入居対象者 1⑷　入居者の選定 1⑸　住宅のあっせん 1⑹　管理運営
第４節 住宅の応急修理	町	1　応急修理に関する補助事務
第５節 障害物の除去	町	1　実施責任者 2⑴　障害物の除去の実施 2⑵　放置車両等の除去 4⑴　障害物の除去対象者 4⑵　障害物除去の機関 4⑶　障害物除去の費用 4⑷　整備保存すべき帳簿 4⑸　障害物の除去を必要とする世帯数と完了世帯数の報告

第１節　　被災宅地の危険度判定

１ 町における措置

降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により二次災害の発生のおそれがあり、必要があると判断したときは、被災宅地危険度判定を実施することにより、二次災害を未然に防止し、町民の生命の保護を図るものとする。

⑴　実施責任者

ア　町

イ　県（建築局）

⑵　危険度判定実施本部の設置

ア　町は、町の区域で危険度判定を実施するに当たり、町災害対策本部の中に町被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

イ　実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて町の危険度判定を実施するとともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行

う。

ウ　実施本部は、判定士及び判定のための資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第２節　　被災住宅等の調査

１ 町における措置

町は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

⑴　住家の被害状況

⑵　被災地における住民の動向

⑶　応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

⑷　その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第３節　　応急仮設住宅の設置及び管理運営

１ 町における措置

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

⑴　応援要請

町は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

⑵　建設用地の確保

ア　町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として町が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

また、二次災害に充分配慮する。

イ　応急仮設住宅を迅速に供与するため、町は、予め住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。また、応急仮設住宅の建設候補地となる「砂子防災公園」の整備を進めていく。

⑶　入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

ア　住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ　居住する住家がない者であること。

ウ　自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

⑷　入居者の選定

ア　応急仮設住宅の入居者の選定については、町は、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行うものとする。

なお、入居者の選定あたっては要配慮者に十分配慮する。

入居者の選定に当たっては十分に調査し、必要によっては民生委員等の意見を聞き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにする。

選定の結果、適格となった者については、申請者にその旨を通知する。不適格となった者に対しては、直ちに理由を付して、その旨を申請者に通知する。

なお、入居必要度の高い者を例示すれば、次のとおりである。

(ア)　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者並びに要保護者
(イ)　特定の資産のない失業者
(ウ)　特定の資産のない未亡人並びに母子世帯
(エ)　特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者
(オ)　特定の資産のない勤労者
(カ)　特定の資産のない小企業者
(キ)　前各号に準ずる経済的弱者

イ　応急仮設住宅の供与に当たっては、入居者との間で、応急仮設住宅賃貸借契約を結ぶものとする。

⑸　住宅のあっせん

応急仮設住宅の入居者に対しては、住宅のあっせんを積極的に行い、なるべく早い時期に、これらの者を日本政策金融公庫資金借入れの指導により他の住宅へ転居させるよう措置を講ずるものとする。

⑹　管理運営

ア　応急仮設住宅の管理運営については、町は、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

イ　応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

ウ　入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。なお、供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

⑴　災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

⑵　災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、町が行う。

3 災害救助法による実施基準

⑴　収容対象者

災害により住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。

⑵　建物の規模及び費用

一戸当たりの規模は 29.7 平方メートルを標準とし、費用は災害救助法施行細則別表第 1 に定める額以内とする。

⑶　建設の時期

災害発生の日から原則として 20 日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長するものとする。

⑷　供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。

⑸　応急仮設住宅を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

ア　設置希望戸数

イ　対象世帯の状況

ウ　設置予定場所

エ　着工、完工の予定年月日

第４節　　住宅の応急修理

１ 町における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

２ 災害救助法の適用

⑴　災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

⑵　災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、町が行う。

３ 災害救助法による実施基準

応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

⑴　給付対象者の範囲

ア　住家が半壊・半焼若しくは、これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。

イ　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

⑵　修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

⑶　修理の費用応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

⑷　修理の期間

災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

⑸　修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

⑹　整備保存すべき帳簿

ア　住宅応急修理記録簿

イ　住宅の応急修理のための契約書、仕様書等

ウ　関係支払証拠書類

エ　応急仮設住宅台帳

オ　応急仮設住宅用敷地貸借契約書

⑺　応急修理を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

ア　応急修理を必要とする世帯数

イ　応急修理完了世帯数

【資料１―９】災害救助基準

第５節　　障害物の除去

１ 実施責任者

町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長)。ただし、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

２ 除去活動

障害物除去の事務は、「町災害対策本部建設部都市整備班」が担当し、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、町民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

３ 応援要請

町は、自ら障害物除去の実施が困難な場合には、他市町村又は県に障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、放置車両等により緊急輸送道路の確保が困難な場合には、道路管理者等に対して移動等の要請をするものとする。

４ 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該

市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

災害救助法施行細則に示される障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

⑴　障害物除去の対象者

障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運びこまれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。

⑵　障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

⑶　障害物除去の費用

障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり災害救助法施行細則別表第 1 に定める額以内とする。

⑷　整備保存すべき帳簿

ア　障害物除去の状況記録簿

イ　障害物除去費支出関係証拠書類

⑸　障害物の除去を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

ア　障害物の除去を必要とする世帯数

イ　除去完了世帯数

【資料１―９】災害救助基準

５ 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく実施機関となるが、県が実施機関となる２⑴「障害物の除去の実施」については町長への委任を想定しているため、直接の事務は、当該市町村（救助実施市を除く。）で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第２０章 学校における対策

■　基本方針

○　災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

○　災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、町教育委員会、県教育委員会等が、教科書、学用品等の給与については、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
町	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 (町立学校) ○応援の要求
県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 （県立学校） ○応援の要求

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	町、県	1(1)　気象警報等の把握・伝達 1(2)　臨時休業等の措置 1(3)　避難等

第２節 教育施設及び教職員の確保	町、県	1⑴　応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 1⑵　教職員の確保
	町	2　県又は他市町村教育委員会に対する応援要求
第３節 応急な教育活動についての広報	町、県	広報・周知活動の実施
第４節 教科書・学用品等の給与	町	2⑴　学用品給与の対象者 2⑵　学用品給与の期間 2⑶　学用品給与の費用 2⑷　整備保存すべき帳簿
第５節 児童生徒等に対する支援		1　児童生徒等の保護 2　心の健康管理 3　転出、転入の手続

第１節　　気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

１ 町及び県（教育委員会）における措置

⑴　気象警報等の把握・伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要のある場合は、第３章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき町に対して伝達されるので、町教育委員会が、各学校等に対して伝達する。また、幼稚園、学校及び適応指導教室にあっては、家庭等への連絡方法を予め定めておく。

⑵　臨時休校等の措置

被害の発生が予想され、授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、町教育委員会は予め定めた基準により、各学校長と臨時休校等の措置を協議して行うものとする。

⑶　避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等で予め定めた計画により避難する。

町から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第２節　　教育施設及び教職員の確保

１ 町、県（教育委員会）における措置

町教育委員会は、教育施設の被災若しくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより、授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

⑴　応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア　校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

また、施設が浸水した場合等にあっては直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全の万全を期するものする。

イ　被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講ずる。

ウ　校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

同一地域内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ　特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ　校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について町と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

⑵　教職員の確保

町教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

２ 町教育委員会における措置

教育施設及び教職員の確保については、町教育委員会（町災害対策本部教育部学校教育班）がこれを実施する。

３ 応援要請

⑴　文教施設及び教職員の確保

町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合には、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要請する。

⑵　教科書・学用品等の給与

町は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ学用品の給与の実施調達につき、応援を要請する。

第３節　　応急な教育活動についての広報

１ 町、県（教育委員会）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第４節　　教科書・学用品等の給与

１ 町における措置

⑴　町は、災害により教科書・学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障をきたした町立学校等の児童・生徒に対して教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成 22 年 3 月 26 日 21 教総第 947 号）」別紙様式６により、速やかに（7 日以内）県教育委員会に報告するものとする。

⑵　教科書、学用品等の給与については、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。

２ 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該事務は当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。災害救助法施行細則に示される学用品の給与の実施基準は、次のとおりである。

⑴　学用品給与の対象者

学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）に対して行うものとする。

⑵　学用品給与の期間

学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 か月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑶　学用品給与の費用

学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア　教科書代

教科書の実費

イ　文房具費及び通学用品費

災害救助法施行細則別表第 1 の定める額

⑷　整備保存すべき帳簿

ア　学用品購入（配分）計画表

イ　学用品交付簿（親権者の受領印を徴すること。）

ウ　学用品出納に関する帳簿（受払関係）

エ　学用品購入関係支払証拠書類

⑸　学用品等給与を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

ア　教科書の給与を必要とする児童生徒等数

イ　文房具、通学用品の給与を必要とする児童生徒等数

ウ　給与状況（小中学校別人員、給与品目等）

【資料１―９】災害救助基準

第５節　　児童生徒等に対する支援

１ 児童生徒等の保護

各学校長等は、児童生徒等の被災状況の把握に努める。また、洪水等の災害時にあっては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努めるものとする。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。

２ 心の健康管理

町教育委員会は、被災した児童生徒等に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業等を実施する。

３ 転出、転入の手続

町教育委員会は、被災した生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。

また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応することとする。

第４編　　災害復旧・復興

第１章　　復興体制

■　基本方針

○　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
○　大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
○　町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
○　被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や、高齢者、女性等の参画を促進する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 町復興計画等の策定	町	1　町復興計画の策定
第２節 職員派遣要請	町	1　国の職員の派遣要請 2　他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 3　職員派遣の斡旋要求

第１節　　町復興計画等の策定

1 町復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域等、復興法の定める要件に該当する地域をその区域とする町は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第２節　　職員派遣要請

1 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）

町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

３ 職員派遣の斡旋要求（復興法第 54 条）

町長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

第２章　公共施設等災害復旧対策

■　基本方針

○　公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
○　大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
○　暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 公共施設災害復旧事業	各施設管理者	1　施設災害復旧実施
第２節 激甚災害の指定	町	1⑴　激甚災害に関する調査協力 1⑵　激甚災害指定後の関係書類の提出
第３節 暴力団等への対策	町、津島警察署	1　復旧・復興事業からの暴力団排除 2　公の施設からの暴力団排除

第１節　公共施設災害復旧事業

１ 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

２ 災害復旧事業の種類

⑴　公共土木施設災害復旧事業
　ア　河川災害復旧事業
　イ　道路災害復旧事業
　ウ　下水道災害復旧事業
　エ　公園災害復旧事業
⑵　農林水産業施設災害復旧事業
⑶　都市災害復旧事業
⑷　水道災害復旧事業
⑸　住宅災害復旧事業
⑹　社会福祉施設災害復旧事業

⑺　公立医療施設、病院等災害復旧事業
⑻　学校教育施設災害復旧事業
⑼　社会教育施設災害復旧事業
⑽　その他の災害復旧事業

３ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

⑴　法律により国が一部負担又は補助するもの
ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
ウ　公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
エ　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
キ　予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
ク　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
ケ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）

⑵　要綱等
ア　公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の 2／3 又は 4／5 を国庫補助する。
イ　都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の 2／3 又は 1／2 を国庫補助する。
ウ　水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の 1／2 を国庫補助する。

４ 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、町又は県からの要請により国が代行して実施することができる。

第２節　　激甚災害の指定

１ 激甚災害の指定手続等

大規模な災害が発生した場合において、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の町が行う手続き及び指定を受けた場合の手続き等は、次のとおりとする。

⑴　激甚災害に関する調査協力

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

⑵　激甚災害指定後の関係書類の提出

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出しなければならない。

２ 激甚災害に係る財政援助措置

⑴　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
ケ　障害者支援施設等災害復旧事業
コ　婦人保護施設災害復旧事業
サ　感染症指定医療機関災害復旧事業
シ　感染症予防事業
ス　堆積土砂排除事業 ┬（公共的施設区域内）
　　　　　　　　　　└（公共的施設区域外）
セ　湛水排除事業

⑵　農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
エ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

⑶　中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例
イ　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）による貸付金の償還期間等の特例
ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

⑷　その他の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
ウ　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

エ　水防資機材費の補助の特例

オ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

カ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

キ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）による求職者給付の支給に関する特例

第３節　　暴力団等への対策

暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、津島警察署と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

１ 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用する等暴力団排除活動を徹底する。

２ 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として町公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備する等必要な措置を講ずる。

第３章　災害廃棄物処理対策

■　基本方針

○　町は県と協力し、事業活動に伴って生ずる汚泥等の産業廃棄物の適正処理が円滑に促進されるように排出事業者及び処理業者に対し、廃棄物の保管施設及び処理施設の維持管理等について指導を行い、廃棄物の流出防止等の安全確保を図る。町は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 災害廃棄物処理対策	町	1　実施責任者 2　災害廃棄物処理実行計画の策定 3　災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 4　し尿の収集、処分 5　ごみの収集、処分等 6　周辺市町村及び県への応援要請

第１節　　災害廃棄物処理対策

１ 実施責任者

町長を実施責任者とし、廃棄物の処理は「町災害対策本部建設部産業環境班」が実施する。

２ 災害廃棄物処理実行計画の策定

町は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

３ 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

⑴　災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

⑵　災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

⑶　環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

⑷　ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

４ し尿の収集、処分

し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、浸水地域等、避難所や緊急に汲取りを要する地域及

び重要性の高い施設から実施し、収集したし尿は、海部地区環境事務組合し尿処理場に投入し、処分する。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って行う。

５ ごみの収集、処分

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、収集したものは海部地区環境事務組合のごみ処理施設における焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分等を行う。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

なお、町民に対しては、ごみ分別収集の徹底を図るための広報を行う。また、ごみ収集に要する車両は、必要により民間より借り上げる。

なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

【資料７―２】し尿処理施設
【資料７―３】し尿運搬車
【資料７―４】ごみ処理施設
【資料７―５】ごみ運搬車

６ 周辺市町村及び県への応援要請

町は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を終結している。

町は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。

災害時の支援体制

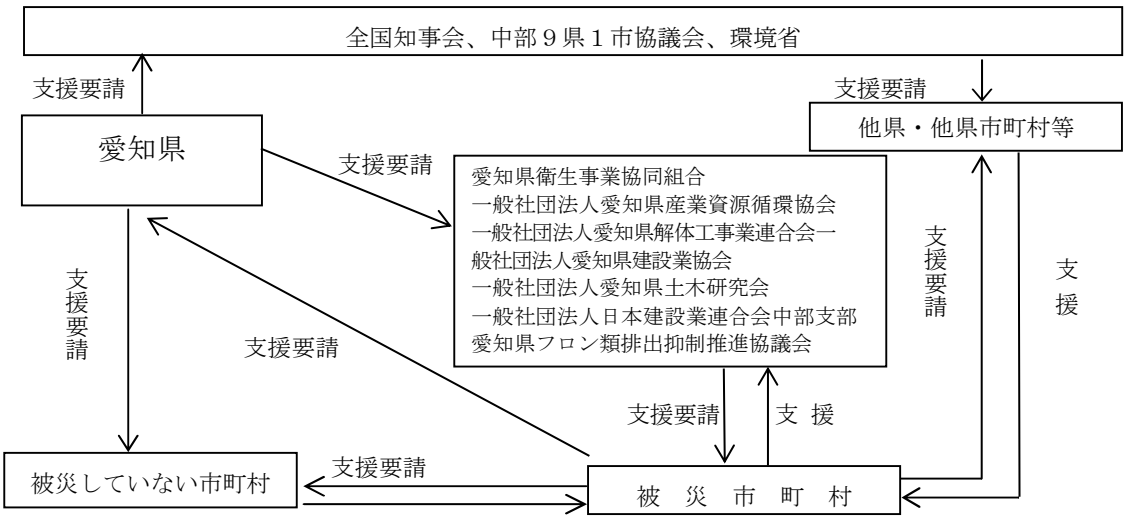

なお、この協定における相互応援の範囲は次のとおりである。

１　一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
２　一般廃棄物処理又は下水道処理に支障が生じた場合
３　その他、特に必要がある場合

【資料８】１８　災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書
【資料８】２６　災害時における廃棄物の処理等に関する協定

第４章　被災者等の生活再建等の支援

■　基本方針

○　被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

○　被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 罹災証明書の交付等	町	1⑴　罹災証明書の交付 1⑵　被災者台帳の作成
第２節 被災者への経済的支援等	町、県、日本赤十字社、その他の機関	2⑴　被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2⑵　災害弔慰金等の支給 2⑶　町税等の減免等 2⑷　義援金の募集 2⑸　義援金の受付、支給 3　義援金等の受付、配分
第３節 被災者等の生活再建等の支援	町、県	1　義援金品の受付、配分 2⑴　がれき等の処理 2⑵　分別・リサイクルの徹底 3⑴　被災状況の把握と避難所・地域の保健活動 3⑵　長期避難者等への健康支援 3⑶　子供たちへの健康支援活動 3⑷　職員等支援活動従事者の健康管理 4⑴　被害状況、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 4⑵　緊急一時入所 4⑶　外国人への情報提供 5⑴　応急仮設住宅の建設 5⑵　災害公営住宅の建設 5⑶　相談窓口の設置

第１節　　罹災証明書の交付等

１ 町における措置

⑴　罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の態勢を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

⑵　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第２節　　被災者への経済的支援等

１ 実施責任者

町、県、日本赤十字社及びその他の機関

２ 被災者への経済的支援等

⑴　被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

⑵　災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア　災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は 500 万円以内、その他は 250 万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国 2／4、県 1／4、町 1／4）

イ　災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250 万円以内、その他は 125 万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国 2／4、県 1／4、町 1／4）

ウ　災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国 2／3、県 1／3）

⑶　町税等の減免等

町は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

⑷　義援金の募集

日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、町の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

⑸　義援金の受付、支給

町は、義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品は「町災害対策本部総務部協力班」が受け付け、これを保管する。

県、日本赤十字社愛知県支部は、受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。なお、日本赤十字社愛知県支部は、義援金は原則として受付を行わず、企業等から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

３ 義援金品の配分

⑴　県及び町は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。

⑵　日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援の迅速・公正な配分に努める。なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と町等と協議の上配分する。

⑶　報道機関、各種団体等は、募集した義援金品を被災者に配分し、又は必要により県、町に寄託する。

４ 郵便はがき等の交付

日本郵便株式会社東海支社は、災害の状況により必要と認められるときは、被災者に対して郵便はがき、郵便書簡を交付する。

５ 更生資金

⑴　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため、死亡者が生計維持者の場合は 500 万円以内、その他は 250 万円以内の災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は 250 万円以内、その他は 125 万円以内の災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

実施主体は、大治町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 12 号）及び大治町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年規則第６号）により町が実施するが、その費用負担は弔慰金、障害見舞金にあっては、国 2/4、県 1/4、町 1/4 であり、援護資

金は、国 2/3、県は 1/3 となっている。

⑵　被災者生活再建支援金

ア　被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって町民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

実施主体は県であるが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の 1/2 は国の補助となっている。

イ　自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、町は当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する。

⑶　生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

実施主体は、県社会福祉協議会である。

⑷　災害見舞金の支給

県は、災害により死亡（行方不明を含む。）又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

６ 激甚災害特別貸付金

被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて貸付ける。

第３節　　被災者等の生活再建等の支援

災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、町は災害救助法の適用を申請し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

また、被災者の早期生活再建を支援するため、町は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、

心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

１ 義援金品の受付、配分

第４章第２節「被災者への経済的支援等」に定めるところによる。

２ がれき・災害廃棄物対策

⑴　がれき等の処理

町は被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実施計画を策定して、迅速に処理を進める。

なお、町による処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行い、県は必要な情報を収集・整理し、調整を行う。

⑵　分別・リサイクルの徹底

解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努める。

３ 健康支援と心のケア

⑴　被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

町は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、町民の健康状態の把握と対応を行う。また、県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、町に情報提供と支援を行う。

⑵　長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはＰＴＳＤ・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

⑶　子供たちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

⑷　職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

４ 要配慮者支援対策

⑴　被害状況、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

町は、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じたサービスを提供する。

⑵　緊急一時入所

施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る。

⑶　外国人への情報提供

国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、外国語ボランティアを避難所等に派遣するとともに、メディアによる災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図る。

５ 住宅対策

⑴　応急仮設住宅の建設

町及び県は、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

⑵　災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、町及び県は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

⑶　相談窓口の設置

町及び県は、相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第５章　　商工業・農林水産業の再建支援

■　基本方針

○　被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 商工業の再建支援	町、県	災害を受けた個人や団体に対して融資される資金対策
第２節 農林水産業の再建支援	町、県	1⑴　支援情報の提供及び相談窓口の設置 1⑵　金融支援等 1⑶　施設復旧

第１節　　商工業の再建支援

町は、災害を受けた個人や団体に対して融資される資金を、次のとおりに定める。

被災中小企業に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。また、資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う

第２節　　農林水産業の再建支援

災害を受けた個人や団体に対して融資される資金は、次のとおりである。

⑴　支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従業者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

⑵　金融支援等

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の支持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

⑶　施設復旧

第２章　公共施設災害復旧事業　参照